

# 中国地方整備局の最近の話題

---

令和7年5月14日

国土交通省 中国地方整備局  
技術調整管理官 北木 清治



国土を**整**え、全力で**備**える  
国土交通省  
中国地方整備局

## ① 令和7年度予算

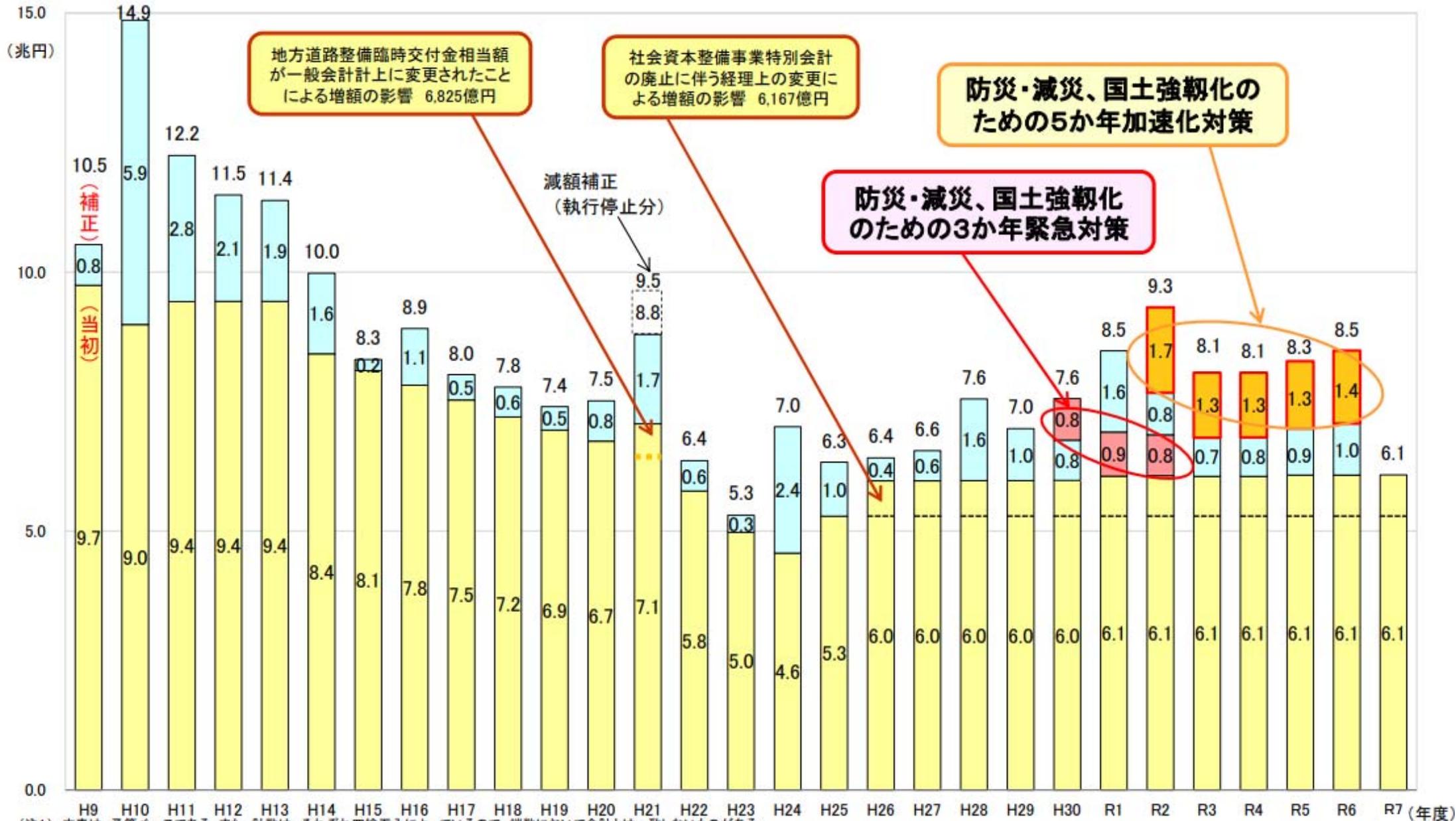
## ② 中国地方整備局管内の主な事業

## ③ 建設業の生産性向上と働き方改革による魅力向上

# 令和7年度予算

---

# 公共事業関係費(政府全体)の推移



(注1) 本表は、予算ベースである。また、計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。  
 (注2) 平成23・24年度予算については、同年度に地域自主戦略交付金に移行した額を含まない。  
 (注3) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の1～5年目は、それぞれ令和2～6年度の補正予算により措置されている。なお、令和5年度補正予算については、5か年加速化対策分のほか、国土強靱化緊急対応枠(3,000億円)、令和6年度補正予算については、5か年加速化対策分のほか、国土強靱化緊急対応枠(3,000億円)及び緊急防災枠(2,500億円)を含む。  
 (注4) 令和3年度当初予算額(6兆549億円)は、デジタル庁一括計上分145億円を公共事業関係費から行政経費へ組替えた後の額であり、デジタル庁一括計上分を含めた場合、6兆695億円である。  
 (注5) 令和4年度当初予算額(6兆574億円)は、デジタル庁一括計上分1億円を公共事業関係費から行政経費へ組替えた後の額であり、デジタル庁一括計上分を含めた場合、6兆575億円である。  
 (注6) 令和5年度当初予算額(6兆801億円)は、生活基盤施設耐震化等交付金202億円を行政経費から公共事業関係費へ組替えた後の額であり、生活基盤施設耐震化等交付金を除いた場合、6兆600億円である。  
 (注7) 令和6年度補正予算については、GX経済移行債で実施する事業(500億円)を含む。

## 《配分方針》

(1) 令和7年度国土交通省関係予算では、「国民の安全・安心の確保」、「持続的な経済成長の実現」、「地方創生2.0に資する個性をいかした地域づくりと分散型国づくり」を3本柱として、令和6年度補正予算と合わせて切れ目なく取組を進めることとしている。

(2) また、社会資本整備については、ストック効果の最大化に取り組みつつ、既存施設の計画的な維持管理・更新・利活用を図りながら、上記の3本柱の実現に資する波及効果の大きなプロジェクトを戦略的かつ計画的に展開していく必要がある。

(3) 以上のような点を踏まえ、一般公共事業等予算の配分に当たっては、

- ・ 令和6年能登半島地震等を踏まえた防災・減災対策
- ・ 気候変動による水害や土砂災害の激甚化に対抗する「流域治水」の加速化・強化
- ・ TEC-FORCE 等の国の防災支援体制・機能の拡充・強化
- ・ インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスの実現
- ・ 地域における総合的な防災・減災対策、老朽化対策等に対する集中的支援（防災・安全交付金）
- ・ 効率的な物流ネットワークの早期整備・活用
- ・ 国際バルク戦略港湾の機能強化
- ・ 成長の基盤となる社会資本整備の総合的支援（社会資本整備総合交付金）
- ・ ゆとりとにぎわいのあるコンパクト・プラス・ネットワークの推進
- ・ 多様な世帯が安心して暮らせる住宅セーフティネット機能の強化

などについて、地域域の実情や要望、事業の必要性や緊急性に基づき、配分を行う。

## 《予算の規模》

総事業費 5,256億円（前年比1.02倍）

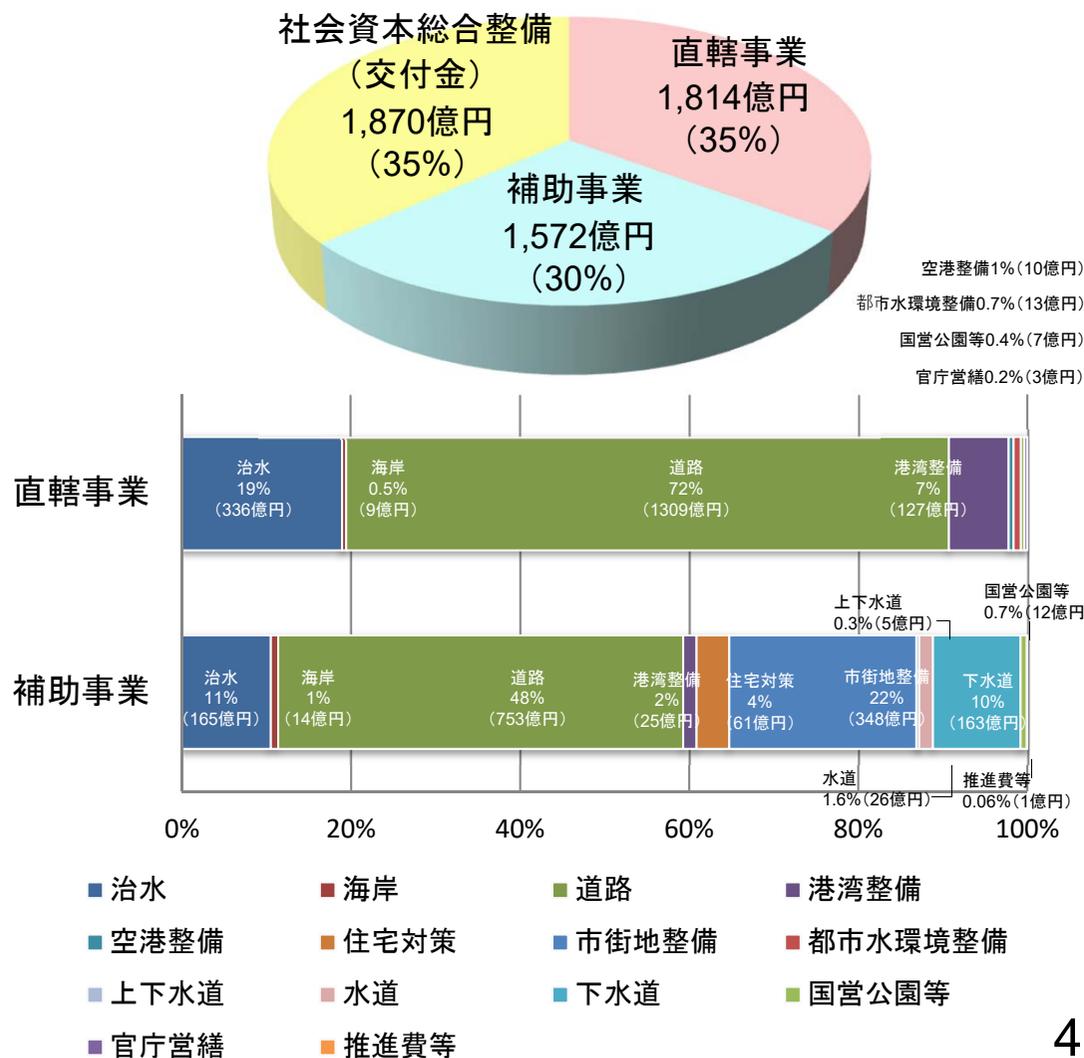
直轄事業費 1,814億円（前年比1.00倍）

補助事業費 3,442億円（前年比1.03倍）

※補助事業費は社会資本総合整備を含む

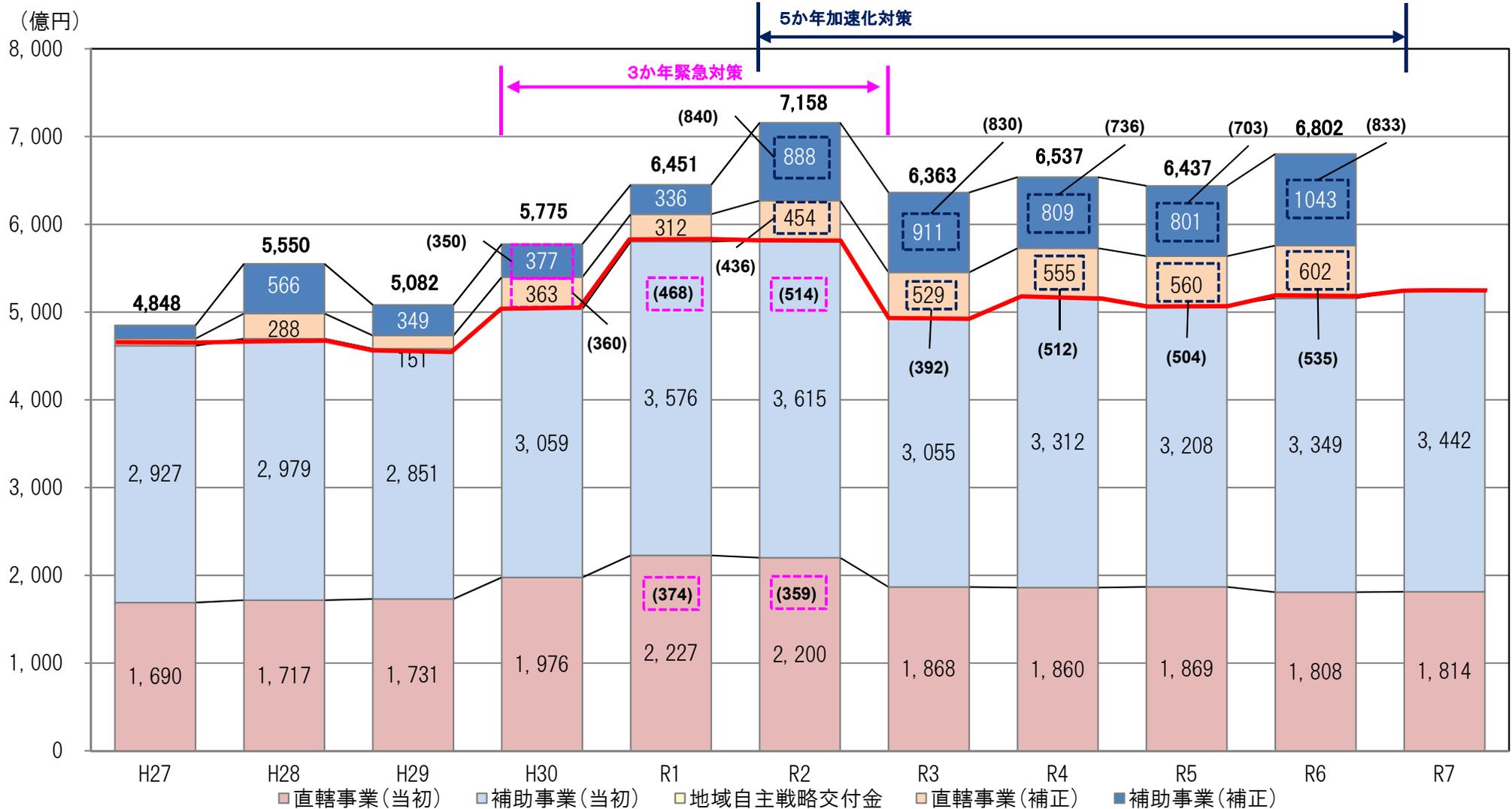
※計数はそれぞれ四捨五入しているため、直轄・補助の合計額は総事業費と一致しない。

## 総額 5,256億円



# 中国地方整備局の予算推移

令和7年度国土交通省関係予算では、「国民の安全・安心の確保」、「持続的な経済成長の実現」、「個性をいかした地域づくりと分散型国づくり」を3本柱として、令和6年度補正予算と合わせて切れ目なく取組を進めることとしている。

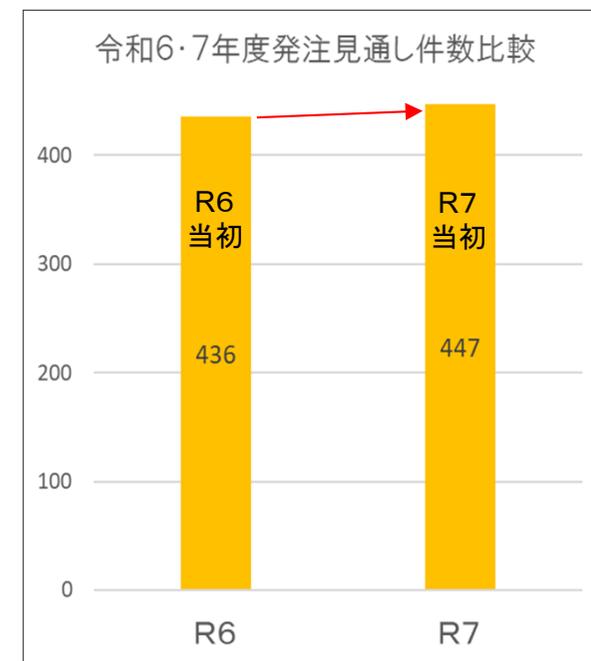
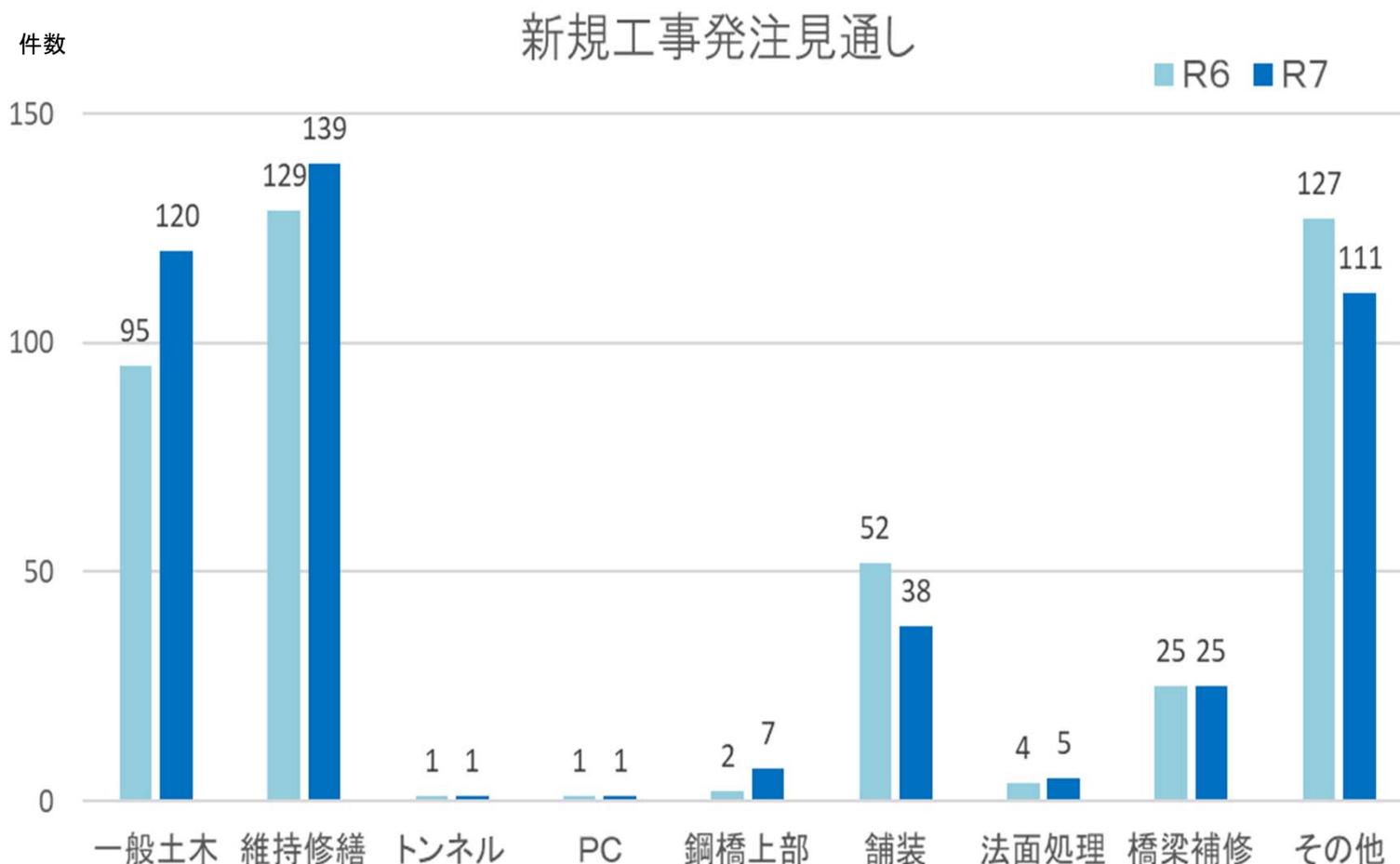


※社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金は配分国費をもとにした推計値である。  
 ※補正額は「ゼロ国債」を含まない。  
 ※当初額には以下の金額を含む。

H20: 地方道路整備臨時交付金 H21: 地域活力基盤創造交付金 H22: 経済危機対応・地域活性化予備費 H24: 経済危機対応・地域活性化予備費  
 H30: 道路関係保留解除、平成30年度7月豪雨関係予備費、高能率貨物取扱支援施設整備事業 R1: 高能率貨物取扱支援施設整備事業

3か年緊急対策 5か年加速化対策

○令和7年度の新規工事発注見通し(港湾空港部関係は除く)は、約450件を予定している。(公表済分)



出典: 中国地方整備局記者発表資料

1. 工事件数は「令和7年度早期発注見通し」「令和7年度発注見通しの公表について(令和7年度4月以降)」によるものである。
2. 工事件数は、発表時点での見込み数であり、今後、工事件数が変更となる場合がある。
3. 工種の「その他」には、河川しゅんせつ、造園、塗装、建築、機械設備、通信設備、電気設備、受変電設備、冷暖房衛生設備を含んでいる。

# 水管理・国土保全行政に関する最近の話題

---

# 水管理・国土保全局の取組 ～ 流域治水の加速化・深化 ～

- 防災・減災、国土強靱化として、流域のあらゆる関係者が協働してハード・ソフト一体となった流域治水の取組を推進するとともに、計画的・効率的なインフラの老朽化・耐震化等を実施してきたところ。
- さらに、気候変動による水災害の激甚化・頻発化に対応するため、既存施設の徹底活用を図りつつ、河川整備基本方針や河川整備計画等の見直しや河川、ダム、砂防、海岸、水道、下水道の整備等を推進するとともに、災害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方の工夫等の被害軽減対策に取り組むことにより、流域治水の加速化・深化を図る。

## 【取組】

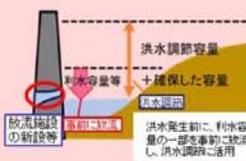
- ・ 根幹的な治水対策の加速化、既存施設の最大限活用・能力向上、河川整備基本方針等の見直し
- ・ 砂防関係施設の整備
- ・ 海岸保全施設の整備
- ・ 雨水排水・貯留浸透機能の強化のための下水道整備
- ・ 総合的な土砂管理
- ・ 水インフラの老朽化対策、耐震対策 等



堤防整備



ダム建設・再生



既存施設の最大限活用  
（ダムの事前放流）



地下空間の活用



砂防関係施設整備



海岸保全施設整備



下水道整備

氾濫をできるだけ防ぐ  
・減らすための対策

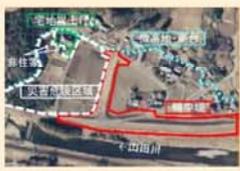
あらゆる関係者の協働による  
流域治水の加速化・深化



被害対象を減少  
させるための対策



被害の軽減、早期復旧  
・復興のための対策



災害危険区域設定



二線堤の保全・拡充



水害リスク情報の充実  
（水害リスクマップ）



災害の自分事化  
（NIPPON防災資産）

## 【取組】

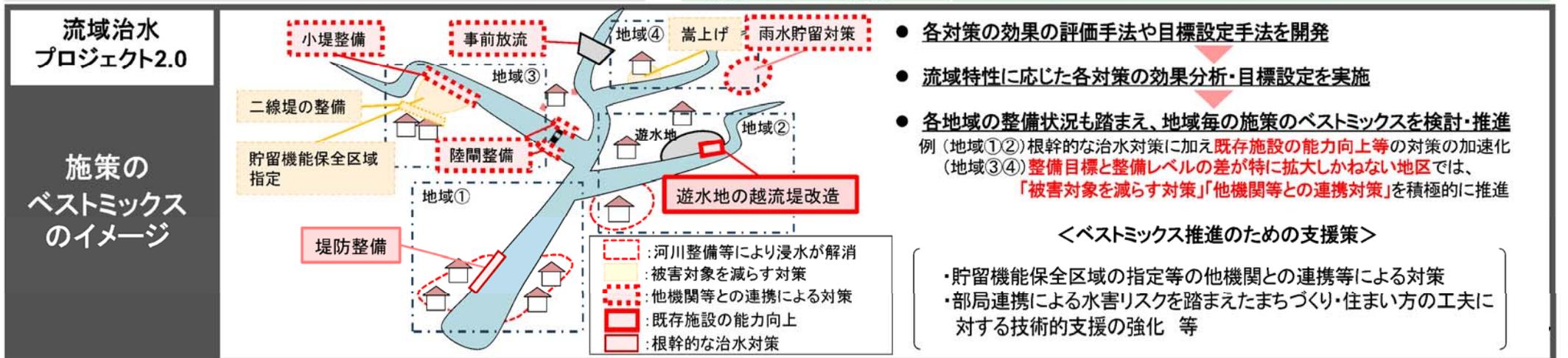
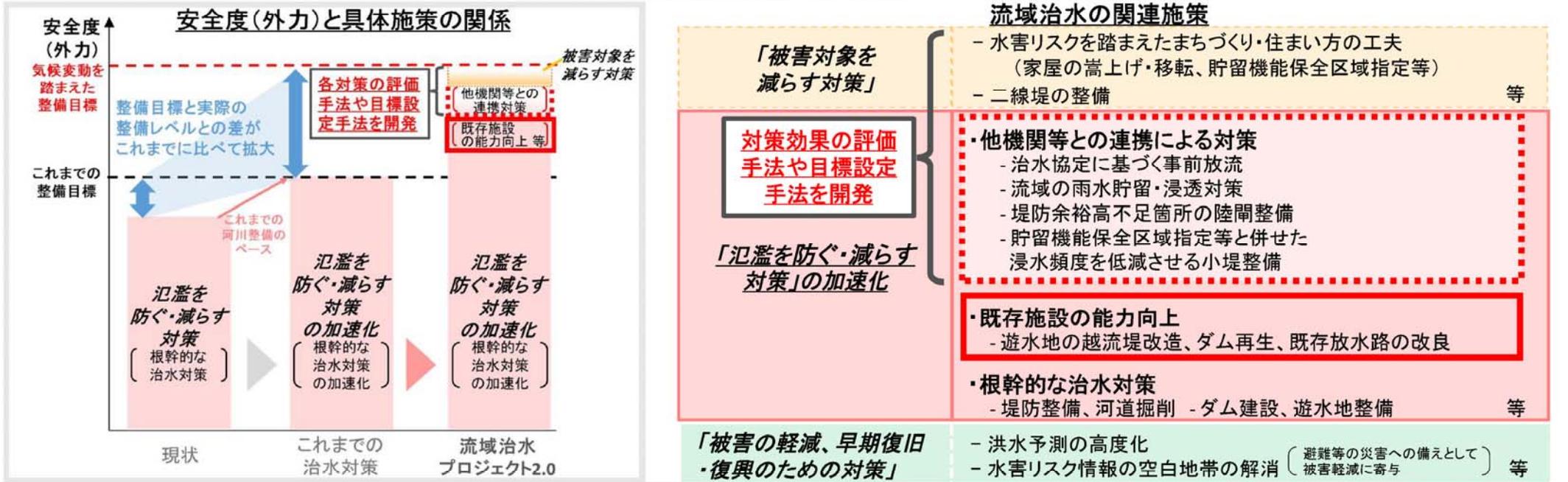
- ・ 水害リスクの高い地域における建物等の構造規制・土地利用の誘導等
- ・ 住まい方の工夫
- ・ 二線堤等の浸水範囲を減らす取組 等

## 【取組】

- ・ 水災害リスク情報の提供
- ・ 洪水・土砂災害・高潮等の予測情報充実
- ・ 災害の自分事化 等

# 流域治水プロジェクト2.0推進に向けた施策のベストミックス

○気候変動により外力が増大し、これまでの河川整備のペースでは整備目標と実際の整備レベルとの差が拡大。この差を早期に埋めるため、氾濫を防ぐ・減らす対策である根幹的な治水対策に加え、既存施設的能力向上等の対策を加速化するとともに、「他機関等との連携による対策」(=氾濫を防ぐ・減らす対策)や、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方の工夫等の「被害対象を減らす対策」について効果の評価手法や目標設定手法を開発し、流域特性に応じた各対策の効果分析・目標設定を行い、流域毎の施策のベストミックスを検討・推進



# 特定都市河川制度の活用による流域治水の取組推進

- 「流域治水」の本格的な実践に向けて、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法※の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川の指定を拡大。 ※特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)
- 特定都市河川制度の活用により、河川管理者、流域都道府県及び市町村、下水道管理者による流域水害対策計画の策定、雨水浸透阻害行為の許可及び雨水貯留浸透施設整備計画の認定等を推進。

## 特定都市河川制度に関する新たな取組

### 特定都市河川指定に関する理解醸成

- 法制度をわかりやすく周知する特定都市河川パンフレットの作成
- 自治体等の実務担当者が参加する会議を開催し、特定都市河川指定に係る疑問の解消や先進事例の共有を図る

### 特定都市河川制度の活用推進

- 流域水害対策計画に基づく取組の実効性を高めるための取組支援(P.30参照)
- 貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の延長(P.81参照)

## これまでの主な取組

### 特定都市河川に係る支援制度

- 流域水害対策計画に位置づけられたハード対策に予算を重点措置
- 雨水貯留浸透施設等の整備に係る個別補助事業創設、税制特例措置の延長【R6年度措置】
- 都道府県の流域水害対策計画作成を支援するための予算措置
- 貯留機能保全区域、浸水被害防止区域内における宅地かさ上げ等に係る支援の拡充【R6年度拡充】

### 特定都市河川法改正に係る制度の普及啓発

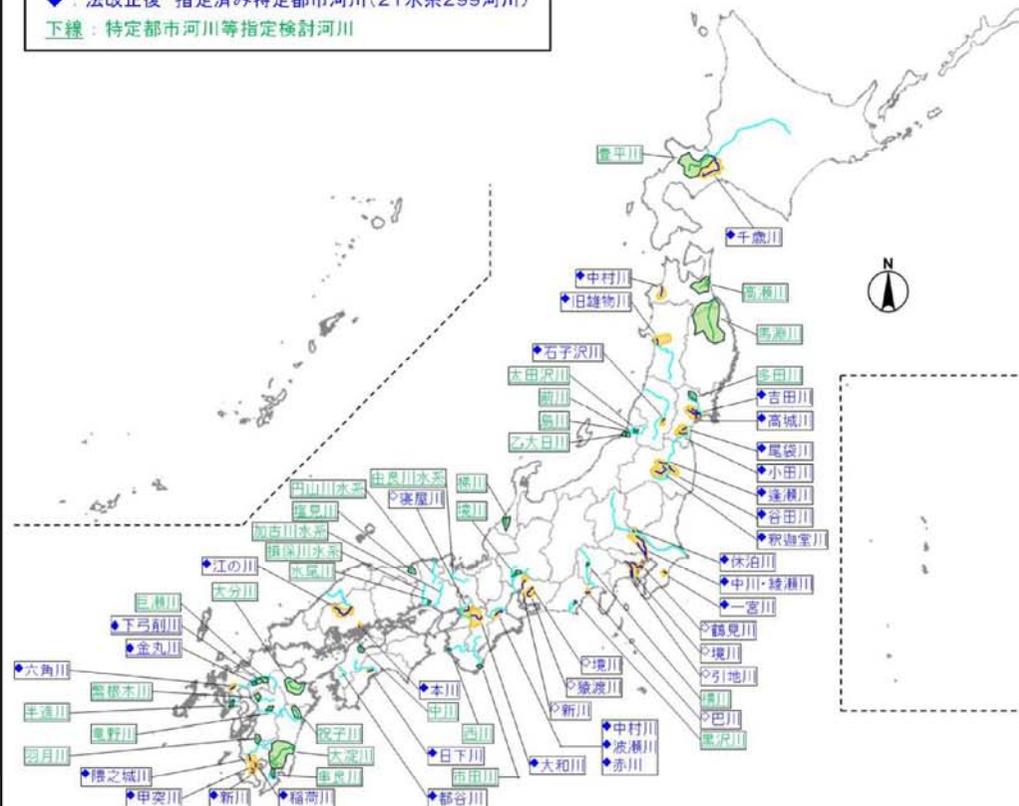
- 法施行に関するガイドラインの策定、支援制度等をまとめた流域治水施策集の策定
- 特定都市河川ポータルサイトの開設及び特定都市河川指定等に係るロードマップの公表
- 行政機関相互の緊密な連携・協力の強化
- 各地方ブロック等において関係省庁や都道府県・自治体等が参加した関係者会議を開催
- 全国各水系で流域の関係者が参加した流域治水協議会を開催

## 特定都市河川の指定状況(令和6年12月末時点)

特定都市河川 29水系363河川

### 【凡例】

- ◇ : 法改正前 指定済み特定都市河川( 8水系 64河川)
- ◆ : 法改正後 指定済み特定都市河川(21水系299河川)
- 下線 : 特定都市河川等指定検討河川



- 令和6年7月、大和川流域で全国初の貯留機能保全区域の指定がなされるなど、特定都市河川における流域の取組は、今後より一層期待される
- 流域治水の更なる推進を図るため、流域関係者による合意形成を進めながら、流域水害対策計画の実効性を高める取組に支援する。

### 背景・課題

- ・ 令和6年7月に、奈良県が大和川流域において、全国で初めて特定都市河川浸水被害対策法に基づく貯留機能保全区域を指定。
- ・ 流域の被害最小化に向けては、河川整備の加速化に加え、
  - ▶ 低平地の開発抑制による被害対象の減少
  - ▶ 対象沿川の土地が有する保水・遊水機能を保全・活用した流域における対策の推進など、流域の関係者が一体となった取組を全国で推進することが重要。
- ・ 一方で、流域の関係者の更なる取組を促進するためには、地域における合意形成を進め、流域水害対策計画に基づく取組の実効性を高めることが必要。



R6. 7. 30 奈良県知事定例記者会見  
(左) 川西町長 (右) 田原本町長  
(中) 奈良県知事



貯留機能保全区域の記念碑  
(奈良県川西町)

### 新たな制度による対応

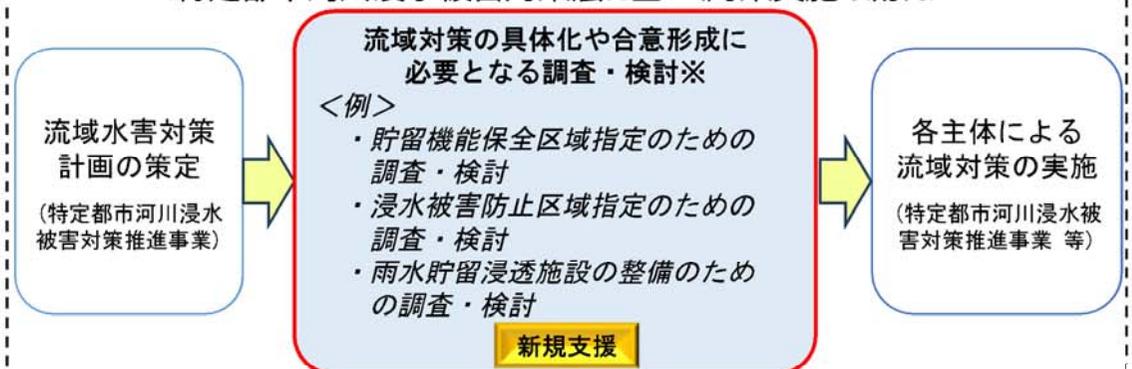
#### 対象事業

- 事業名：特定都市河川浸水被害対策推進事業（補助）
- 事業主体：都道府県
- 国庫負担率：1/2等

#### 拡充内容

- ・ 流域水害対策計画に基づく取組の実効性を高めるためには、計画策定後、目標達成に向けた対策の具体化や合意形成を進めることが重要であり、早期の関係者合意形成を図るため、これらの取組に対して計画策定から5年以内に関り、新たな支援を実施。

<特定都市河川浸水被害対策法に基づく対策実施の流れ>



※流域対策と併せて実施することで効果が促進されるソフト対策についても支援

- 近年、気候変動の影響により水害が激甚化・頻発化しており、毎年のように堤防の決壊や越水等による甚大な浸水被害が発生しているところ。
- 被災箇所<sup>※</sup>の原形復旧のみでは再度災害防止が図られない場合、改良復旧の実施が必要となる。災害関連事業の総工事費に占める改良復旧の割合に関わらず事業を実施できるよう、基準等の見直しを実施することで、改良復旧工事を加速させ、早期の再度災害防止を図る。

## 背景・課題

- ・ 近年、気候変動の影響により水害が激甚化・頻発化しており、毎年のように堤防の決壊や越水等による甚大な浸水被害が発生。
- ・ 河川整備水準を大きく上回る大規模な洪水が発生した河川においては、再度災害防止のため、原形復旧に加え改良復旧を実施しているが、堤防が決壊した場合を除き、総工事費に占める改良復旧の工事費の割合は、9割程度を越えない範囲に限定している。

## 対象事業

事業名：河川大規模災害関連事業  
 事業主体：国  
 国庫負担率：2/3等

## 新たな制度による対応

### 拡充内容

堤防決壊に至らずとも、堤防の欠損や越水等により家屋等の一般被害が激甚であった場合において、災害関連事業の総工事費に占める改良復旧の割合に関わらず事業を実施できるよう、基準等を見直し。

## 近年の大規模な災害

### ■令和3年8月11日からの大雨

・被害状況(六角川水系 六角川、牛津川)



六角川水系六角川及び牛津川では、越水等により、流域全体で床上浸水1,248戸、床下浸水2,059戸、浸水面積約5,400haの甚大な被害が発生。

### ■令和5年7月10日からの大雨

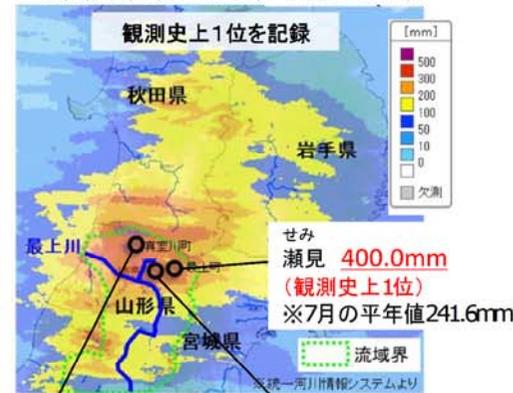
・被害状況(筑後川水系 巨瀬川)



筑後川水系巨瀬川では、越水等により、床上浸水1,050戸、床下浸水2,131戸、浸水面積約1,690haの甚大な被害が発生。

### ■令和6年7月25日からの大雨

レーダー雨量(72時間)  
 (令和6年7月24日1時～7月27日1時)



さすなべ 差首鍋 444.0mm (観測史上1位) ※7月の平年値339.7mm	せみ 瀬見 400.0mm (観測史上1位) ※7月の平年値241.6mm	しんじょう 新庄 403.5mm (観測史上1位) ※7月の平年値219.6mm
---	--	---

・被害状況(最上川水系 最上川)



最上川水系最上川では、越水等により、床上浸水194戸、床下浸水196戸、浸水面積約1,640haの甚大な被害が発生。

- 気候変動等の影響により土石流災害が激甚化・頻発化しており、発災後は早期に再度災害の防止に備えることが重要。
- 砂防堰堤等が土石流を捕捉した場合には、土砂・流木によって堆砂敷が埋塞し、砂防設備として必要な機能が失われることから、**早期に機能を復旧させるため、災害復旧事業として緊急的な除石が可能な制度に拡充。**

## 背景・課題

- 砂防堰堤等にて土石流を捕捉し、堆砂敷が土砂等で埋塞した場合は、**速やかに除石を実施し、次期出水に伴う土石流に対して、捕捉機能を復旧する必要がある。**
- 堆砂量が膨大な場合、施設管理者による費用負担が大きいことから、迅速な除石ができず、速やかな機能復旧が困難な状況となっている。
- 現行の災害復旧事業は、砂防堰堤が被災もしくは埋没した場合の計画堆砂線を超える埋そく土の掘削、または、砂防堰堤の新設もしくは嵩上げと一体的に実施される既存堰堤背面の掘削に限られている。



※計19箇所の砂防堰堤等で土石流を捕捉 ⇒ 総捕捉量推計約10万m<sup>3</sup>

令和5年7月の大雨により同時多発的に発生した土石流を捕捉した砂防堰堤等(筑後川水系赤谷川流域)

## 新たな制度による対応

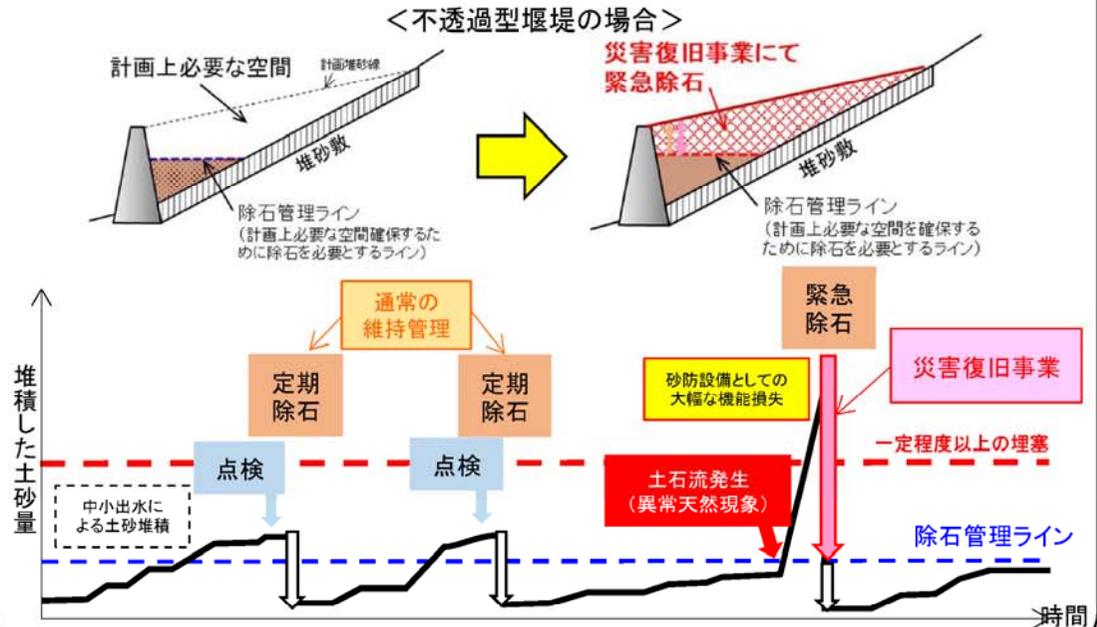
砂防堰堤等が土石流を捕捉した場合に早期に機能を復旧させるため、異常な天然現象により発生した土石流等については、**平常時からの砂防堰堤の適切な除石管理等を実施しているものに限る、災害復旧事業として緊急的な除石が実施可能とする。**

### 対象事業

事業名: 河川等災害復旧事業  
 事業主体: 砂防設備管理者(国、都道府県)  
 国庫負担率: 2/3以上等

### 拡充内容

土石流の発生により砂防堰堤等の堆砂敷が土砂等で埋塞し、捕捉機能を阻害する場合に、当該土砂等の緊急除石を災害復旧事業の対象に追加。



# 直轄特定緊急地すべり対策事業の創設

新規事項

- 令和6年能登半島地震では、多数の地すべり災害が発生し各所で甚大な被害が生じたため、国直轄の災害関連緊急事業による応急対策を実施している。
- 地すべり災害箇所において、今後の豪雨や地震により再び地すべり被害が生じないように、**災害関連緊急事業に引き続き、短期的・集中的に地すべり対策工を整備する必要があることから、新たに直轄特定緊急地すべり対策事業を創設する。**

## 背景・課題

- 災害関連緊急事業では当面の対策として、拡大崩壊による保全対象への被災防止を目的に、崩壊斜面の風化防止対策とすべり残りの土塊の移動抑制のための抑制工を最優先として実施する。
- 災害関連緊急事業は当面の応急対策であり、再度災害防止を図るためには、**短期的・集中的な追加の施設整備が必要。**
- 発災後の再度災害防止対策を実施する上で、直轄の地すべり対策については現行制度で実施することができない。



■ 国道249号沿岸部で発生した大規模な地すべり災害(直轄地すべり対策災害関連緊急事業実施箇所)

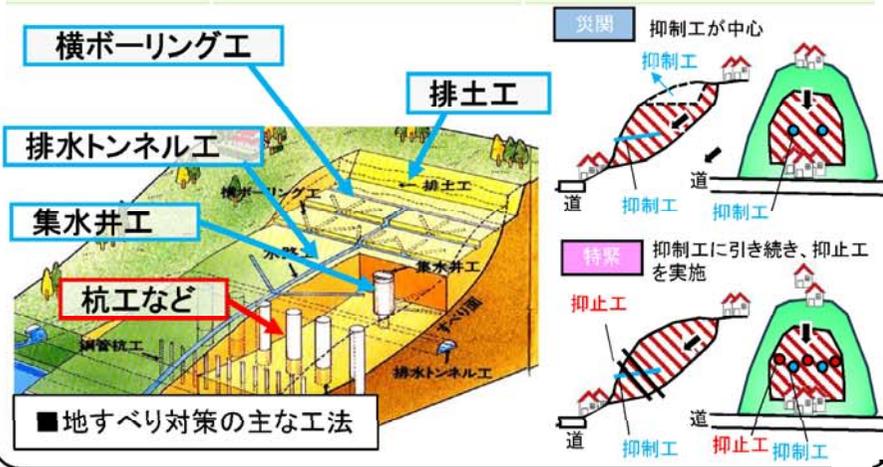
## 土砂災害発災後の事業メニュー

		発災直後(災害復旧・改良復旧)	発災後(再度災害防止)
		発災直後の危険な状況に緊急に対処するための施設整備等を実施するもの	左記の対策に引き続き、再度災害防止を図るため短期的・集中的に施設整備を実施するもの
直轄	砂防	○砂防災害関連緊急事業(国庫負担率:2/3)	○特定緊急砂防事業(国庫負担率:2/3)
	地すべり	○地すべり対策災害関連緊急事業(国庫負担率:溪流にかかる分2/3等、その他の分 1/2等)	<b>令和7年度新規創設</b> ○特定緊急地すべり対策事業(国庫負担率:溪流にかかる分2/3、その他の分1/2)
補助	砂防	○災害関連緊急砂防事業(国庫負担率:2/3等)	○砂防激甚災害対策特別緊急事業(国庫負担率:5.5/10等) ○火山砂防激甚災害対策特別緊急事業(国庫負担率:5.5/10等) ○特定緊急砂防事業(国庫負担率:1/2等)
	地すべり	○災害関連緊急地すべり対策事業(国庫負担率:溪流にかかる分2/3等、その他の分 1/2等)	○地すべり激甚災害対策特別緊急事業(国庫負担率:溪流にかかる分5.5/10等、その他の分1/2等) ○特定緊急地すべり対策事業(国庫負担率:溪流にかかる分1/2等、その他の分1/2等)

## 新たな制度による対応

- 災害関連緊急事業では応急安全度を確保できない地すべり対策箇所において、国直轄による地すべりの再度災害防止対策を実施するために、新たに直轄特定緊急地すべり対策事業を創設する。

地すべり対策の事業メニュー	地すべり対策災害関連緊急事業	直轄特定緊急地すべり対策事業
対策における基本的な考え方	当該年発災の風水害、震災等により地すべり現象が活発となり、危険度が増し、経済上、民生安定上放置し難い場合に緊急に施工を必要とする地すべり防止工事	災害関連緊急事業と一体的な計画に基づき、地すべり被害が発生したブロックのみでなく、周辺のブロックの影響を加味した地域一体的な施工を必要とする地すべり防止工事(おおむね5年以内)
一般的な地すべり対策工法	<b>抑制工</b> (崩壊斜面に残存している不安定土砂の排土工、横ボーリング等による地下水排除工など)	<b>抑制工</b> (排土工、横ボーリング・集水井等による地下水排除工) <b>抑止工</b> (杭工、アンカー工等)



- 令和6年能登半島地震では多数の斜面崩壊により多くの犠牲者が出たほか、交通インフラや上水施設等が被災し住民の避難行動や救助活動、復旧・復興の大きな支障となった。
- 令和元年度創設の「事業間連携砂防等事業」を拡充することで、道路等の重要な交通インフラのみならず、上下水道等のライフライン施設も保全する事前防災としてのハード対策を推進し、災害に強いまちづくりの支援を図る。

## 背景・課題

- 令和6年能登半島地震では多数の斜面崩壊により、基幹道路である国道249号や上水施設等が複数箇所被災し、住民の避難行動や救助活動、被災地域の復旧・復興の大きな支障となっている。



国道249号を寸断した地すべり災害



浄水場を機能停止にした河道閉塞



- 令和元年度以降、個別補助「事業間連携砂防等事業」を創設し、防災上重要性の高い道路のうち土砂災害によって寸断のおそれのある箇所への対策を重点的に支援してきたが、ライフライン施設の保全については当該事業の対象となっていない。

## 新たな制度による対応

### 対象事業

事業名：事業間連携砂防等事業  
 事業主体：都道府県  
 国庫負担率：1/2等（砂防・通常）、5.5/10等（砂防・火山）  
 1/2等（地すべり）、1/2（急傾斜）

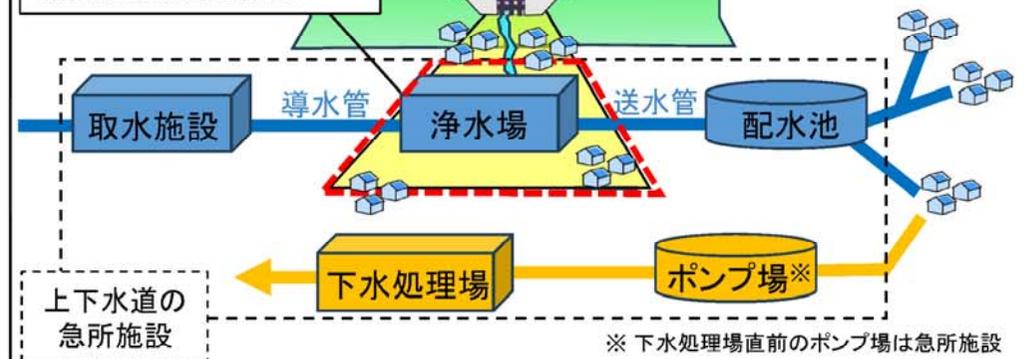
### 拡充内容

**機能が失われると広範囲かつ長期的に影響が及ぶシステムの急所となる上下水道施設のうち、土砂災害警戒区域内に位置する施設の耐震化や急傾斜地崩壊対策に係る事業と連携して実施する土砂災害対策について、新たに当該事業の対象に追加。**

①土砂災害警戒区域内の上下水道施設における耐震化や急傾斜地崩壊対策に係る事業と連携して、事業間連携計画を作成

重要ライフライン保全対策

②事業間連携計画に基づき、概ね5年以内で完了する土砂災害対策(砂防堰堤の整備等)を実施



上下水道のシステムの急所となる施設を保全する土砂災害対策のイメージ

**道路等の重要な交通インフラやシステムの急所となる上下水道等のライフライン施設を保全する事前防災としてのハード対策を推進**

### ○ 上下水道施設の老朽化や、人口減少に伴う料金収入の減少、地方公共団体の職員減少などが進む中、上下水道の基盤強化を図るため、上下水道分野におけるDXや流域単位での施設等再編を推進

#### 背景・課題

##### ○ 上下水道一体の取組の必要性

- 令和6年度より、水道行政の一部が国土交通省に移管。人口減少やインフラの老朽化が進む中、災害に強く、持続可能な上下水道の機能を確保するため、上下水道一体の取組の加速化が必要

##### ○ 上下水道分野におけるDXの必要性

- 上下水道施設の老朽化や、管理に精通した熟練職員の減少などが進む中、デジタル技術を活用し、メンテナンスの効率を向上させるため、上下水道分野におけるDXの推進が重要。
- メンテナンスの効率化を抜本的に向上させることが可能となる上下水道DX技術のカタログを令和6年度中に策定。今後5年程度で標準装備を進めていく。

##### ○ 施設等再編の必要性

- 上下水道の基盤強化のため、広域化を推進しつつ、人口減少が進む地域等においては、地域の実情に応じて分散型システムの活用が必要
- 加えて、カーボンニュートラルの視点で、施設配置の最適化（上流からの取水や汚水処理の集約、施設の統廃合）による省エネの推進が必要

#### 新規・拡充内容

##### (1) 上下水道分野におけるDXの推進 [交付金の拡充]

- 市町村の区域を超えて広域的に実施するデジタル技術を活用した水道施設の点検・調査を支援
- 台帳情報のクラウド化を支援

##### (2) 上下水道の施設配置の最適化への支援 [交付金の拡充]

- 水道システムの省エネ推進のため、取水位置を上流に移転する際の取水施設や導水施設の整備等を支援
- 人口減少や災害復旧を踏まえた最適な汚水処理手法を選択できるよう、経済性を考慮して下水道から浄化槽に転換する場合、下水道管等の撤去等に必要な費用を支援

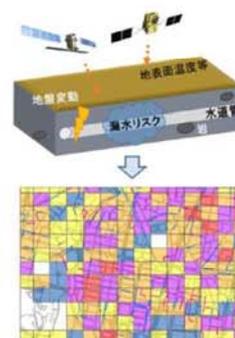
##### (3) 広域連携のための「水道基盤強化計画」の策定推進 [交付金の拡充]

- 市町村の区域を越えた広域的な連携等を推進するため、都道府県が水道法第5条の3に規定する水道基盤強化計画を策定する際に必要な費用を支援

##### (4) 人口減少地域に適した技術の実証

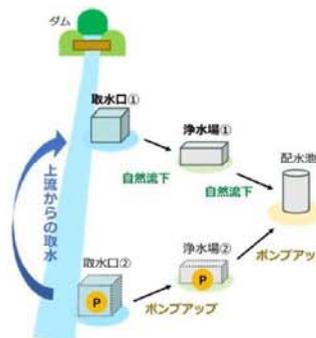
[上下水道一体効率化・基盤強化推進事業調査費の創設]

- 人口減少地域において持続可能な給水・汚水処理を実現するための分散型システムやダウンサイジング可能な技術を実証



人工衛星データを用いた漏水検知システム

上下水道DXの推進

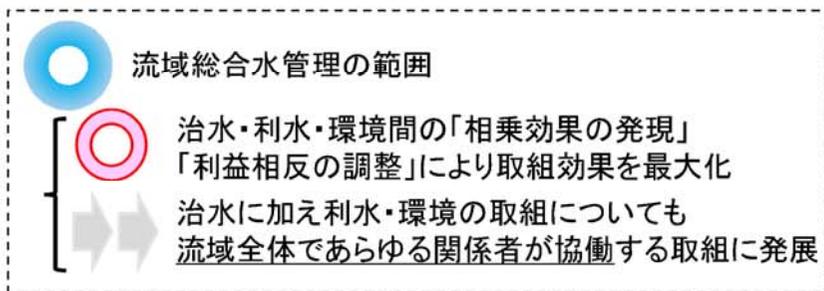
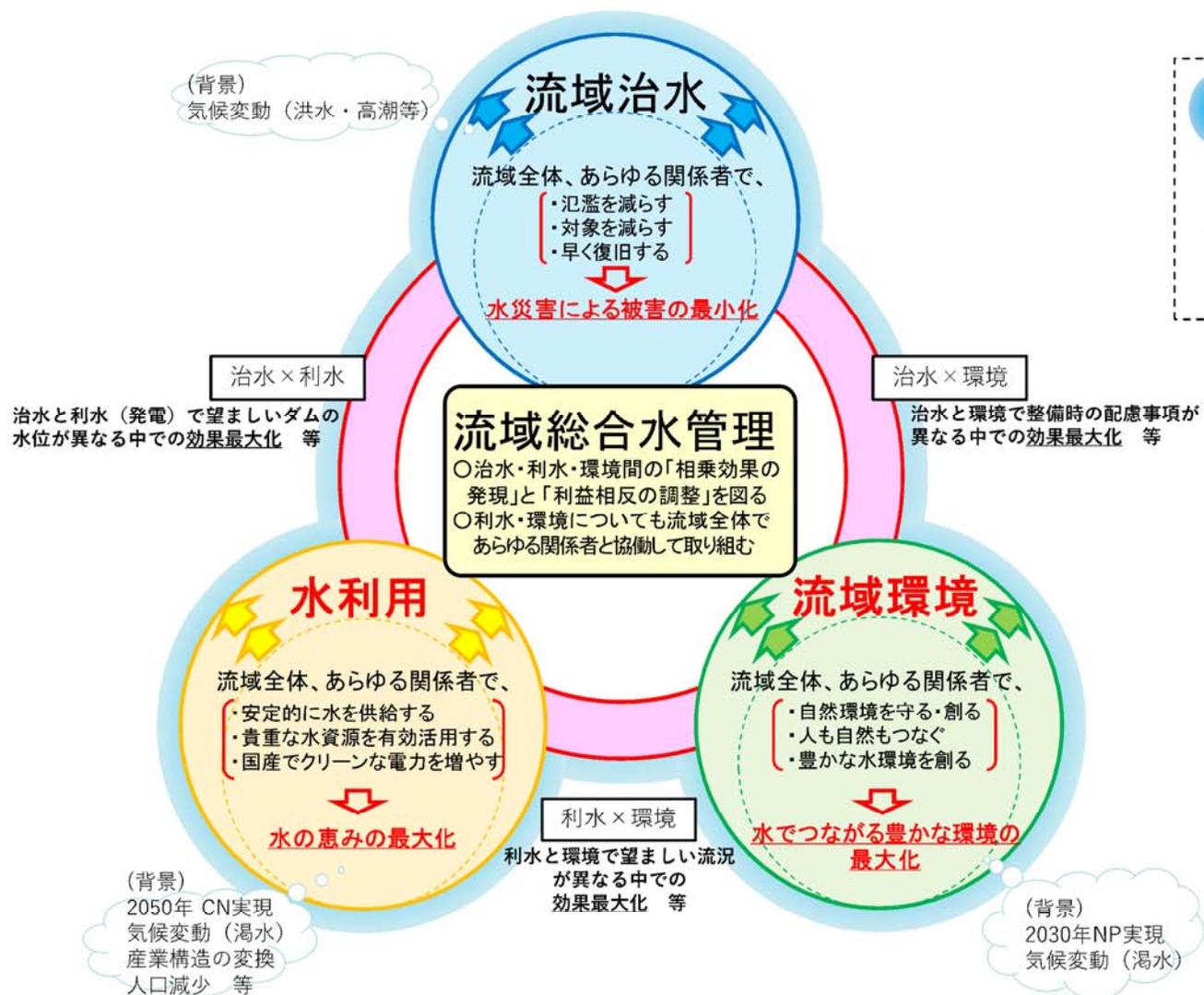


位置エネルギーを活用した送配水の省エネ化

上流からの取水の取組支援

# 水管理・国土保全局の取組～ 流域総合水管理への展開 ～

- 治水に加え利水・環境も流域全体であらゆる関係者と協働して取り組むとともに、治水・利水・環境間の「相乗効果の発現」「利益相反の調整」を図るなど、流域治水・水利用・流域環境の一体的な取組を進めることで「水災害による被害の最小化」「水の恵みの最大化」「水でつながる豊かな環境の最大化」を実現させる「流域総合水管理」を推進する。



流域総合水管理の取組を  
全国109の一級水系において、  
各水系の特性を踏まえつつ順次展開

流域総合水管理を支える取組

<p><b>DX</b></p> <p>デジタルデータの活用や新技術の導入により、激甚化する自然災害、インフラ施設の老朽化、働き手の減少等の課題へ対応。</p>	<p><b>国際</b></p> <p>「水防災の主流化」を主導し、我が国の先進的な防災技術等を国際社会に発信。</p>
--	--

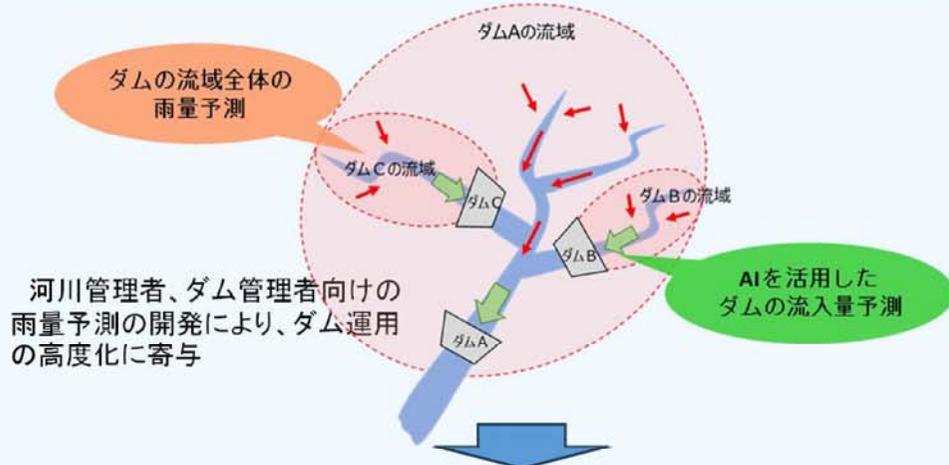
- 「水災害による被害の最小化」とともに、「水の恵みの最大化」「水でつながる豊かな環境の最大化」を目指す流域総合水管理を進めるため、総合流域防災事業の運用を改定。
- 事業の目的に、「流域治水・水利用・流域環境の取組の効果を最大化するための総合的な対応策」と明記をし、治水と利水・環境との連携に係る事業・調査を推進。

## 新たな運用による取組事例

### AIを活用したダムの流入量予測の活用

- ⇒ 気象庁と連携し雨量予測の精度向上の取組と併せて、ダムの操作に必要なダムへの流入量を雨量予測結果からAIを活用して予測する取組を実施。
- ⇒ 雨量・流入量予測の精度を向上することで、ダムの治水のための容量と利水(発電、農業用水等)のための容量をより柔軟に運用することが可能となり、**事前放流の更なる強化**や**水力発電増電を推進**する。

#### 気象・流入量予測を活用したダム運用



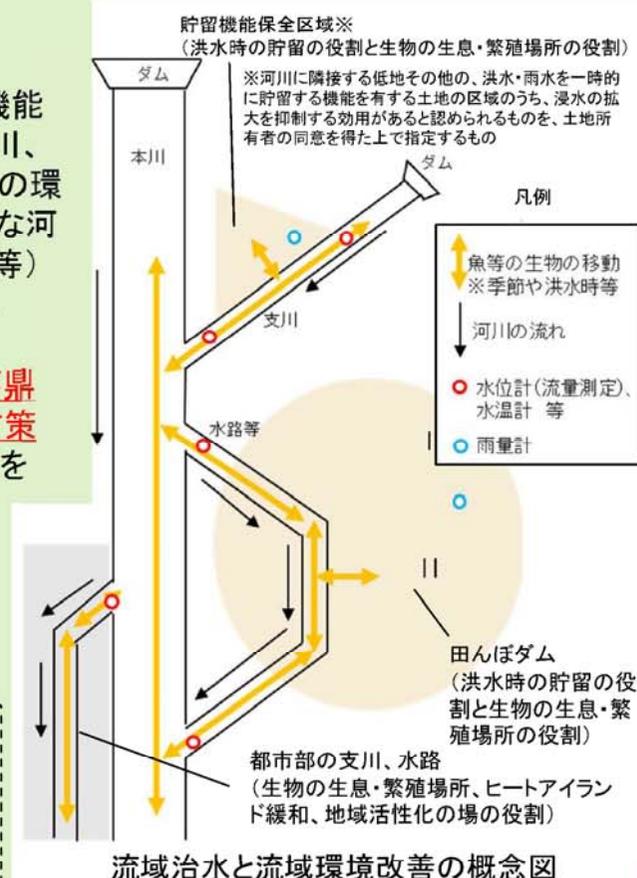
令和7年度末までに、全国109水系の国・水資源機構ダムに「AIを活用したダムの流入量予測」を導入

### 治水対策と連動した良好な環境の保全・創出 施策の検討

- ⇒ 流域における貯留機能の向上と合わせ、本川、支川、水田等の流域の環境とその保全に必要な河川の攪乱(流量変動等)の把握・検討を実施。
- ⇒ **治水、利水と環境が鼎立可能な河川管理方策**や**流域との連携方策**を検討する。

#### <イメージ>

水位計や雨量計、水温計、水質測定機器により流域の水収支や水環境を把握



○ 令和6年能登半島地震において、浄水場などの基幹施設が機能を喪失したことで断水が広範囲かつ長期的に発生したこと等を踏まえ、上下水道施設の耐震化、災害時の代替性・多重性の確保等を図り、持続可能で災害に強い水インフラの整備を推進。

## 背景・課題

- 上下水道一体の取組の必要性
  - ・ 令和6年度より、水道行政の一部が国土交通省に移管。人口減少やインフラの老朽化が進む中、災害に強く、持続可能な上下水道の機能を確保するため、上下水道一体の取組の加速化が必要。
- 令和6年能登半島地震で顕在化した課題等
  - ・ 基幹施設（[水道]導水管・浄水場・送水管等 [下水道]処理場・処理場に直結する下水管等）の機能喪失により被害が長期化。
  - ・ 避難所等の重要施設に接続する管路については上下水道一体での復旧を優先実施。事前防災として上下水道一体での管路の耐震化の重要性を認識。
  - ・ 被害が長期化する中、可搬式浄水施設・設備を活用した飲用水・生活用水の安定確保の重要性を認識。
  - ・ 耐震化状況の緊急点検を実施・公表、令和6年度中に上下水道耐震化計画の策定・更新を進めていく。



浄水場の被害(珠洲市宝立浄水場)



送水管の被害(輪島市)

## 新規・拡充内容

避難者等に確実に水を供給するための公共性が高い地震対策事業を推進

### (1) 上下水道施設の耐震化

上下水道施設の耐震化を推進するため、支援対象自治体・施設を拡充。

- ① 上下水道システムの「急所\*」の耐震化 [個別補助の創設・交付金の拡充]  
 (\*その施設が機能を失えば、システム全体が機能を失う最重要施設)
- ② 災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化 [交付金の拡充]

### (2) 災害時の代替性・多重性の確保

被災時においても速やかな機能確保ができるよう、以下を支援対象に追加。

- ① 水資源機構及び都道府県を対象とした可搬式浄水施設・設備の配備 [個別補助の創設]
- ② 給水車の配備 [交付金の拡充]
- ③ 離島・半島地域を対象とした浄水場・処理場の防災拠点化 [交付金の拡充]  
 (備蓄倉庫、受水槽、会議室、シャワー設備、トイレカー、マンホールトイレの整備)

### (3) 水インフラの耐震化に向けた技術の実証

[上下水道一体効率化・基盤強化推進事業調査費の創設]

水道施設などの効率的な耐震化に資する技術の実証



上下水道管路の一体的な耐震化のイメージ



可搬式浄水施設・設備(珠洲市宝立浄水場)

# 特定都市河川の指定等の状況(令和7年3月31日時点)

○「流域治水」の本格的な実践に向けて、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法※の中核をなす**特定都市河川浸水被害対策法**に基づき、**特定都市河川の指定を全国の河川に拡大**

※特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

○流域治水関連法施行後**全国初の指定となる大和川水系大和川等**をはじめ、**32水系397河川**が指定されている(法改正前:8水系64河川、法改正後:25水系333河川)

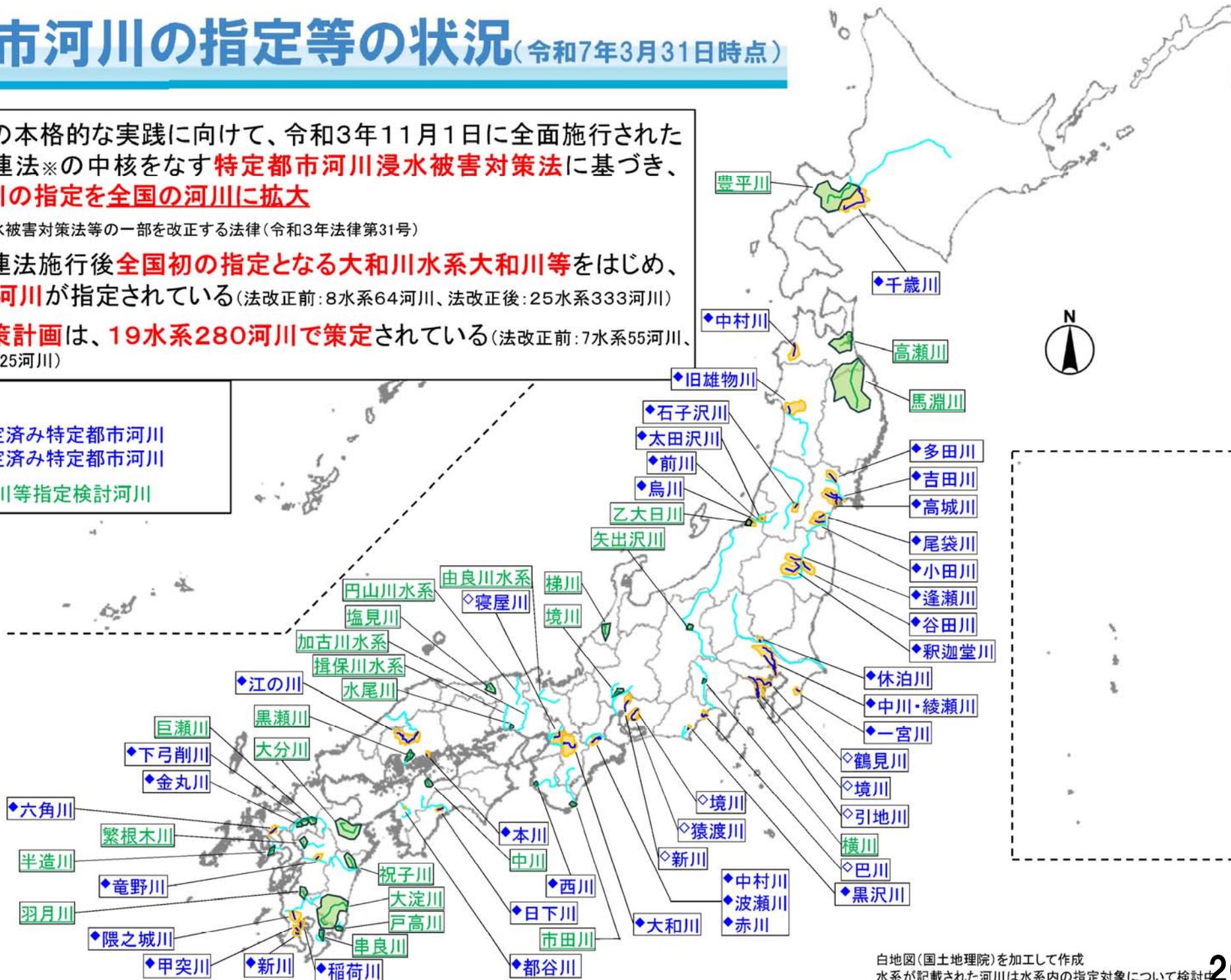
○流域水害対策計画は、**19水系280河川**で策定されている(法改正前:7水系55河川、法改正後:12水系225河川)

## 【凡例】

◇ : 法改正前 指定済み特定都市河川

◆ : 法改正後 指定済み特定都市河川

下線 : 特定都市河川等指定検討河川



# 第1回「NIPPON防災資産」の認定案件を決定



○ 内閣府、国土交通省では、地域で発生した災害の状況を分かりやすく伝える施設や災害の教訓を伝承する活動※などを「NIPPON防災資産」として認定する制度を新たに創設（令和6年5月）。

[内閣府特命担当大臣（防災）、国土交通大臣が認定]

※活動：語り部、防災に係る催事、防災ツアー等

○ 今後、認定された防災資産を通じて、住民の方々が過去の災害の教訓や今後の備えを理解することで、災害リスクを自分事化し、主体的な避難行動や地域に貢献する防災行動につなげていく。

○ 有識者による選定委員会での審議を踏まえ、本制度の創設後初めて、22件（優良認定：11件、認定：11件）を認定しました。【令和6年9月5日公表】

優良  
認定  
(11件)

No.	名称	認定者	活動拠点	対象災害
1	洞爺湖有珠火山マイスター	洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会	北海道 洞爺湖町	有珠山噴火災害
2	3.11伝承ロード	・一般財団法人 3.11伝承ロード推進機構 ・震災伝承ネットワーク協議会	青森県 岩手県 宮城県 福島県	東日本大震災
3	嬉恋村・天明三年浅間山 噴火災害語り継ぎ活動	鎌原区・鎌原地区活性化協議会	群馬県 嬉恋村	天明3年浅間山噴火災害
4	えちごせきかわ 大したもん蛇まつり	関川村	新潟県 関川村	昭和42年8月羽越水害
5	阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター	兵庫県	兵庫県 神戸市	阪神・淡路大震災
6	和歌山県土砂災害啓発センター	和歌山県土砂災害啓発センター	和歌山県 那智勝浦町	平成23年紀伊半島大水害
7	稲むらの火の館	広川町教育委員会	和歌山県 広川町	安政南海地震
8	広島市豪雨災害伝承館	・広島市 ・一般社団法人梅林学芸復興まちづくり協議会	広島県 広島市	平成26年8月豪雨
9	四国防災八十八話マップ	四国防災八十八話・普及啓発研究会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	四国における全ての災害
10	黒潮町の防災ツーリズム	黒潮町	高知県 黒潮町	南海トラフ地震による津波災害(想定)
11	熊本地震 記憶の廻廊	熊本県	熊本県	平成28年熊本地震

認定  
(11件)

No.	名称	認定者	活動拠点	対象災害
1	奥尻島津波館及び奥尻島津波語り部隊	・奥尻町教育委員会 ・奥尻島津波語り部隊	北海道 奥尻町	平成5年北海道南西沖地震
2	厚真町震災学習プログラム	一般社団法人厚真町観光協会	北海道 厚真町	平成30年北海道胆振東部地震
3	栗駒山麓ジオパーク	栗駒山麓ジオパーク推進協議会	宮城県 栗原市	平成20年岩手・宮城内陸地震
4	信濃川大河津資料館を拠点とした地域活性化の取組	・北陸地方整備局 信濃川河川事務所 ・NPO法人 信濃川大河津資料館友の会事務局	新潟県 燕市	信濃川における水害全般
5	土岐川・庄内川流域治水ポータルサイト	土岐川・庄内川流域治水協議会	愛知県 名古屋市	土岐川・庄内川における水害全般
6	福知山市治水記念館	福知山市	京都府 福知山市	昭和28年9月台風第13号等
7	坂町自然災害伝承公園	坂町	広島県 坂町	明治40年、平成30年7月豪雨
8	乙亥会館災害伝承展示室	西予市	愛媛県 西予市	平成30年7月豪雨
9	雲仙岳災害記念館	長崎県	長崎県 島原市	雲仙・普賢岳噴火災害
10	念仏講まんじゅう配り	長崎県山川河内自治会	長崎県 長崎市	万延元年(1860年)土砂災害
11	大分県災害データアーカイブ及びフィールドツアー	大分大学減災・復興デザイン教育・研究センター	大分県 大分市	大分県における全ての災害

第1回NIPPON防災資産 選定委員会  
委員名簿

氏名	所属
大知 久一	一般社団法人日本損害保険協会専務理事
佐藤 翔輔	東北大学災害科学国際研究所准教授
菅山 茂志	全国地方新聞社連合会会長 (西日本新聞社執行役員東京支社長兼編集長)
徳山 日出男	一般財団法人国土技術研究センター理事長 (敬称略、五十音順)

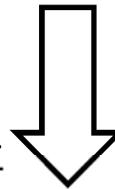
# 「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方」 提言概要

現状

- 平成9年の河川法改正により、治水などと同様に、河川環境の整備と保全が目的に位置づけられたことをはじめ、河川行政においては、多自然川づくりなど、様々な河川環境施策を進めてきた
- 今後は、従来の河川環境施策に加え、近年の社会経済情勢等の変化を踏まえた充実が必要

河川を取り巻く  
社会経済情勢等  
の変化

気候変動による影響  
河川管理施設等の老朽化  
生産年齢人口の減少や働き方改革



ネイチャーポジティブに向けた国際的な動き  
企業の環境意識の向上  
流域治水の推進を通じた流域住民の意識の変化  
DXに象徴されるようなデジタル技術等の新技術

## 今後の河川整備等のあり方

### 河川における取組

#### (1) 河川環境の目標

治水対策と同様に、河川環境についても目標を明確にして、関係者が共通認識の下で取組を展開

- ・「生物の生息・生育・繁殖の場」を河川環境の定量的な目標として設定
- ・河川整備計画へ河川環境の定量的な目標を位置づけ、長期的・広域的な変化も含めて評価
- ・河川や地域の特性を踏まえた目標の設定 など

#### (2) 生物の生息・生育・繁殖の場を保全・再生・創出

蓄積された知見や社会経済情勢等の変化を踏まえ、全ての河川を対象に、多自然川づくりを一層推進

- ・調査、モニタリング等を通じ順応的に管理
- ・災害復旧や施設更新を、ネイチャーポジティブを実現する機会と捉え、環境も改善 など

### 流域における取組

#### (1) 流域連携・生態系ネットワーク

流域治水の推進を通じた、流域が連携して取り組む機運の高まりを、流域の環境保全・整備にも展開

- ・流域治水の取組とあわせ、グリーンインフラの取組を展開
- ・生態系ネットワーク協議会の取組の情報発信・共有
- ・関係機関と連携した環境データの一元化や共同研究の促進 など

#### (2) 流域のあらゆる関係者が参画したくなる仕組みづくり

ネイチャーポジティブの動きや民間企業の環境意識の高まりを踏まえた仕組みづくりを推進

- ・民間企業等による流域における環境活動の認証、官民協働に向けた支援や仕組みの充実
- ・利用しやすい環境関連データの整備と情報発信 など

# 道路に関する最近の話題

---

# 令和7年度 主な新規制度・拡充等

## ○道路盛土のり面防災対策補助制度の創設

令和6年能登半島地震において、緊急輸送道路である能越自動車道の盛土区間において大規模崩壊が多数発生し、人員・物資輸送に影響が生じたことを踏まえ、盛土の大規模崩壊に伴う道路機能の著しい喪失を防ぐため、緊急輸送道路における盛土のり面の点検結果に基づき行われる防災対策事業に対し、計画的かつ集中的に支援する個別補助制度を創設します。

## ○災害応急対策移動施設導入に係る無利子貸付制度の創設

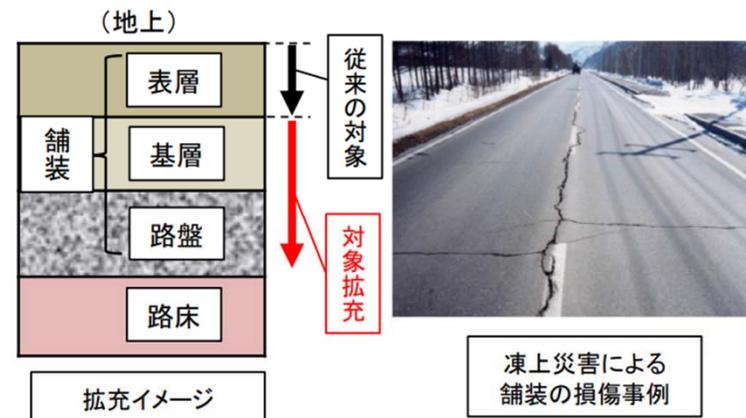
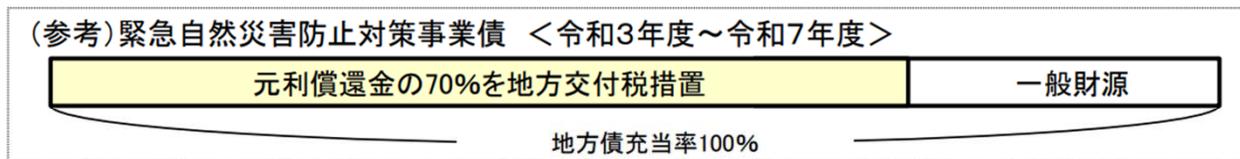
令和6年能登半島地震において、各地から被災地へ派遣され被災者支援に有効活用された、防災用コンテナ型トイレ等の災害応急対策移動施設について、その設置を促進するため、民間事業者等が自動車駐車場に道路占用許可を受けて設置する場合に係る費用の一部について、地方公共団体を通じて国が無利子貸付を行う制度を創設します。

### (参考)

## ○緊急自然災害防止対策事業費の対象事業の拡充(総務省)

積雪寒冷特別地域の道路における凍上災害の予防・拡大防止対策については、舗装の表層のみの対策に加えて、基層及び路盤を含む対策にまで対象を拡充。

<総務省 令和7年度地方財政対策のポイント及び概要より>

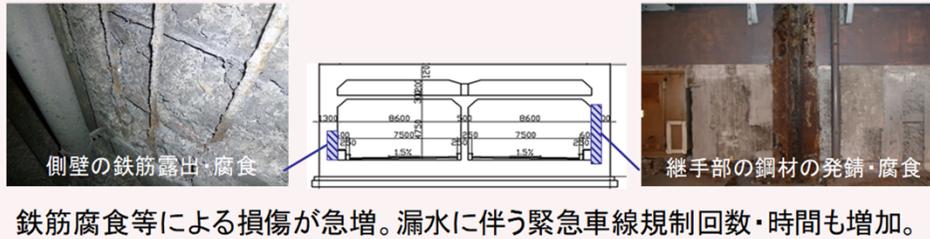


## 更新

- ・民営化時点で見込まれていなかった更新事業をH26から実施。
- 【現在の取組事例】首都高速 東品川棧橋・鮫洲埋立部 (S38開通)



- ・H26からの定期点検が一巡し、更新事業の追加の必要性が判明。
- 【新たな更新需要の事例】首都高速 羽田トンネル (S39開通)



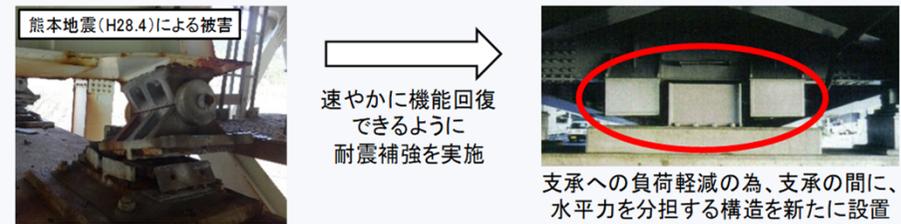
## 進化

- ・社会・経済構造の変化等にに合わせて、高速道路を進化・改良
- ・引き続き、求められる機能を把握し、遅れることなく進化・改良していくことが重要

### 【暫定2車線区間の4車線化】



### 【耐震補強】



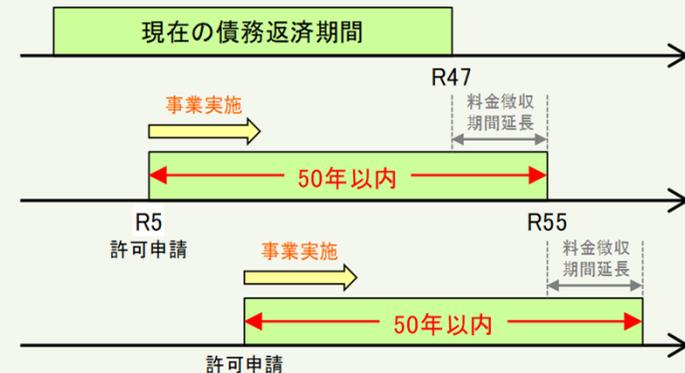
【自動運転走行空間の提供】や【EV充電器や水素STの設置】なども推進

## 改正概要

### < 高速道路の料金徴収期間の延長 >

- 高速道路の更新・進化のため、料金徴収期間を延長することにより、必要な事業を追加
- 事業追加にあたっては、債務返済の確実性の観点から、**債務返済期間を設定** ⇒ 国土交通大臣への許可申請日から50年以内
- 現行制度を踏まえ、**料金徴収期限を引き続き設定** ⇒ 最長で令和97年9月30日

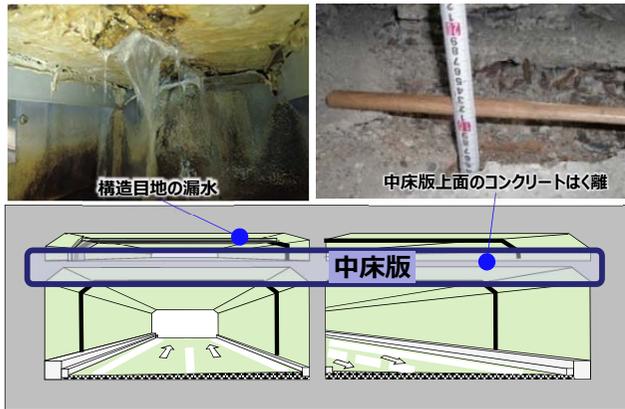
※ このほかに「高速道路料金の確実な徴収」、「SA・PAの機能高度化」などに関する改正を行う



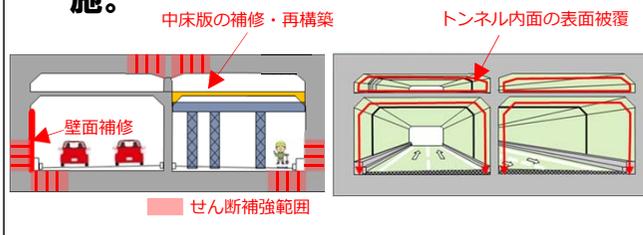
首都高速	阪神高速	NEXCO	合計
21.6km・3,056億円	22.4km・2,169億円	512km・10,004億円	556km・15,229億円

## ■羽田トンネル(首都高速)

- 海水の漏水により、中床版等が損傷するとともに、緊急通行規制も発生。

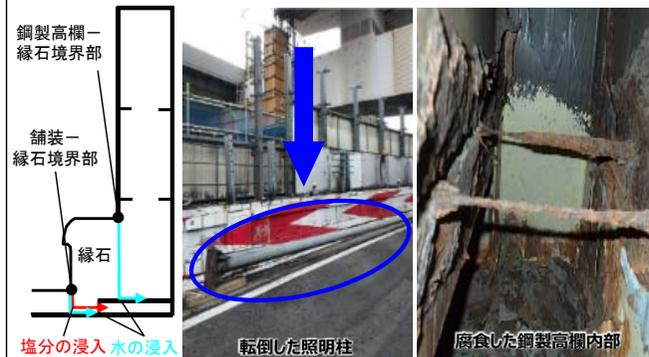


- 中床版の補修・再構築等の実施とともに、海水の影響を防ぐ表面被覆を実施。

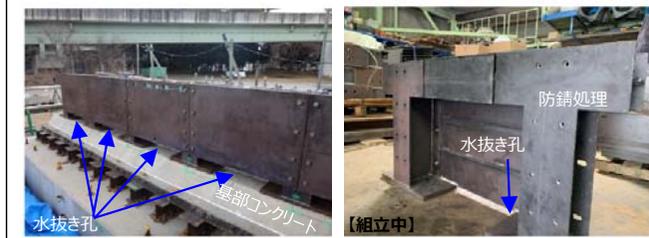


## ■鋼製高欄(阪神高速)

- 2019年に神戸線で照明柱が転倒するなど、水・塩分の浸入により内部が腐食。

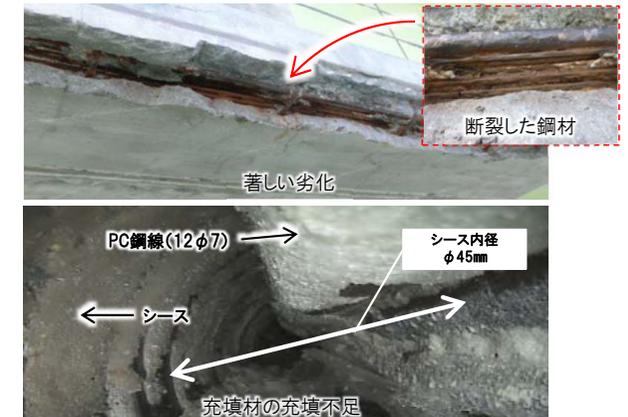


- 水抜き孔や防錆処理等を施した新たな鋼製高欄への取り替えを実施。



## ■滄浪橋(NEXCO)

- 塩害により、特にPC鋼材の充填材の不足箇所では著しく劣化。



- 劣化の著しい箇所で架替を計画。
- 充填不足箇所に充填剤を再注入。



※本四高速については、現時点で新たに更新が必要な箇所は顕在化しておらず、引き続き、適切な維持管理を実施



## 【概要】東・中・西日本高速道路の更新計画について

### 1 更新事業の必要性

- NEXCOが管理する高速道路約1万kmのうち、約4千km(約4割)が開通後40年以上経過しており、約1,360kmで更新事業を実施中。
- 2014年度(H26)から開始した法定点検において、新技術も活用しつつ、より詳細な点検を行ったことにより、新たに更新が必要な箇所が512km判明し、抜本的な対策として10,004億円の新たな更新事業が必要。

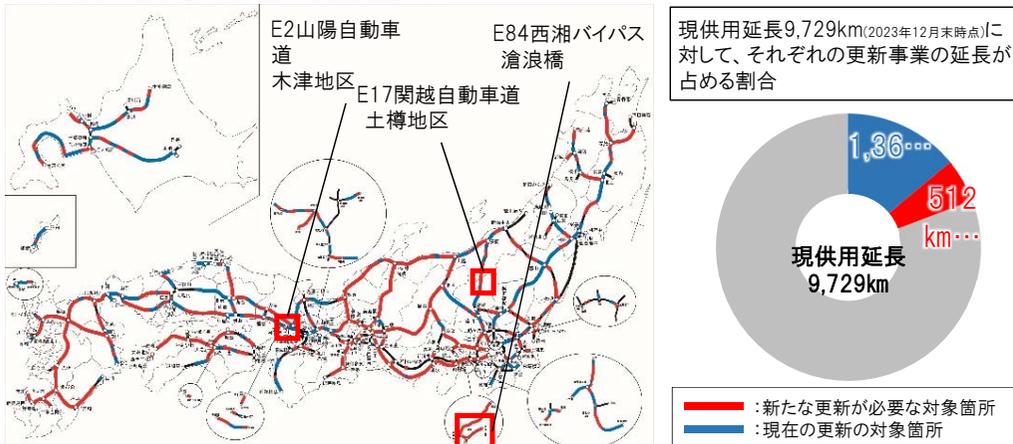
### 2 更新計画の概要

- 従来の修繕のみでは重大な変状に進展し、通行止等が発生する恐れのある箇所を対象。
- これら対策は、事業開始から15年間での完了を目指す。

区分	主な対策	延長※1	事業費
橋梁	桁の架替、充填材の再注入	33km【51km】	2,515億円
	床版取替	25km【33km】	4,464億円
土工舗装	舗装路盤部の高耐久化	450km【898km】	2,430億円
	切土区間のボックスカルバート化+押え盛土	2箇所	200億円
	盛土材の置換	4km【8km】	396億円
合計※2		512km【991km】	10,004億円

※1:【 】は上下線別の延べ延長、※2:端数処理の関係で合計が合わない場合がある

注)上記の新たに更新が必要となった箇所と同様の構造・基準の箇所等において、今後著しい変状に進行する可能性があることから、今後の点検結果等を踏まえ、更新事業の追加を検討。



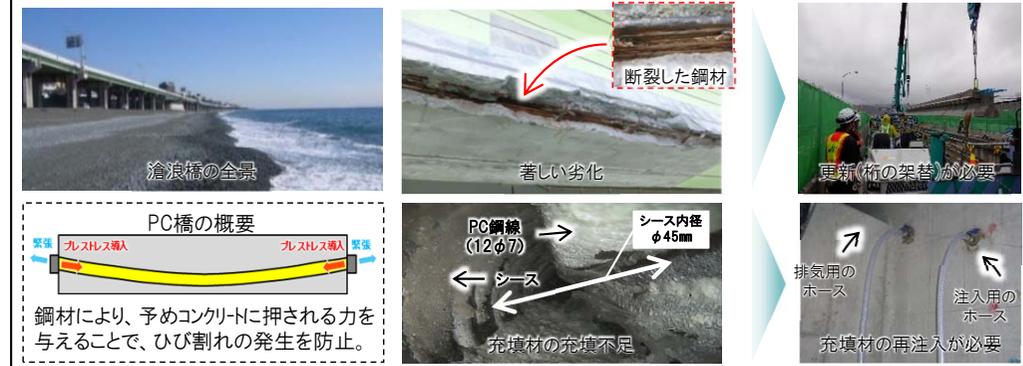
注1) 本図は、対象箇所(橋梁・舗装等)を個別に色付けたものではなく、対象箇所があるIC間全域に渡って色付けたもの。

注2) 「新たな更新が必要なIC間」と「現在の更新対象のIC間」が重複する場合、「新たな更新が必要なIC間」を優先して色付けている。

### 3 新たに更新が必要な個所の例

#### ● E84西湘バイパス 滄浪橋(橋梁: 桁の架替、充填材の再注入)

- 1971年(S46)開通。全長5,685mのPC(プレストレストコンクリート)橋。
- 塩害により、特にPC鋼材の充填材の不足箇所では著しく劣化。
- 劣化の著しい箇所では架替を計画。充填材の充填不足箇所には再注入を計画。



#### ● E17関越自動車道 土樽地区(舗装路盤部の高耐久化)

- 1985年(S60)開通。交通荷重の繰返しにより、上層路盤下面からのひび割れが発生。
- 舗装路盤部をより耐久性高い高耐久路盤に置換えを計画。



#### ● E2山陽自動車道 木津地区(切土区間のボックスカルバート化+押え盛土)

- 1998年(H10)開通。対策工を繰り返しているが、のり面の変状が止まらない状況。
- 抜本的対策として、本線上へボックスカルバートに押え盛土を構築し、その上に押え盛土の施工を計画。



# (R7年度)道路橋示方書の改定概要

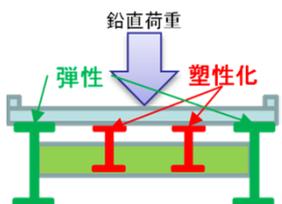
- 能登半島地震などを踏まえ、復旧をしやすい規定の充実化や多様な構造に対しても過不足なく性能を評価できるように、**8年ぶりに改定**
- **上下部接続部編を新たに作成**

## 性能規定化の一層の充実

### ①性能を照査するための枠組みを充実

- 基本構造が有すべき力学的な機能を定義  
⇒一部の部材の塑性化も許容

#### ■一部の部材に塑性化の許容が考えられる例



縦桁が塑性化しても、床版と一体で橋面荷重を支持できる可能性

- 部材単位でのみならず適合条件を充実  
⇒PRC構造の照査基準を新たに導入

・ラーメン橋の柱頭部では、過密配筋の改善による配筋の合理化、コンクリート施工性の向上などが期待

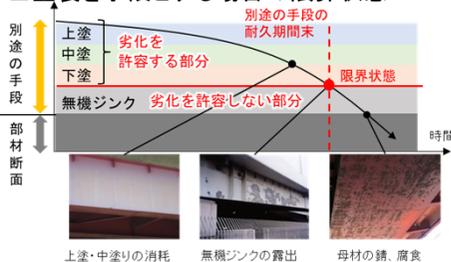


- 構造毎の立体機能に対して考慮すべき荷重や照査の規定を追加

### ②耐久性能の評価方法の充実

- 部材等の耐久期間を評価するため、耐久性確保の方法の限界状態を定義

#### ■塗装を手段とする場合の限界状態

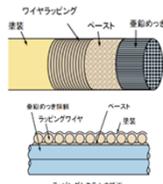


- 複数の技術の組み合わせ等の扱いを明確化

⇒環境条件が厳しい地点などで、付加的な選択、組み合わせが可能

#### ■複数の耐久性確保策を組み合わせで使用している事例

吊橋主ケーブルの腐食



主たる方法  
塗装 (方法 2)  
+  
ワイラッピング、  
防食ペーストめっき  
(付加的な措置)

## 能登半島地震を踏まえた対応

R6能登半島地震でも、調査・復旧の最中の短期間に稀な規模の地震動を複数回受ける中で、支点の確保や、背面区間の確保が課題

- 地震の影響の定義に、頻度や規模に加え、地震動が続発する性質を追加

○ 復旧が困難になることが想定される場合は、上下部接続部の機能を継続させるための措置をあらかじめ行うことが可能

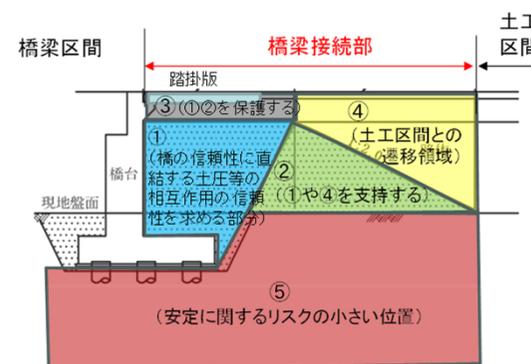
○ 速やかな機能回復のため、要求性能や評価法のあり方を導入

○ 路面の連続性を確保し続けるため、設計段階で、「橋梁接続部」を設定

#### ■上下部接続部の機能を継続させるための措置の例



#### ■想定される断面構成の一例

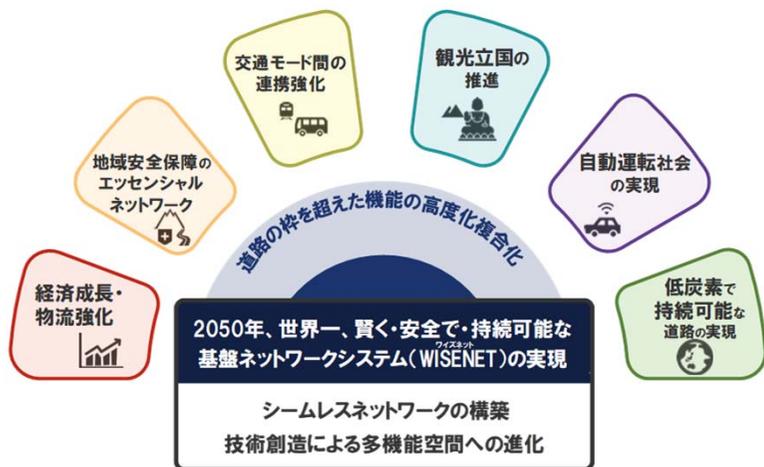


安全性の向上、国際競争力の向上、技術開発・新技術導入の促進、  
ライフサイクルコストの縮減

# 2050年、WISENET(ワイズネット)の実現

○ 「2050年、世界一、賢く・安全で・持続可能な基盤ネットワークシステム(WISENET※)」の実現のための政策展開により、新時代の課題解決と価値創造に貢献。 ※ World-class Infrastructure with 3S(Smart, Safe, Sustainable) Empowered NETWORK

重点課題： 国際競争力・国土安全保障・物流危機対応・低炭素化



## ■ WISENETの要点

- シームレスネットワークの構築  
サービスレベル達成型の道路行政に転換、シームレスなサービスを追求
- 技術創造による多機能空間への進化  
国土を巡る道路ネットワークをフル活用し、課題解決と価値創造に貢献  
オートフロー・ロード  
▶ 自動物流道路 (Autoflow Road) の構築



スイスで検討中の地下物流システムのイメージ  
出典：Cargo Sous Terrain社HP

### 経済成長・物流強化

- 国際競争力強化のため、三大都市圏環状道路、日本海側と太平洋側を結ぶ横断軸の強化など、強靱な物流ネットワークを構築
- 物流拠点、貨物鉄道駅・空港・港湾周辺のネットワークの充実や中継輸送拠点の整備等、物流支援の取組を展開

### 地域安全保障のエッセンシャルネットワーク

- 地方部における生活圏人口の維持や大規模災害リスクへの対応に不可欠な高規格道路を「地域安全保障のエッセンシャルネットワーク」と位置づけ、早期に形成
- これまでの地域・ブロックの概念を超えた圏域の形成を支援



三陸沿岸道路 (若手県山田町)

### 交通モード間の連携強化

- カーボンニュートラル、省人化の観点から、海上輸送、鉄道輸送等との連携を強化し、最適なモーダルコンビネーションを実現
- バスタの整備・マネジメントを通じて、人中心の空間づくりや多様なモビリティとの連携などMaaSや自動運転にも対応した未来空間を創出



バスタの整備イメージ (品川駅交通ターミナル)

### 観光立国の推進

- ゲートウェイとなる空港・港湾や観光地のアクセスを強化し、観光資源の魅力を向上
- オーバーツーリズムが課題となっている観光地をデータで分析し、ハード・ソフト両面において地域と連携した渋滞対策等の取組を推進



シェアサイクル導入の促進



高速道路料金割引の見直し

### 自動運転社会の実現

- 高速道路の電腦化を図り、道路と車両が高度に協調することによって、自動運転の早期実現・社会実装を目指す

[2024年度新東名高速道路、2025年度以降東北自動車道等で取組開始、将来的に全国へ展開]



車両と道路が協調した自動運転

### 低炭素で持続可能な道路の実現

- 道路ネットワーク整備や渋滞対策等により、旅行速度を向上させ、道路交通を適正化
- 公共交通や自転車の利用促進、物流効率化等により低炭素な人流・物流へ転換
- 道路空間における発電・送電・給電等の取組を拡大し、次世代自動車の普及と走行環境の向上に貢献
- 道路インフラの長寿命化等、道路のライフサイクル全体で排出されるCO<sub>2</sub>の削減を推進

# WISENETの推進に向けた取組

- WISENETで打ち出した各政策について、自動物流道路は検討会の中間取りまとめを公表するなど、着実に進捗。
- 各政策の実現に向けて、行政機関や研究者等、関係者の理解促進を図るべく、セミナーを開催。

## 自動物流道路

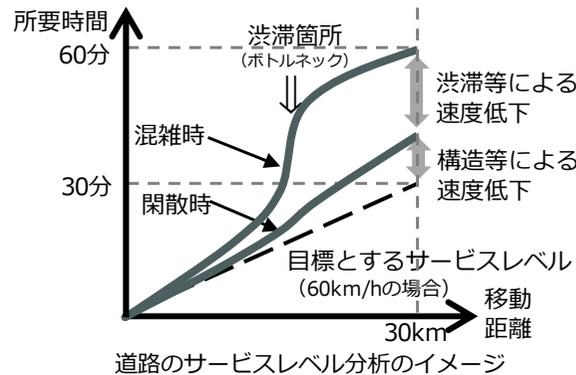
○「マーケットサウンディング」を実施中。

- ・1回目(11/11~11/15)：事業スキーム
- ・2回目(2/3~2/7)：技術開発

リスク	
建設	運営
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ コストが多額で、事業が長期間に及ぶ。</li> <li>➢ コストの不確実性</li> <li>➢ 資金調達リスク</li> <li>・事業性への懸念から資金が借りられない</li> <li>・民間事業者からの発注では、与信リスクがあり社内を通らない可能性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 需要の不確実性</li> <li>・物流需要の変動による事業収益の悪化</li> <li>➢ 前例のない事業であり資金調達が困難</li> <li>➢ 運賃市況停滞による利用料の下方硬直による赤字</li> </ul>
維持	保有
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 自動物流道路の老朽化</li> <li>➢ 大規模修繕時の資金調達災害等の不可抗力時の損害</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 固定資産税、占有料等の負担</li> <li>➢ 不可抗力リスク</li> <li>➢ 既存の道路管理者との資産調整</li> </ul>

## ネットワークのサービスレベル向上

○サービスレベルをデータで評価し、効率的・効果的な対策を実施するために必要なデータの取得や基準等の整備を推進



## WISENETセミナー

- ・日本道路協会、交通工学研究会、本省が連携して、WISENET2050キックオフセミナーを開催。
- ・WISENET2050の各政策について、道路関係の行政機関や大学研究者、及び広く道路関係技術者が、それぞれの役割で協力して実現していくための理解促進を図ることが目的。

### 【開催実績】

R6	6/4	高松市
	6/10	名古屋市
	7/3	福岡市
	7/12	広島市
	10/29	仙台市
	12/13	大阪市
	12/17	札幌市



## 高速道路における自動運転車支援

○2025年3月3日より、新東名高速において実証実験実施。(2025年度以降、東北自動車道等に拡大。)

## 道路分野の脱炭素化政策集 Ver.1.0

○2024年12月に公表。(道路法改正により、道路管理者が道路脱炭素化推進計画を策定する枠組みを導入。)

### 今後の道路分野の脱炭素化目標 <主な指標>

<指標>

- (1) 道路関係車両の電動化率
- (2) 道路照明のLED化率
- (3) 再エネ活用(電力調達割合)
- (4) 太陽光発電施設の設置数
- (5) 急速充電施設の設置台数
- (6) 通勤目的の自転車分担率
- (7) ダブル連結トラックの延べ通行手続件数
- (8) 高速道路の利用率
- (9) 主要渋滞箇所数
- (10) 低炭素アスファルトの合材出荷率
- (11) 道路緑化(高木種別数)

#### 国直轄道路の2030年度削減目標

項目	2013年度	2022年度	2030年度
Scope1: 道路関係車両からのCO <sub>2</sub> 排出量	49万t	29万t	15万t
Scope2: 道路設備・施設の電力消費によるCO <sub>2</sub> 排出量	10.8万t	8.3万t	5.9万t
Scope2: 道路照明*の電力消費によるCO <sub>2</sub> 排出量	36.6万t	19.0万t	9.5万t

約7割削減



各地方整備局において、検討路線を設定し、渋滞状況の他、閑散期旅行速度等を元に、道路のパフォーマンス低下箇所の特定・分析を開始。今後有識者や自治体等とも連携し、対策等を検討予定。

# 自動物流道路の社会実装に向けた検討

○物流危機への対応や温室効果ガス削減に向けて、新たな物流形態として、道路空間を活用した「自動物流道路」の構築に向けた検討が必要。

○2027年度までの新東名高速道路の建設中区間における実験実施、2030年代半ばまでの第一期区間での運用開始を目指し、具体的な検討を推進。

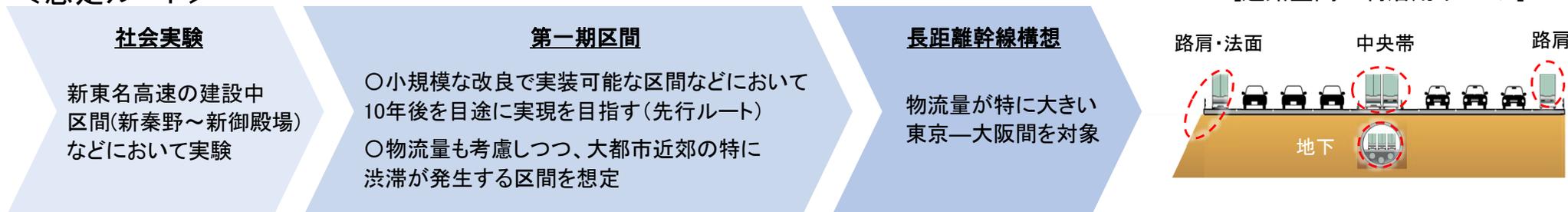
※第5回 我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議(令和6年7月25日) 岸田総理御発言

「東京-大阪間で構成する自動物流道路における、2027年度までの実験実施と、2030年代半ばまでの第一区間での運用開始」

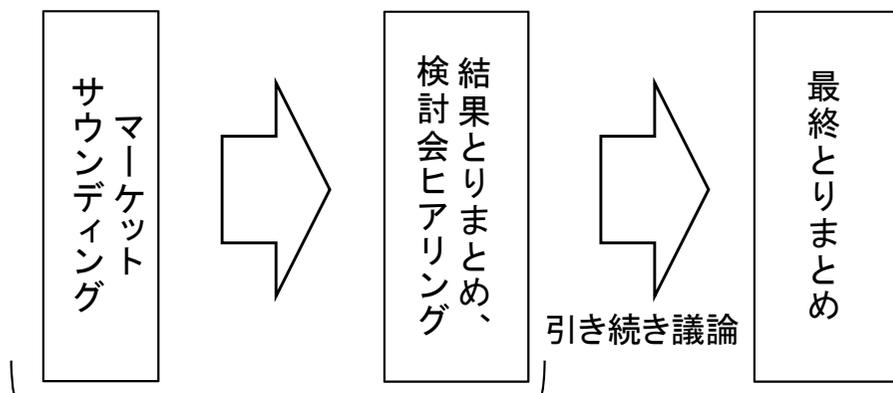
## 新しい物流形態「自動物流道路」の構築

道路空間を活用した専用空間を構築 + 無人化・自動化された輸送手法

### <想定ルート>



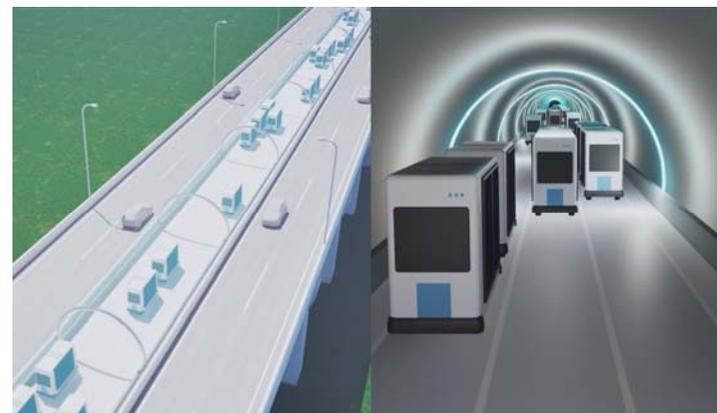
### <今後の議論の進め方>



複数回実施

- ・ 必要となる制度設計
- ・ 社会実験の実施方針 等

### [自動物流道路のイメージ]



仮定をおいた試算に基づくと、以下の通りの効果を想定

- カバー可能な労働時間 : 約1.2万～1.7万人日
- 削減対象トラックCO<sub>2</sub> 排出量 : 約143万～193万 t-CO<sub>2</sub>/年

# 道路分野の脱炭素化政策集 Ver.1.0 概要

- 道路の脱炭素化の具体的な取り組みについて、2024年12月に「道路分野の脱炭素化政策集 Ver. 1.0」として整理しました。
- 「基本的な政策の柱」に沿って取組の目標やロードマップを設定しております。また、「協働による2030重点プロジェクト」として、道路管理者の協働や関係者の連携により推進する施策をとりまとめています。
- 本政策集をたたき台として、政府計画等の改定等を踏まえ、道路管理者協働のもとでの脱炭素の取組をブラッシュアップします。

## 基本的な政策の柱

### ① 道路交通のグリーン化を支える道路空間の創出

次世代自動車の開発・普及を促進に向け、道路空間における発電・送電、給電、蓄電を連携して推進します。



### ③ 道路交通の適正化

交通容量が低下しているボトルネック箇所や局所的な渋滞箇所の対策を行い、道路交通の適正化を図ります。

### ② 低炭素な人流・物流への転換

公共交通、自転車等の低炭素な移動手段への転換の促進、低炭素な物流システムの構築を促進します。



### ④ 道路のライフサイクル全体の低炭素化

新技術を積極的に取り入れつつ、建設～管理までのライフサイクル全体のCO<sub>2</sub>排出量の削減を推進します。



## 協働による2030重点プロジェクト

#### ① LEDの道路照明への導入

国+高速道路会社+地方自治体

<2030年度の目標>

道路照明のLED化率

国：100%

高速会社：100%

自治体：80%



#### ② 再生可能エネルギーの活用

国+高速道路会社

<2030年度の目標>

再エネ電力調達割合

国：60%

高速会社：60%



#### ③ 低炭素な材料の導入促進

国+高速道路会社+地方自治体+民間企業

<2030年度の目標>

道路工事における  
低炭素アスファルトの  
合材出荷率

6%



#### ④ 自転車の利用促進

国+地方自治体+民間企業

<2030年度の目標>

自転車通行空間の  
整備延長

12,000km



#### ⑤ 渋滞対策の推進

国+高速道路会社+地方自治体+民間企業

<2030年度の目標>

一般道路の  
主要渋滞箇所  
約500箇所解消\*

\*：2023年度比、対策実施後などの  
モニタリング実施箇所含む



#### ⑥ ダブル連結トラックの導入促進

国+高速道路会社+民間企業

<2030年度の目標>

ダブル連結トラック  
延べ通行手続き件数

650件

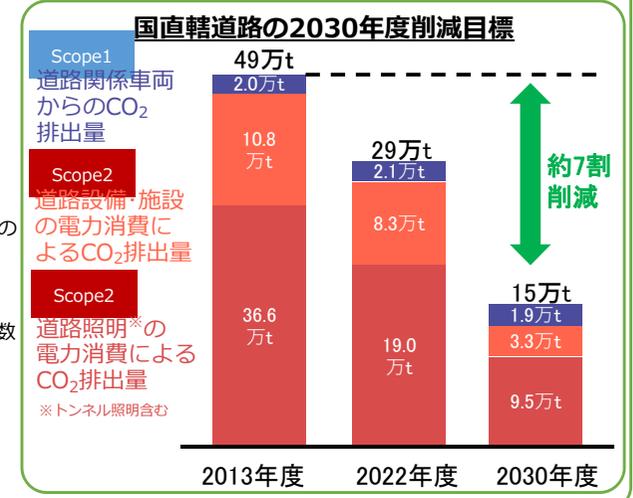


達成目標値：政府計画で関係する指標が位置付けられているものなど確実な達成を目指すもの  
努力目標値：野心的な目標に向かって施策の推進に努めていくもの

## 今後の道路分野の脱炭素化目標 <主な指標>

政府目標達成に向け、各道路施策に関する指標を設定、フォローアップを実施し、カーボンニュートラルへの貢献を着実に推進します。大幅な排出量削減を実現するため、道路分野以外との共創領域の深掘り、関係機関との更なる連携により、道路単独分野以外のCO<sub>2</sub>削減に貢献します。

- <指標>
- 道路関係車両の電動化率
  - 道路照明のLED化率
  - 再エネ活用（電力調達割合）
  - 太陽光発電施設の設置数
  - 急速充電器の設置口数
  - 通勤目的の自転車分担率  
自転車通勤推進企業 宣言プロジェクトの  
宣言企業・団体数  
自転車通行空間の整備延長  
シェアサイクルの導入市区町村数
  - ダブル連結トラックの延べ通行手続き件数
  - 高速道路の利用率
  - 主要渋滞箇所数  
TDM実施箇所数  
自動車ボトルネック踏切数
  - 低炭素アスファルトの合材出荷率
  - 道路緑化（高木植樹数）



- 本政策集の指標の進捗や実績をフォローアップした年次報告を公表
- 新技術の動向や国際的な動向等を踏まえて、本政策集をバージョンアップ

## 背景・必要性

- 令和6年1月の能登半島地震では、人命救助・ライフラインの早期復旧・孤立集落への交通確保のための**道路啓開の強化**や平時からの**防災活動拠点の整備**、**トイレコンテナ等の配備**の重要性が明らかに
  - 橋、トンネル等の老朽化が進む中、担い手となる**市町村の技術系職員の減少**により、道路の防災機能の確保も含め持続可能なインフラ管理が課題  
※技術系職員数が0人の市区町村は全体の**約25%**
  - 気候変動に伴い災害が激甚化・頻発化する中、**地球温暖化の影響を防止し**、**新たな削減目標に貢献**していくためにも、道路分野の**脱炭素化の取組**が重要
- ⇒ ①平時からの備えと有事における初動対応の充実、  
②インフラ管理の担い手不足への対応、  
③道路分野における脱炭素化の推進  
により、安全かつ円滑な道路交通を確保する必要



## 法案の概要

**1. 能登半島地震を踏まえた災害対応の深化**【道路法・特措法・財特法】

P.24,25

**2. 持続可能なインフラマネジメントの実現**【道路法】

P.26

**3. 道路の脱炭素化の推進**【道路法・特措法】

P.27

**4. 道路網の整備に関する基本理念の創設**【道路法】

P.28

# 1. 能登半島地震を踏まえた災害対応の深化

## <初動対応の強化>

○ 円滑な緊急輸送確保に向け、**道路啓開計画を法定化**、実効性のある計画に基づいた**道路啓開を実施**（承認工事の特例の創設）

※道路啓開：土砂・瓦礫等、自然災害に伴う道路上の障害物除去

**背景・必要性**  
**能登半島地震等を受けた「道路啓開」の重要性の認識**  
(人命救助、ライフラインの早期復旧、孤立集落への交通確保)

激甚化・頻発化する  
自然災害への対応強化 ↓ これまでの全国の  
啓開実績の反映

**改正概要**  
**道路啓開計画の策定 及び 記載内容の明確化**  
対象災害、啓開目標、対象路線・区間、啓開方法、資材・機械の  
備蓄・調達、訓練、情報の収集・伝達方法 等  
→ **法定協議会**（道路管理者＋関係機関）を経て決定

### 令和6年能登半島地震における道路啓開

- STEP1** 各役所（輪島市、能登町、珠洲市）までのアクセス（縦軸・横軸）を確保
- STEP2** 多数の孤立集落があるR249等の沿岸部へのアクセス（「くしの歯」の「歯」）を優先的に確保
- STEP3** R249等の沿岸部の孤立集落への啓開を実施



道路啓開の実効性の向上

**① 管理区分を超えた啓開作業**



事前に協議した対象路線に対し、当該道路管理者以外の者が円滑に作業できるよう措置

**② 実践的な啓開訓練**



多くの関係者の協力のもとで車両・ガレキ移動、倒壊電柱除却などの訓練を実施

**③ 定期的な計画見直し**



策定後の災害対応の実績や、地域の災害想定の見直し等を踏まえて計画を見直し

# 1. 能登半島地震を踏まえた災害対応の深化

## <災害時における国による機動的な支援、防災拠点としての自動車駐車場の機能強化>

- 地方管理の防災拠点自動車駐車場について、改築等を直轄代行できる制度を創設
- 災害復旧等のため地方管理の自動車駐車場を活用する場合に必要な管理の代行（災害時における直轄代行制度を拡充）
- 平時に利用でき、災害時は被災地への出動が可能なトイレコンテナ等の占有許可基準を緩和、設置に対する無利子貸付制度を創設

### 背景・必要性

#### 被災地で災害拠点として「道の駅」を活用

- ・国の道路啓開活動や災害復旧工事等の拠点として「道の駅」を活用



#### 被災地の住民を「道の駅」で支援

- ・福岡県の「道の駅」に設置していたトイレコンテナを被災地に派遣



### 「道の駅」の防災機能を強化

#### 改正概要

##### 有事への備え

##### 防災拠点となる「道の駅」の改築の代行

- ・防災拠点として道路啓開計画に位置付けられ、機能強化が必要な「道の駅」の改築を代行

##### 発災時の負担軽減

##### 災害時における「道の駅」の管理の代行

- ・国が災害時に「道の駅」を活用する際の手続き等を代行し、自治体の負担を軽減

##### 有事への備え

##### 災害時に派遣可能なコンテナ施設の「道の駅」への設置促進

- ・施設購入費・設置工事費の一部を無利子貸付
- ・道路区域に設置する場合の占有許可基準を緩和

## 2. 持続可能なインフラマネジメントの実現

- 市町村における技術系職員の減少等に対応し、効率的な道路管理を実現するため、道路管理者間の協議により道路の点検や修繕等を他自治体が代行できる制度（**連携協力道路制度**）を創設

### 背景・必要性

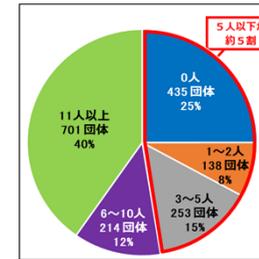
- 建設後50年以上を経過する道路橋やトンネルの割合は加速度的に増加
- **市区町村の技術系職員の減少が顕在化**
- 道路が災害発生時も含めて機能を発揮するための持続的なインフラ管理が課題

- 広域・複数・多分野のインフラを「群」として捉え、戦略的にマネジメントする「**地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）**」の取組が進められている

- ・ 令和5年12月には11地域40自治体が群マネモデル地域として選定
- ・ 338自治体が包括的民間委託の導入の意向等がある

- 複数市区町村で効率的な維持管理や修繕等を進めるにあたっては、足場の占用、巡回での落下物の処理、放置車両の移動等において、**別途、本来道路管理者の意思決定が必要**

《市区町村における技術系職員数》 ※1、※2



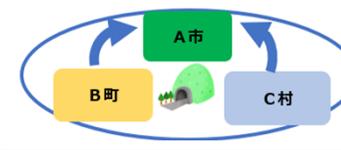
《市区町村における職員数の推移》 ※1



※1：地方公共団体定員管理調査結果（R5.4.1時点）より国土交通省作成。なお、一般行政部門の職員を集計の対象としている。  
※2：技術系職員は土木技師、建築技師として定義。

### 【群マネのイメージ】

一つの市区町村がリードし、複数市区町村で連携



都道府県がリードし、管内の市区町村と連携



### 改正概要

### 連携協力道路制度の創設

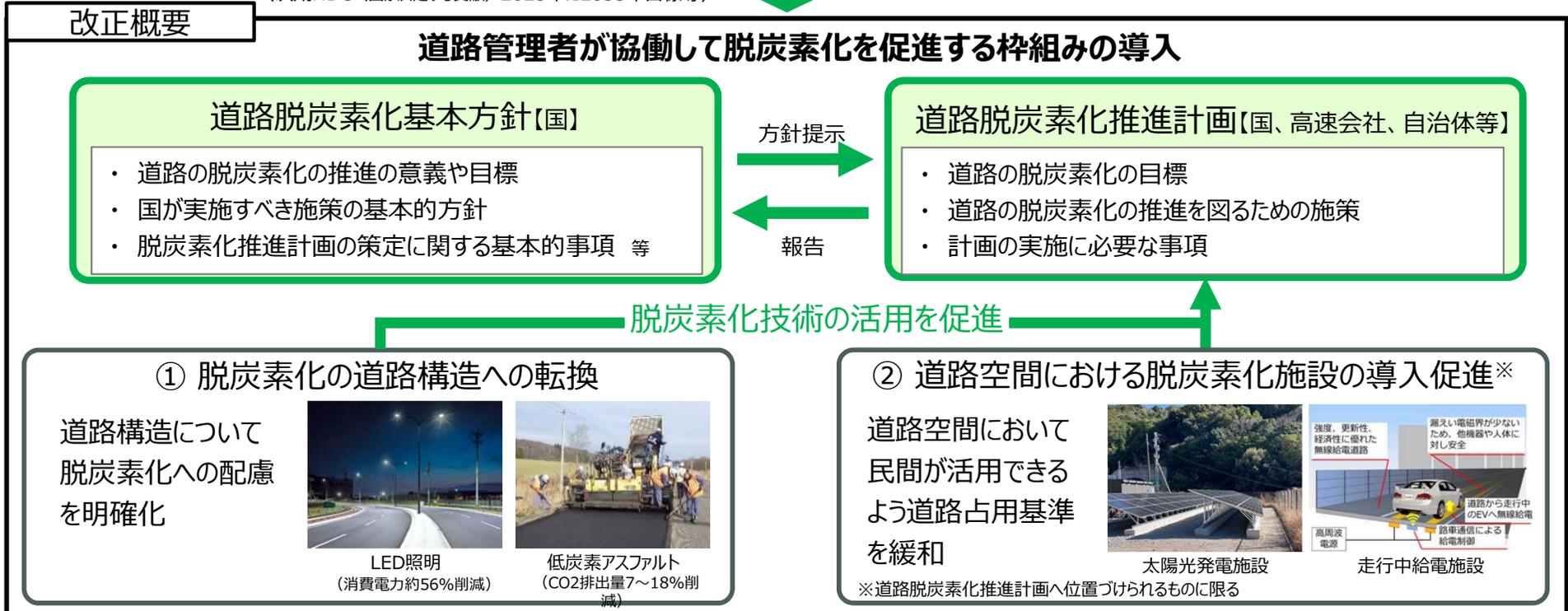
- ・ 隣接し、又は近接する二以上の市町村の区域に存する道路について、関係する複数の道路管理者が協議して別にその管理の方法を定めることにより、当該道路の道路管理者以外の道路管理者が維持、修繕その他の管理を行うことができることとする
- ・ 当該協議により分担すべき費用の額及び分担方法を定めることができることとする

### 3. 道路の脱炭素化の推進

- 道路管理者が協働して脱炭素化を推進するため、国の**道路脱炭素化基本方針**に基づき、道路管理者が**道路脱炭素化推進計画**を策定する枠組みを導入
- 脱炭素技術の活用を促進するため、**道路の構造に関する原則に脱炭素化の推進等への配慮を位置づけ**、計画に基づく**脱炭素化に資する施設等の占用許可基準を緩和**



今後改定される新たな目標への対応 (次期NDC (国が決定する貢献) 2025年に2035年目標等) ← 全ての道路管理者による積極的な取組が必要



# 4. 道路網の整備に関する基本理念の創設

○ 道路が持続的な成長、安全・安心で豊かな国民生活、地方創生等に重要な役割を果たしていることを踏まえ、効率的・効果的な整備、防災機能の確保、脱炭素化の推進等を定めた**基本理念を創設**

**背景・必要性**

- 道路法は、道路の管理や費用の負担区分等について定められているものの、**実現すべき理念等に関する規定がない**
- **道路の防災や、道路の脱炭素化の推進**など、道路法の目的に明確に記載されていない政策にも積極的に取り組む必要
- 他の道路管理者との連携や民間事業者の参画を含め、**広範な関係者による連携・協力が必要**

【参考】道路法の目的  
第一条 この法律は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。

**改正概要**

**道路管理に関わる様々な関係者が、道路法によって実現すべき理念について認識を共有できるよう、新たに基本理念を創設**

<基本理念>

道路網の整備は、道路が

- ①我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展、
- ②安全かつ安心で豊かな国民生活の実現
- ③並びに自立的で個性豊かな地域社会の形成

に重要な役割を果たすものであることに鑑み、

- ④道路の脱炭素化の推進等により環境への負荷の低減に配慮しつつ、
- ⑤道路の整備及び管理を効率的かつ効果的に実施し、
- ⑥並びに道路の適正かつ合理的な利用※を促進し、
- ⑦併せて道路の防災に関する機能を確保することにより、将来にわたり
- ⑧安全かつ円滑な交通の確保と
- ⑨道路及びその周辺の地域における快適で質の高い生活環境の創出

を  
図る

ことを旨として、行われなければならない。

※道路空間を有効に活用することを含む。



# 中国地方整備局管内の主な事業

---

# 中国地方の13の一級水系で「流域治水」による水災害対策を推進

**事業推進**

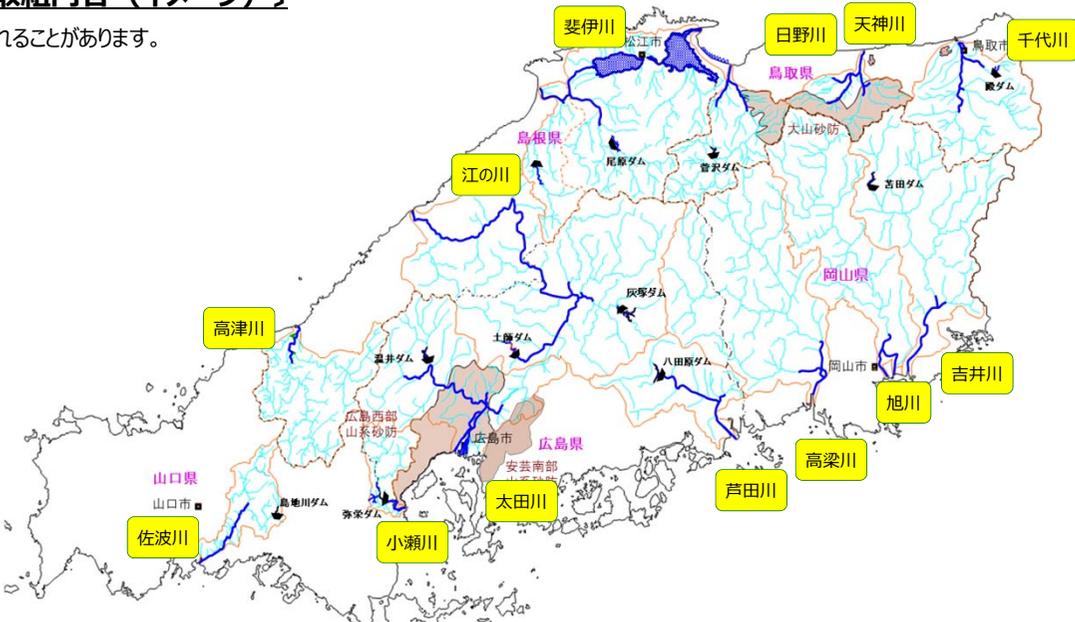
国土を整え、全力で備える  
国土交通省  
中国地方整備局

- 気候変動の影響による降水量の増大に対して、流域治水の取組を加速化・深化させるため、管内13水系の流域治水プロジェクトについて、気候変動を踏まえた河川及び流域での対策の方針を反映させた「流域治水プロジェクト2.0」に更新。
- 「流域治水プロジェクト2.0」の主なポイントは、「気候変動による降雨量増加に伴う水害リスク(浸水世帯数等)の増大の明示」、「本川の整備に加えて、まちづくりや内水対策等の流域対策の充実及び達成される目標を設定」、「設定した目標を達成するために必要な追加対策等の明示」。

## 各水系の流域治水プロジェクト2.0(主な取組内容(イメージ))

令和6年3月末時点の取り組み内容であり、今後変更されることがあります。

- 凡例：
- 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
  - 被害対象を減少させるための対策
  - 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策



**斐伊川** 防災担当者向けの情報発信やワークショップ、研修等での防災力向上



企業が主催する防災研修の様子

**千代川** 秋里潮止堰改築



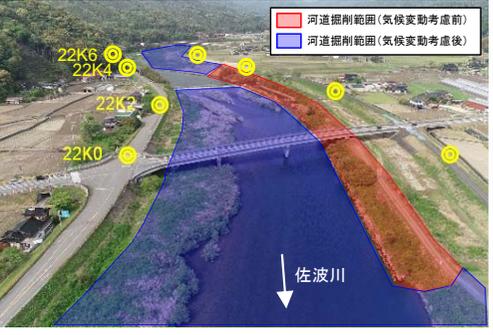
秋里潮止堰

**高梁川** 用水路の事前水位低下による雨水貯留



取水の中止・樋門の開放による水位調整状況

**佐波川** 河道掘削



河道掘削のイメージ

**江の川** 遊水池整備



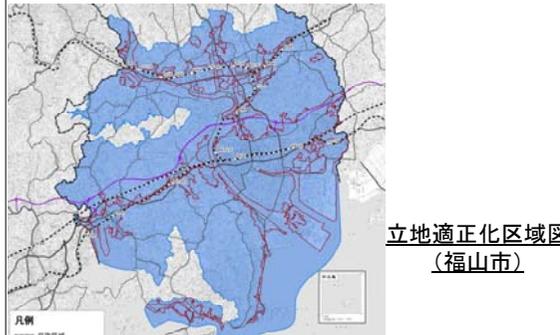
米丸地区 遊水池整備(イメージ)

**太田川** マイタイムラインの作成支援



マイタイムラインの教材

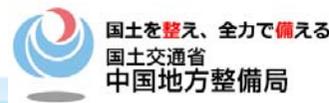
**芦田川** 立地適正化計画における防災指針の作成



立地適正化区域図(福山市)

# 江の川水系 流域治水対策プロジェクトの推進

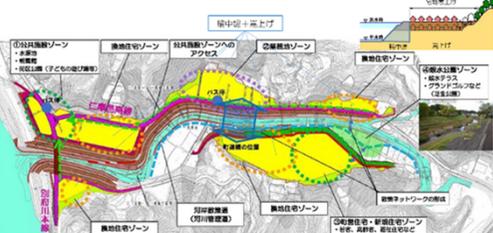
事業推進



- 江の川水系では、平成30年7月豪雨や令和2年7月豪雨、令和3年8月の大雨による洪水により甚大な被害が発生。
- 江の川中・下流域においては、まちづくりと河川整備が一体となった『治水とまちづくり連携計画(江の川中下流域マスタープラン)』を策定(R4.3.30)、各地区において地元住民と整備方針を協議・合意・決定することで、**将来世代まで住み続けられる地域を目指す。**
- 江の川上流域においては**特定都市河川指定**(R4.7.25)を行い、**流域水害対策計画を策定**(R6.3.25)。ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速し、流域のあらゆる関係者が協働して一体的に取り組む「**流域治水**」を推進。

## 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- まちづくり事業と一体となった河川整備 谷地区 (川本町・島根県・国)

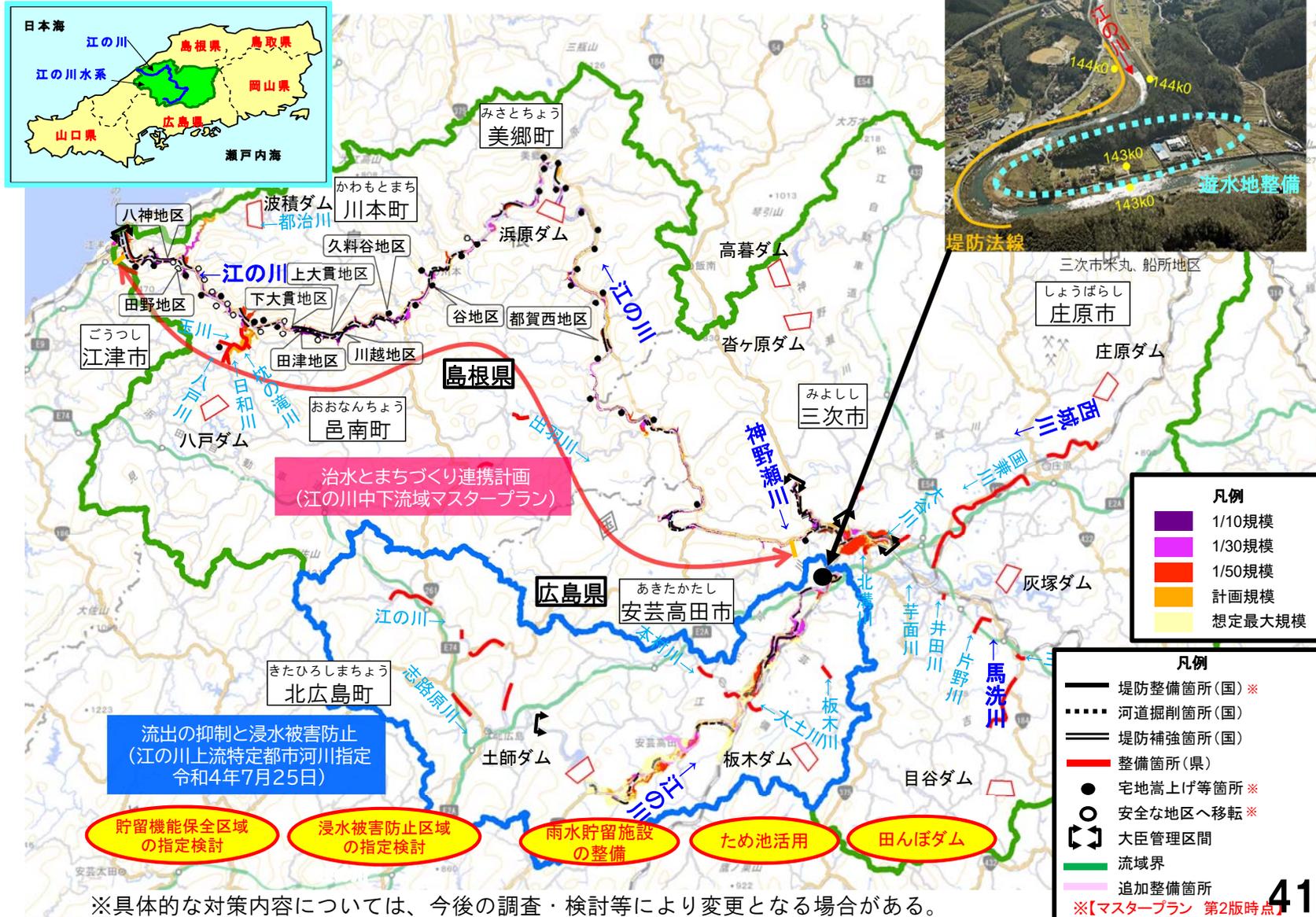
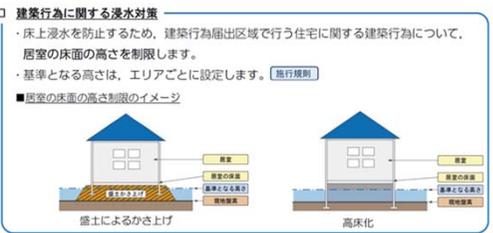


- 高台移転による持続可能な集落の創出 港地区 (美郷町)



## 被害対象を減少させるための対策

- 土地利用規制について検討  
区域内における建築行為及び開発行為に対し、居室の床面の高さを一定以上とすることや雨水流出抑制施設を設置すること等を求める条例を整備



- 貯留機能保全区域の指定検討
- 浸水被害防止区域の指定検討
- 雨水貯留施設の整備
- ため池活用
- 田んぼダム

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

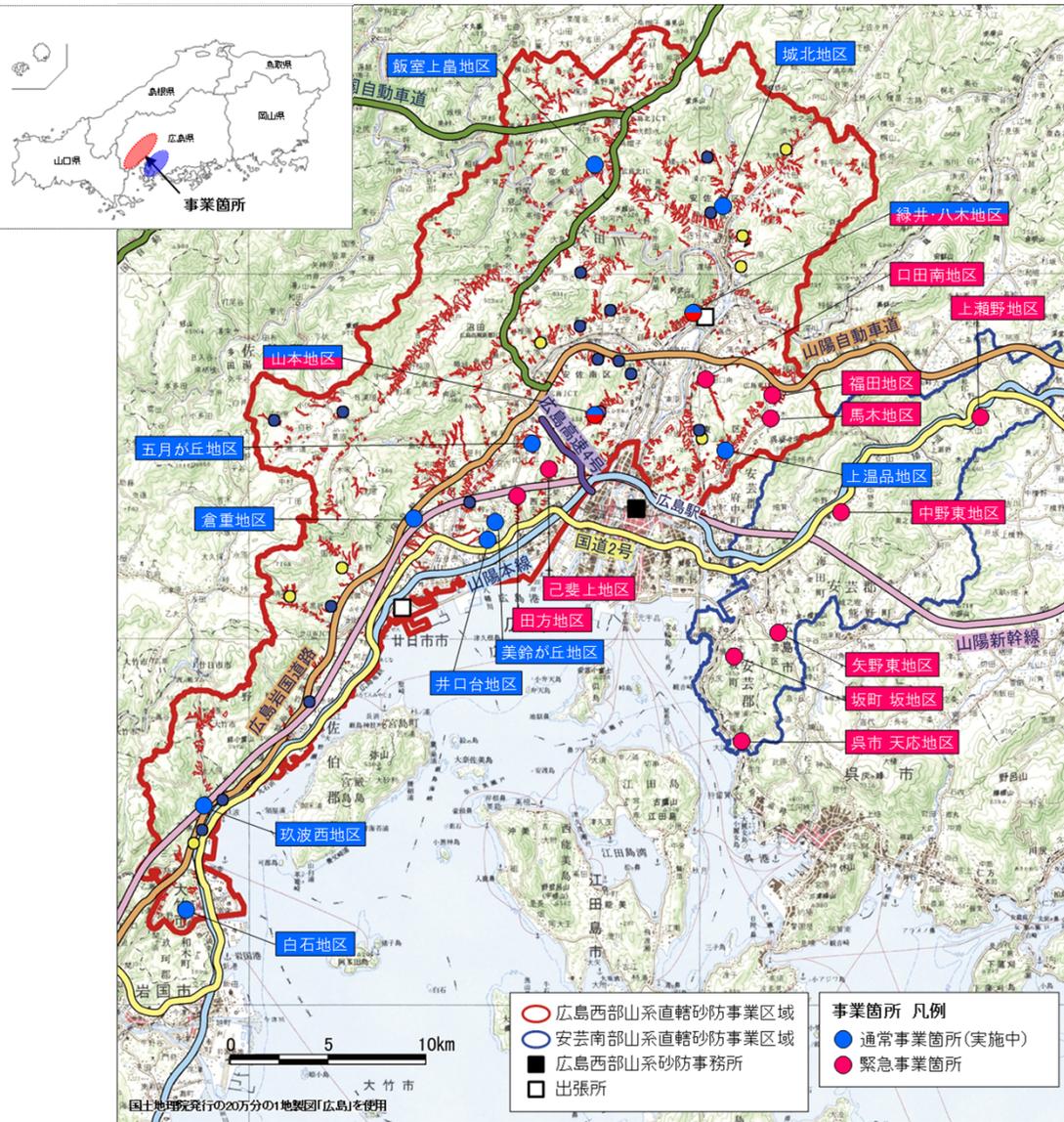
**凡例**

- 1/10規模
- 1/30規模
- 1/50規模
- 計画規模
- 想定最大規模

**凡例**

- 堤防整備箇所(国)※
- 河道掘削箇所(国)
- 堤防補強箇所(国)
- 整備箇所(県)
- 宅地嵩上げ等箇所※
- 安全な地区へ移転※
- 大臣管理区間
- 流域界
- 追加整備箇所

- 広島西部山系(広島市、廿日市市、大竹市)では、平成11年の広島豪雨災害を契機に、土砂災害から人命や資産及び主要交通網などを保全するために平成13年度より直轄砂防事業に着手。
- 平成30年7月豪雨災害では、広島県を中心に広域的な土砂災害が発生したことを受け、安芸南部山系を含めた範囲で特定緊急砂防事業として、8地区にて砂防堰堤32基と遊砂地3基の砂防堰堤の整備を実施中。(R7.3末 28基の砂防堰堤本体が完成)
- 令和3年8月の大雨により土石流が発生した3地区では、砂防堰堤6基の整備を実施中。(R7.3末 4基の砂防堰堤本体が完成)



### ◆平成30年7月豪雨災害箇所の砂防堰堤整備状況

呉市天応地区(背戸の川支川)



安芸郡坂町地区(総頭川・遊砂地)



### ◆令和3年8月の大雨による被害状況

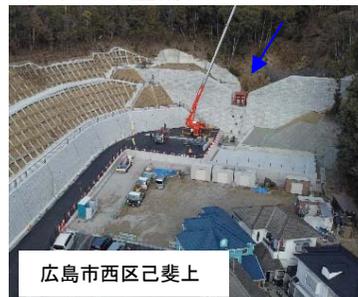
広島県広島市西区田方(土石流)  
<人的被害なし・全壊1軒、半壊2軒>



広島県広島市安佐南区山本(土石流)  
<人的被害なし・一部損壊2軒>



### ◆砂防堰堤の整備状況 (R3災害箇所)



○ 樽床ダム等において、事前放流など既存ストックを最大限活用する計画を検討した上で、さらなる洪水調節機能の増強が必要な場合には、ダムの整備について検討を進める。

**概要(主な検討対象)※**

○場所: 広島県 やまがたくん 山県郡 きたひろしまちょう 北広島町 あきおおたちょう 及び 安芸太田町 たるとこ

【樽床ダム(既設)】 ○目的: 発電(中国電力(株))  
○諸元: ダム高42.0m、総貯水容量20,600千m<sup>3</sup>

※ 詳細については、今後の調査・検討及び関係機関との協議により確定。

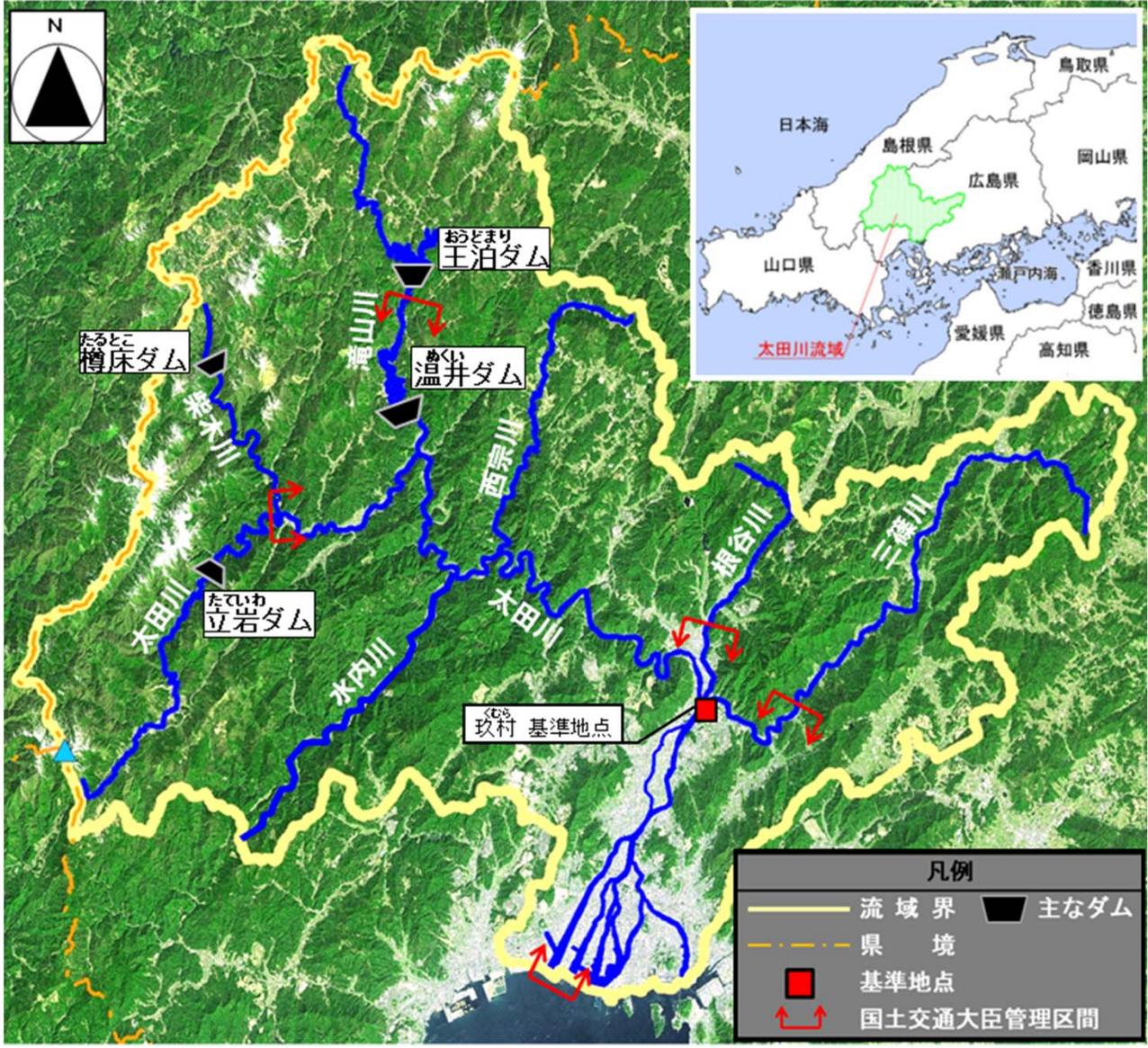


樽床ダム



太田川上流部の様子

## 太田川流域図



**主な既往災害** 【H17.9洪水 安芸大橋 下流左岸付近】

洪水	太田川での被災状況
H17年9月	被災家屋: 約486戸 氾濫面積: 約130ha
H30年7月	被災家屋: 約787戸 氾濫面積: 約352ha

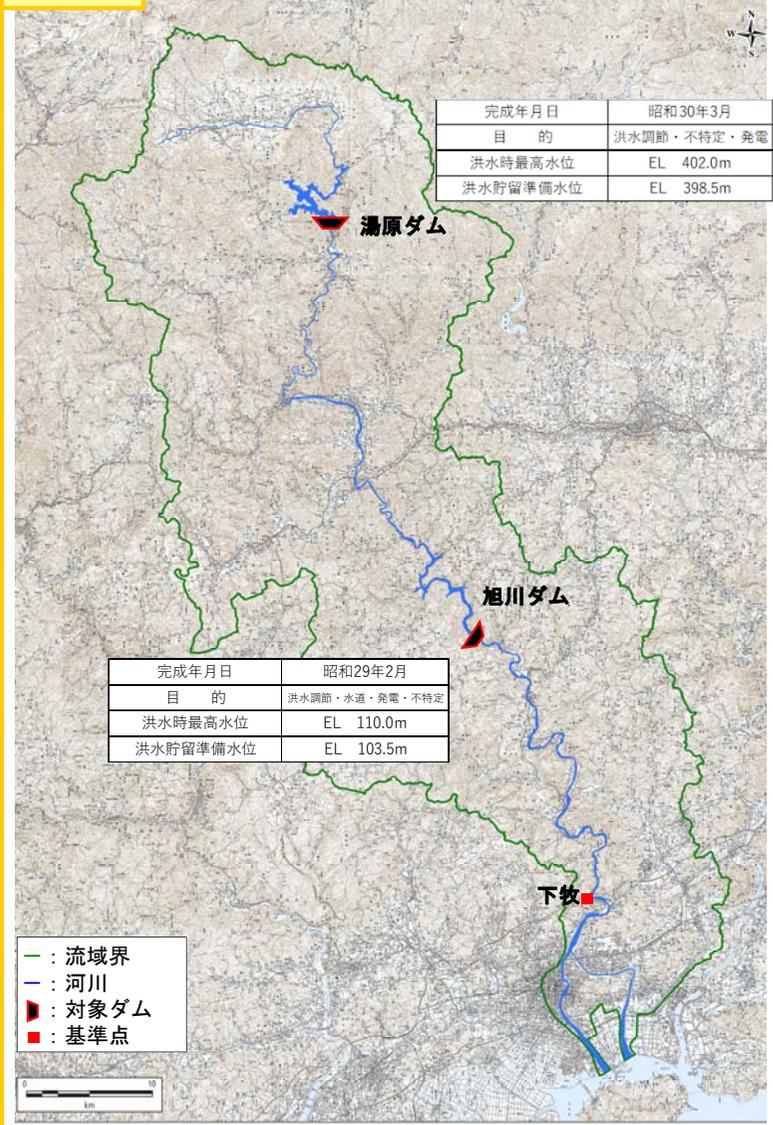
**事業の目的**

本事業では、既往最大の平成17年9月洪水に加え気候変動の影響を踏まえた洪水に対して、被害の防止又は軽減策を検討する。

# 旭川中上流ダム再生事業(実施計画調査)

- 旭川では戦後、旭川ダム(S29完成)、湯原ダム(S30完成)を整備し、治水安全度の向上を図ってきた。
- 旭川ダムの洪水調節機能の向上を図るため、令和元年度に旭川中上流ダム再生事業を新規事業採択。
- 令和2年4月より現地調査に着手し、地形測量、地質調査(ボーリング調査)等を実施。

**位置図**



**旭川中上流ダム事業 事業概要**

**事業箇所**

**旭川ダム** : 岡山県岡山市北区建部町 (左岸)  
: 岡山県加賀郡吉備中央町 (右岸)

**湯原ダム** : 岡山県真庭市 (左岸)  
: 岡山県真庭市 (右岸)

**目的** : 洪水調節機能の向上 (旭川の洪水防御)

**諸元**

**旭川ダム**

形式 : 重力式コンクリートダム  
ダム高 : 45m  
堤頂長 : 212m  
総貯水容量 : 5,738万m<sup>3</sup>  
有効貯水容量 : 5,177万m<sup>3</sup>  
集水面積 : 1,140km<sup>2</sup>

**湯原ダム**

形式 : 重力式コンクリートダム  
ダム高 : 73.5m  
堤頂長 : 194.4m  
総貯水容量 : 9,960万m<sup>3</sup>  
有効貯水容量 : 8,600万m<sup>3</sup>  
集水面積 : 255km<sup>2</sup>

**経緯**

月日	内容
昭和29年	旭川ダム竣工
令和元年6月	旭川水系河川整備計画 変更 基準地点: 下牧 目標流量: 6,500m <sup>3</sup> /s 河道配分流量: 5,000m <sup>3</sup> /s
令和2年4月	実施計画調査着手 (現地調査に着手)



湯原ダム



旭川ダム



地質調査状況【旭川ダム下流】

# 中国地方における高規格幹線道路の整備状況

## 高規格幹線道路のミッシングリンク解消

○中国地方における高規格幹線道路の整備率は約89%  
山陰道の進捗率は全線で約61%。

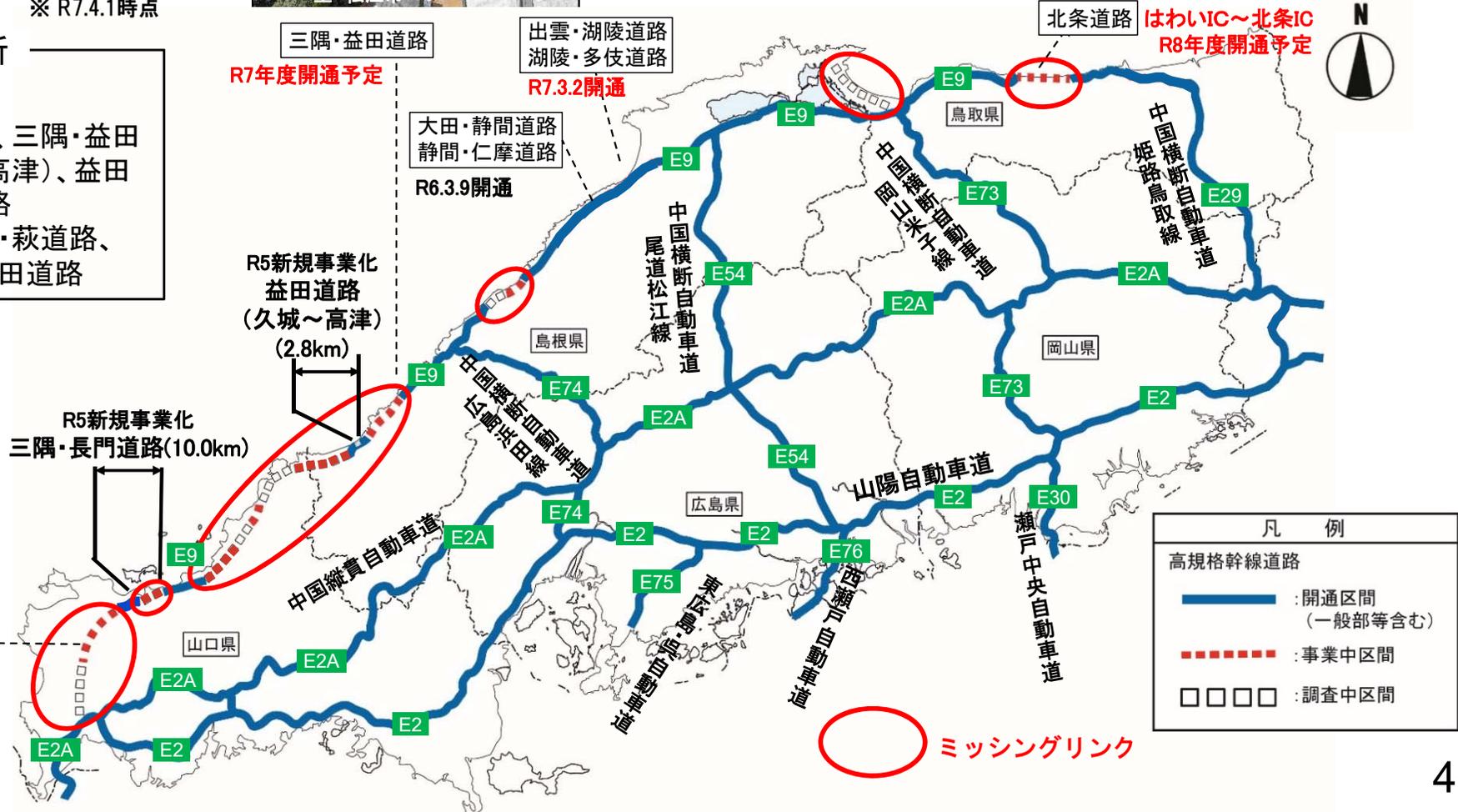
### 山陰道の整備率

山陰道全体	230	／	約380km	約61%
うち鳥取県	75	／	89km	84%
うち島根県	135	／	約181km	約75%
うち山口県	20	／	約110km	約18%

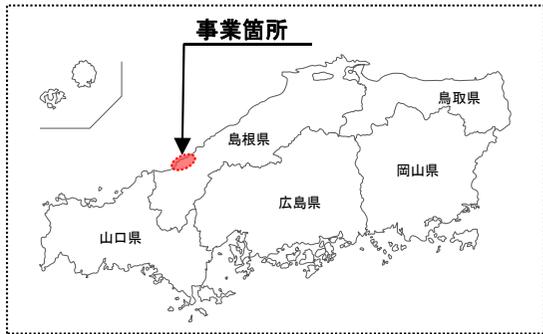
※ R7.4.1時点

### 山陰道:事業中箇所

- 【鳥取県】北条道路
- 【島根県】福光・浅利道路、三隅・益田道路、益田道路(久城～高津)、益田西道路、益田・田万川道路
- 【山口県】木与防災、大井・萩道路、三隅・長門道路、俵山・豊田道路

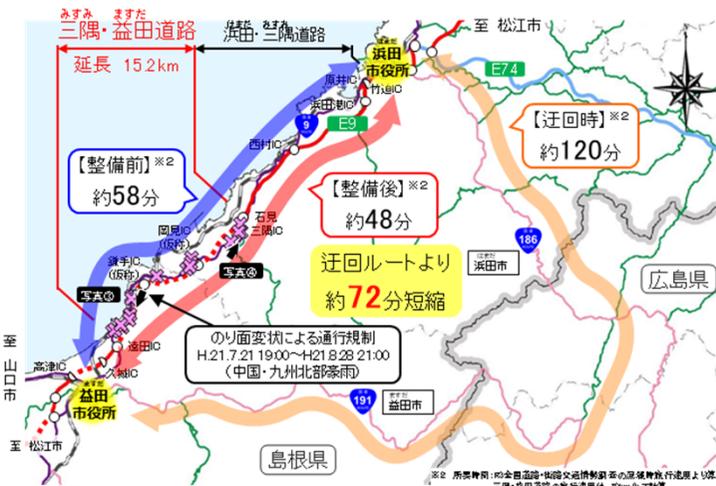


- 山陰道 三隅・益田道路は浜田～益田間における災害時の代替路の確保及び広域的な交流連携を目的とした自動車専用道路である。
- 令和7年度の開通に向けて、改良工事、橋梁上部工事、舗装工事、道路附属物設置工事等を推進する。
- 並行現道である国道9号は、災害および交通事故を起因とした全面通行止めが過去15年間で年間平均1.0回発生している。三隅・益田道路を整備することで、災害や異常気象時等の代替路が確保され道路の安全性・信頼性の向上が期待される。



※1 大規模橋梁工事等が順調に進捗した場合

	山陰道(客車中區間)
	山陰道(供用区間)
	広幹線道
	主要地方道
	一般県道



	山陰道(供用区間)		全面通行止め発生箇所(101~103)
	山陰道(客車中區間)		整備前(浜田・三隅道路+益田2号線)
	広幹線道		整備後(益田100号+益田1号線)
	一般県道(色線)		整備後(浜田・三隅道路+三隅・益田道路)
	一般県道(緑線)		
	主要地方道		



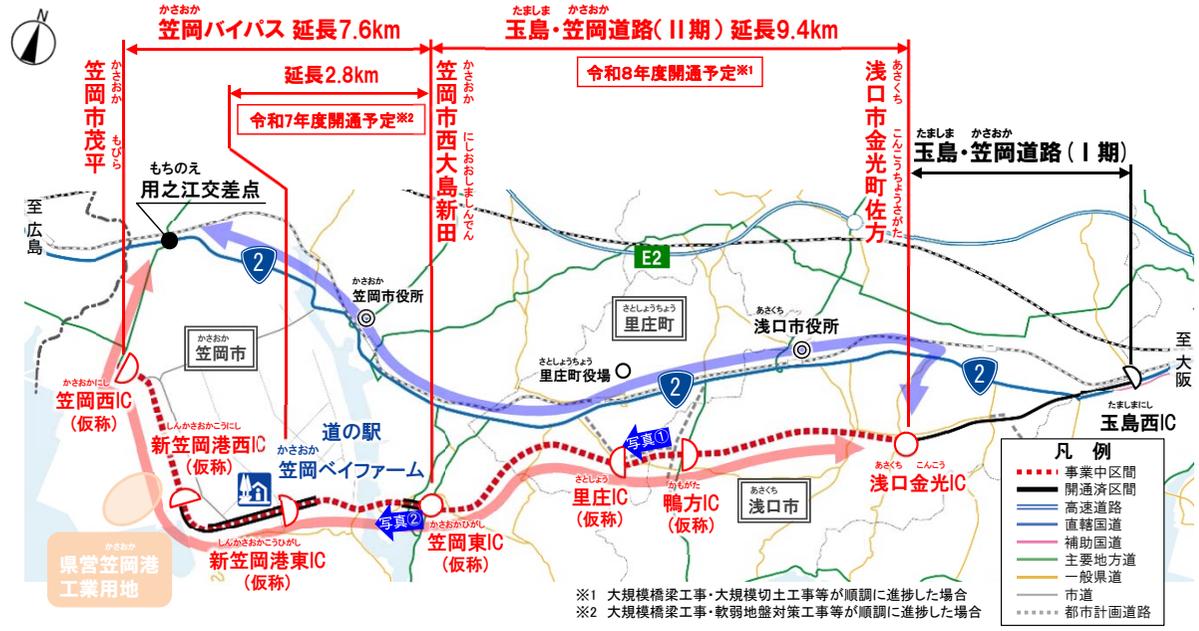
【写真①】 鎌手地区の施工状況 (R7.1撮影)



【写真②】 木部地区の施工状況 (R7.1撮影)



- 玉島・笠岡道路(Ⅱ期)、笠岡BPは、慢性的に発生する交通混雑の緩和、交通安全の確保、地域経済の発展等を目的とした自動車専用道路である。
- 玉島・笠岡道路(Ⅱ期)は令和8年度、笠岡バイパスは笠岡東IC(仮称)から新笠岡港東IC(仮称)間の令和7年度の開通に向けて改良工事、橋梁上部工事、舗装工事等を推進する。
- 玉島・笠岡道路(Ⅱ期)および笠岡バイパスの整備により、新たな道路ネットワークが構築され、物流の大動脈としてより一層機能することで、企業立地の促進が期待される。



【写真①】里庄IC付近の施工状況



【写真②】神島地区の施工状況

### 県営笠岡港工業用地

- 令和5年6月に分譲区画24区画が完売
- 21社が進出

写真：令和5年5月撮影

### 所要時間の短縮

【現状】国道2号経由  
約32分

【供用後】バイパス経由  
約22分  
約10分短縮

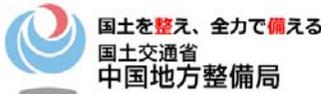
用之江交差点

浅口市金光IC

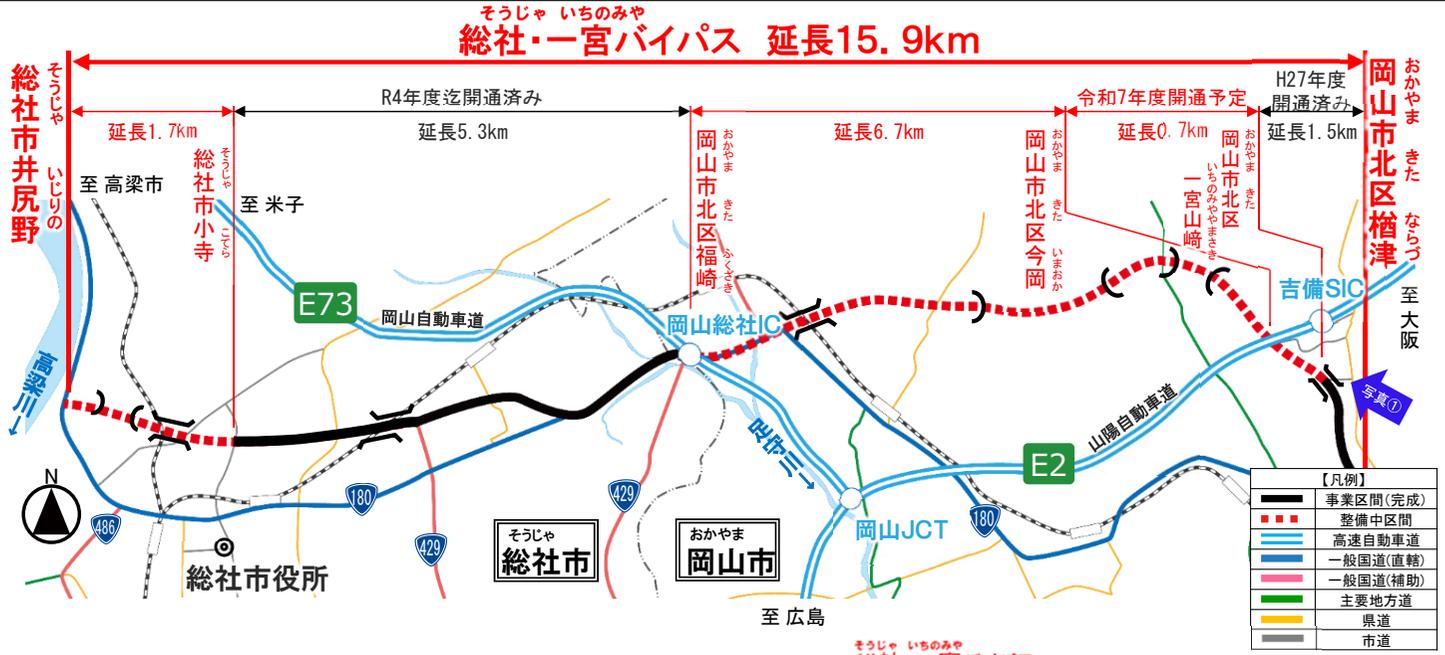
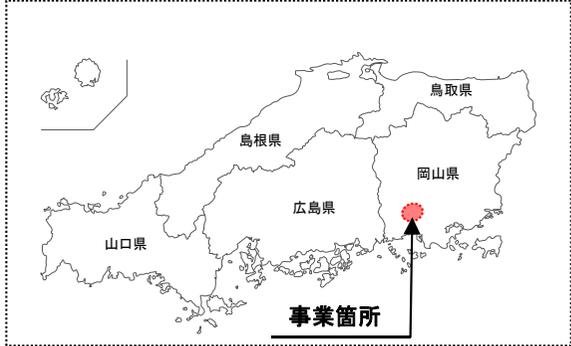
所要時間：ETC2.0プローブデータ R5.9-11平日 混雑時旅行速度  
注) 玉島・笠岡道路(Ⅱ期)、笠岡バイパスは60km/hを使用

# 一般国道180号 そうじゃ いちのみや 総社・一宮バイパス

開通予定



- 総社・一宮バイパスは、交通混雑の緩和及び交通安全の確保等を目的とした道路である。
- 令和7年度は用地買収、改良工事、舗装工事等を推進する。**そのうち、岡山市北区一宮山崎～今岡間は令和7年度の開通に向け工事を推進する。**
- 総社市は岡山自動車道岡山総社ICから山陽自動車道や瀬戸中央自動車道等へのアクセス性が高いことから、食品工場や物流拠点となる大型倉庫の進出が活発であり、道路整備により、岡山総社ICや岡山市街へのアクセス性が向上し、円滑な物流支援が期待される。



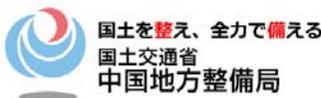
【写真①】今岡地区の施工状況 (R7.2撮影)



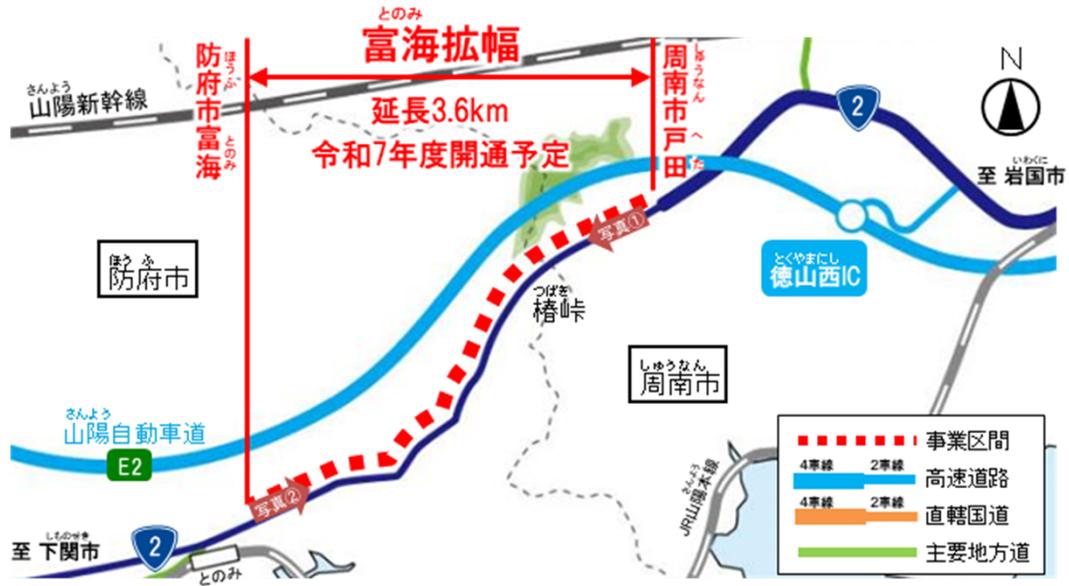
資料:ETC2.0プローブデータ R5.1.30-R52.17平日(7、8、17、18時平均)  
注)整備中区間は60km/hで算出

# 一般国道2号 とのみ 富海拡幅

**開通予定**



- 富海拡幅は山口県周南市～防府市間における交通混雑の緩和及び交通安全の確保、地域経済の活性化を目的とした道路である。
- 令和7年度の開通に向けて、改良工事、舗装工事、道路付属物設置工等を推進します。
- 交通事故等により山陽自動車道で通行規制を実施すると、並行する国道2号に交通が集中し激しい渋滞が発生するため、富海拡幅の4車線化により代替路としての機能が強化されることで、円滑な交通確保が期待される。



【写真①】椿地区の法面施工状況



## <山陽自動車道 通行規制時の国道2号の状況>



通常時

防府西IC 徳山西IC

約22分

+ 約88分 (5倍以上)

山陽自動車道 通行規制時

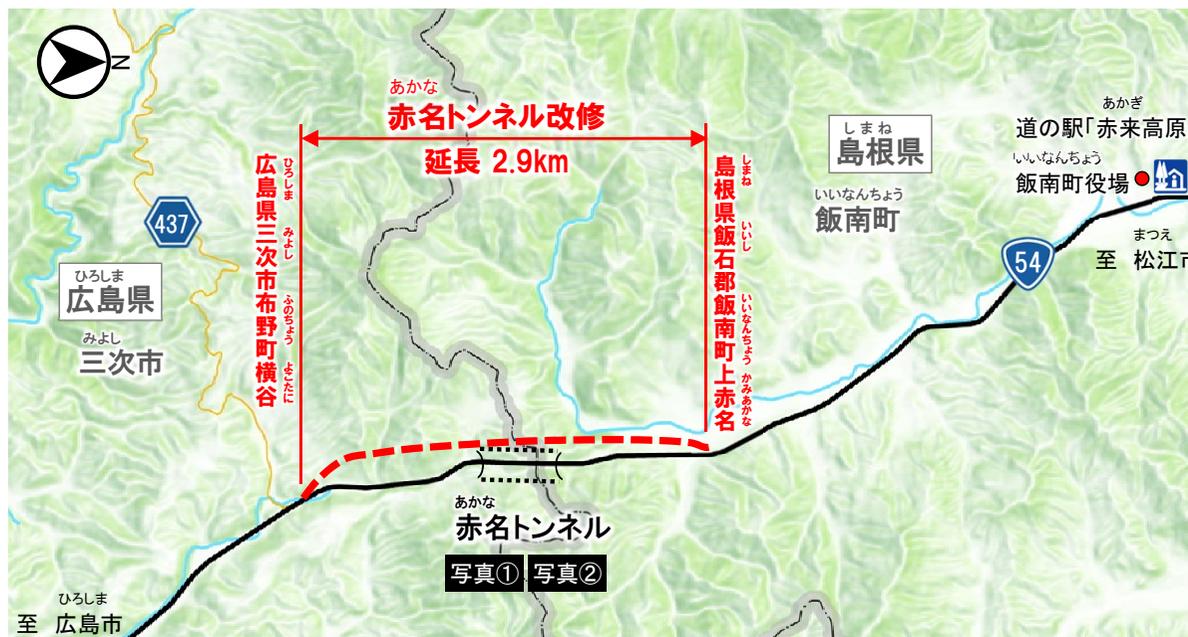
約110分

資料: ETC2.0プローブデータ  
国道2号上り防府西IC合流点～徳山西IC分岐点  
平常時 | R3.9 平日、山陽自動車道通行時 | R3.11.8

# 一般国道54号 <sup>あかな</sup>赤名トンネル改修

新規着手

- 赤名トンネル改修は、交通インフラの強靱化を目的としたトンネル改修事業です。
- 赤名トンネルでは、緊急点検などメンテナンスにかかる規制が10年間で181日発生しており、交通に影響を与えている。対策が実施されることで、緊急輸送道路である国道54号の信頼性が向上し、規制等による物流・産業や沿線地域などへの社会的影響の減少が期待される。
- 令和7年度は調査設計に着手予定。



凡 例	
	事業中
	一般国道
	一般県道
	トンネル



あかな  
【写真①】赤名トンネル緊急点検の様子(R3年1月)

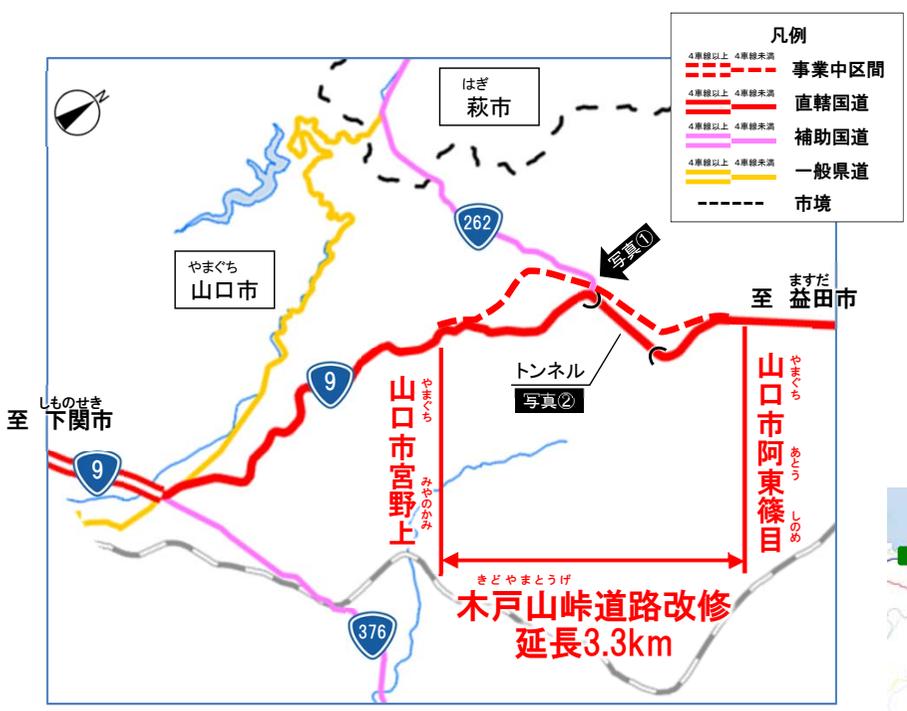
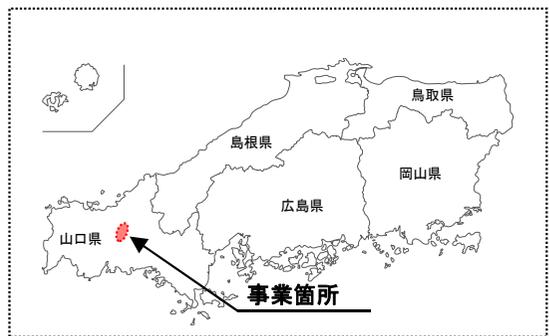


あかな  
【写真②】赤名トンネルにおける車両の接触による損傷

# 一般国道9号 きどやまとうげ 木戸山峠道路改修

**新規着手**

- 木戸山峠道路改修は山口県山口市内における交通インフラの強靱化や災害に強い道路ネットワークの確保及び円滑な通行の確保等を目的とした道路である。
- 当該区間は大雨や積雪により過去5年間で全面通行止めが3回発生しており、全面通行止めには通常時の3倍以上の所要時間を要する大幅な迂回を強いられ、市民生活や産業活動に支障となっている。木戸山峠道路改修により、通行規制の影響が低減し、交通インフラの強靱化が期待される。
- 令和7年度は調査設計に着手予定。

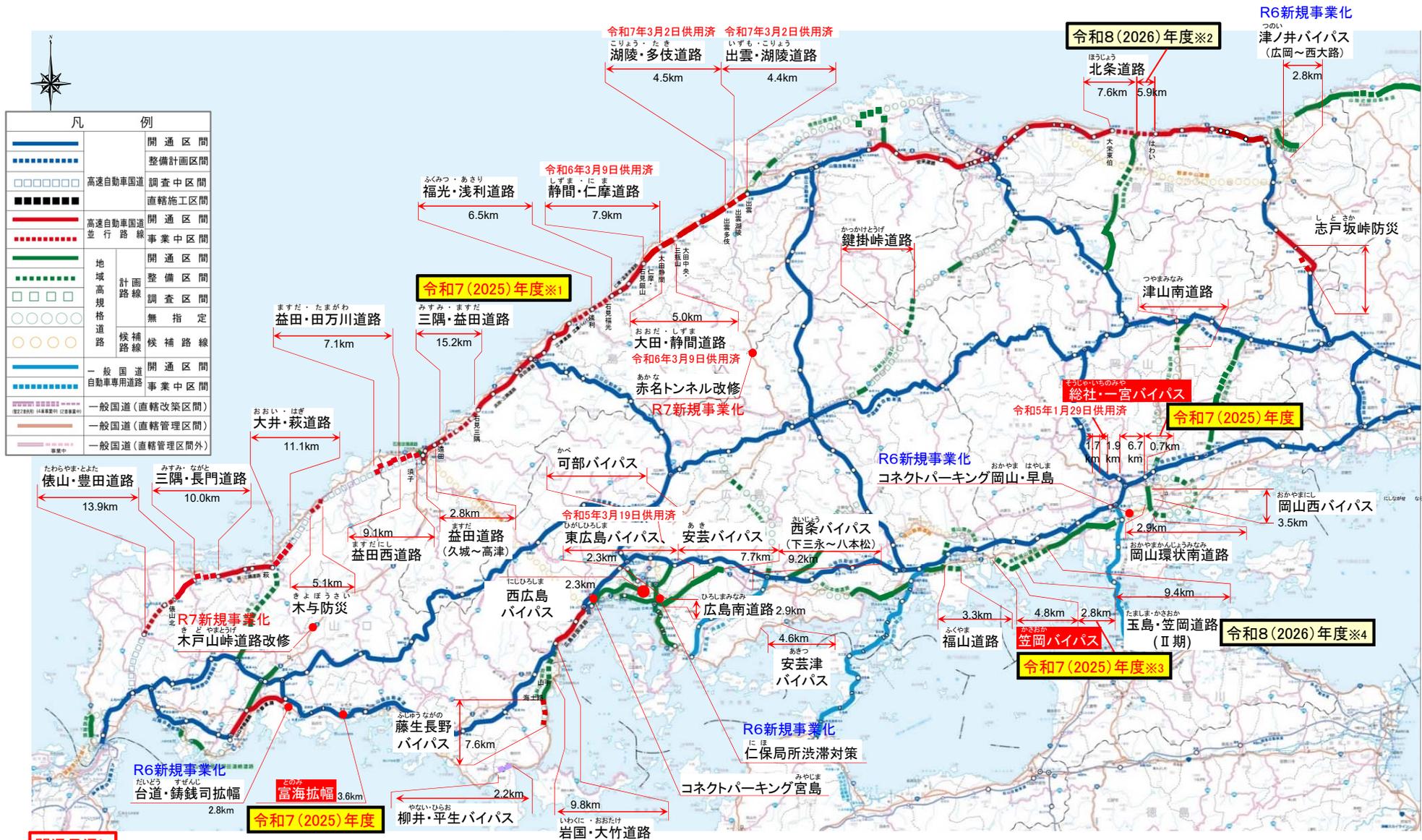


【写真①】スタックの発生状況 (R3. 1)



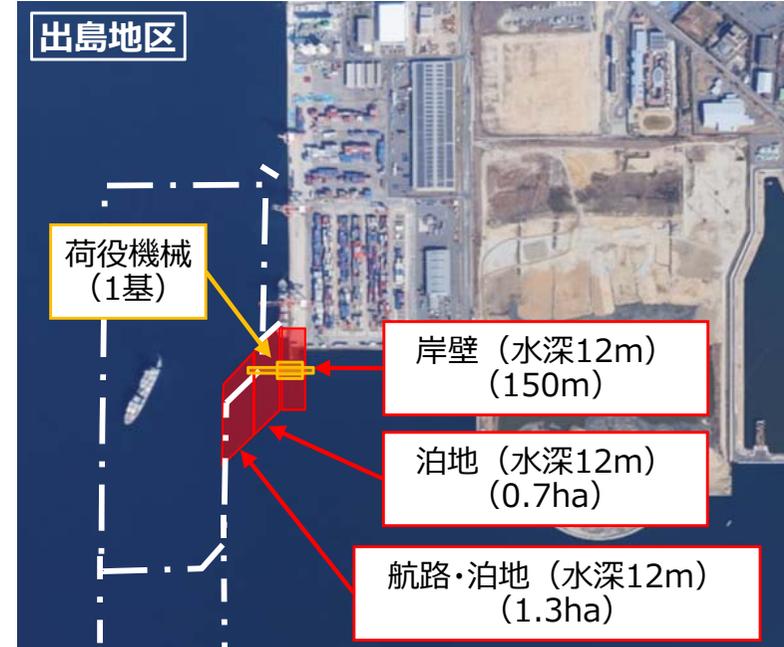
【写真②】トンネルの大型車通行状況

# 道路事業の開通見通し



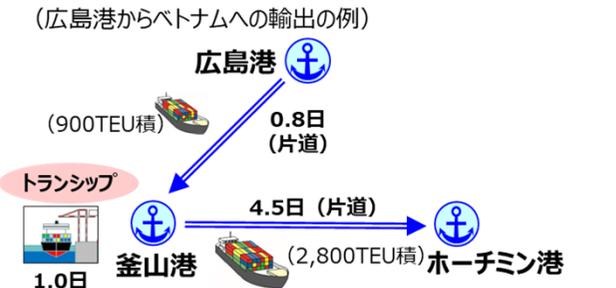
令和7年4月1日時点

- 広島港は、背後に立地する自動車産業をはじめとする製造業の物流を支える拠点となっている。
- 国際コンテナターミナルを有する出島地区において、**令和4年度から岸壁延長の不足に対応したターミナル整備を行っており、中国・韓国航路のコンテナ船の大型化や東南アジア航路の新規就航を可能とする**ことで、背後企業のサプライチェーンが強靱化され、国内外の生産拠点間の安定的な物流網の確保が図られる。
- また、自動車部品その他、産業機械、紙・パルプ、製造食品等の安定した取り扱いが可能となり、地域産業の振興が図られるとともに、企業の更なる新規立地・投資の促進が期待される。
- 令和6年度は、岸壁(水深12m)の基礎工事および本体工事(ケーソン据付)、上部工事等を推進する。**

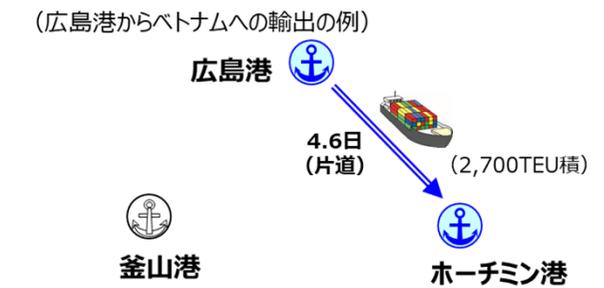


**【整備効果】 東南アジア航路就航に伴う効果**

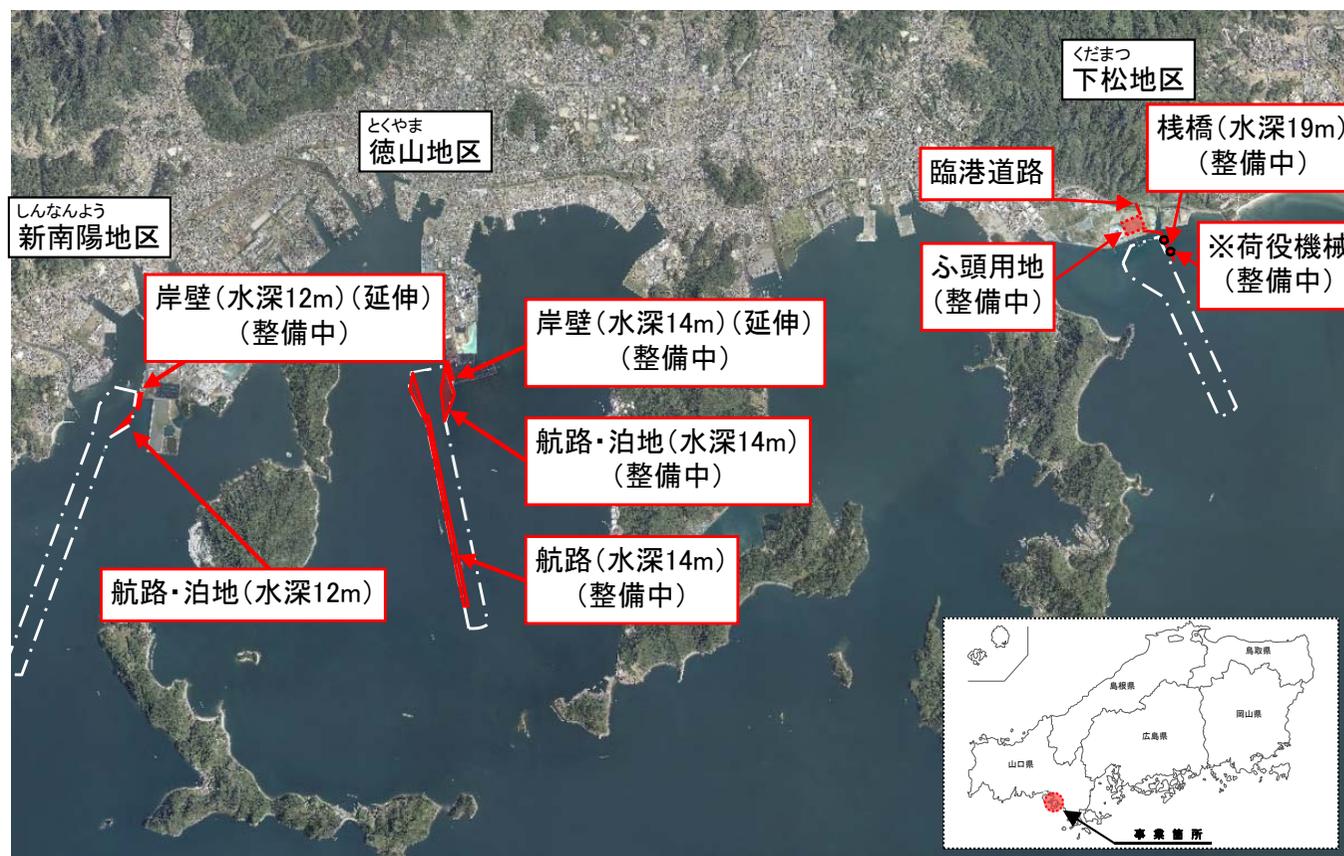
Without (整備なし) 時：広島港から海外港でトランシップし東南アジアに輸送



With (整備あり) 時：広島港から東南アジアにダイレクト輸送



- 徳山下松港は、西日本に立地する火力発電所や鉄鋼、製紙、化学工業等で発電燃料に用いられる石炭の輸入拠点として重要な役割を果たしており、国際バルク戦略港湾(石炭)に選定(平成23年5月)され、さらには「特定貨物輸入拠点港湾(石炭)」に指定(平成30年2月)された。
- 一方、石炭を輸入する企業が利用する既存ターミナルは、大型船に対応しておらず、積荷調整による非効率な輸送を余儀なくされている。このため、**平成28年度から下松地区、徳山地区および新南陽地区において、大型船に対応した岸壁等の整備を推進している。**
- 本事業により、**企業間連携による大型石炭運搬船を活用した共同輸送の進展への対応が可能**となり、地域産業の安定・発展や国際競争力の強化が図られるとともに、西日本地域の石炭輸入拠点となり、安定的かつ安価な輸送の実現や大規模災害時における物資輸送機能の維持に寄与する。
- 令和6年度は、下松地区棧橋(水深19m)の上部工事等を推進し、完了予定である。**



下松地区棧橋の施工(ジャケッ付)状況



下松地区の現況



# 5か年加速化対策（加速化・深化分）の進捗状況

【令和6年11月時点の集計】

区 分	事業規模の目途 ＜閣議決定時＞	＜1年目＞ 令和2年度第3次補正等		＜2年目＞ 令和3年度補正等		＜3年目＞ 令和4年度第2次補正等		＜4年目＞ 令和5年度補正等		＜5年目＞ 令和6年度補正案等		累 計
		事業規模	うち国費 [うち公共]	事業規模	うち国費 [うち公共]	事業規模	うち国費 [うち公共]	事業規模	うち国費 [うち公共]	事業規模	うち国費 [うち公共]	
防災・減災、国土強靱化のための 5か年加速化対策（加速化・ 深化分）	おおむね15兆円程度 （うち国費は 7兆円台半ば）	約4.16兆円	約1.97兆円 [約1.65兆円]	約3.02兆円	約1.52兆円 [約1.25兆円]	約2.70兆円	約1.53兆円 [約1.25兆円]	約3.06兆円	約1.52兆円 [約1.30兆円] 注3	約2.32兆円 注5	約1.45兆円 [約1.16兆円] 注4 注6	事業規模 約14.3兆円 （うち国費 約7.4兆円） 注5
1 激甚化する風水害や切迫する 大規模地震等への対策	おおむね 12.3兆円程度	約3.46兆円	約1.54兆円	約2.45兆円	約1.15兆円	約2.12兆円	約1.14兆円	約2.51兆円	約1.17兆円	約1.84兆円	約1.13兆円	事業規模 約11.7兆円
2 予防保全型メンテナンスへの転 換に向けた老朽化対策	おおむね 2.7兆円程度	約0.68兆円	約0.40兆円	約0.50兆円	約0.30兆円	約0.48兆円	約0.29兆円	約0.49兆円	約0.29兆円	約0.43兆円	約0.27兆円	事業規模 約2.4兆円
3 国土強靱化に関する施策を効 率的に進めるためのデジタル化 等の推進	おおむね 0.2兆円程度	約0.03兆円	約0.03兆円	約0.07兆円	約0.07兆円	約0.10兆円	約0.10兆円	約0.05兆円	約0.05兆円	約0.05兆円	約0.05兆円	事業規模 約0.3兆円

（注1） 事業規模には財政投融資によるものも含まれる。

出典：内閣官房HP 国土強靱化－予算・税制『令和6年度国土強靱化関係の補正予算案の概要』P2より

（注2） 四捨五入の関係で合計が合わないところがある。

（注3） 5か年加速化対策分のほか、国土強靱化緊急対応枠（国費3,000億円、事業費4,636億円）を含む。（累計には含まない）

（注4） 5か年加速化対策分のほか、国土強靱化緊急対応枠（国費3,000億円、事業費4,759億円）を含む。（累計には含まない）

（注5） 5年目の事業規模については、令和7年夏頃にフォローアップを実施し、民間事業者等による事業分を追加計上する予定である。

（注6） 金額には含まれていないが、令和6年能登半島地震等の教訓を踏まえ、緊急に対処すべき経費として、緊急防災枠（国費2,500億円、事業費3,691億円）がある。

# 第1次国土強靱化実施中期計画(素案)【概要】

※出典：国土強靱化推進本部(第22回)より抜粋

## 第1章 基本的な考え方

- 防災・減災、国土強靱化の取組の切れ目ない推進
- 近年の災害(能登半島地震・豪雨、秋田・山形豪雨、台風10号、日向灘地震等)
- 5か年加速化対策等の効果(被害軽減・早期復旧への貢献、地域防災力の高まり等)
- 状況変化への対応(3つの変化(災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境)への対応等)

### (災害外力・耐力の変化への対応)

- 気候変動に伴う気象災害への「適応」と「緩和」策の推進
- 最先端技術を駆使した自立・分散型システムの導入
- グリーンインフラの活用の推進
- 障害者、高齢者、子ども、女性、外国人等への配慮
- 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策の推進

### (人口減少等の社会状況の変化への対応)

- 地方創生の取組と国土強靱化の一体的推進
- フェーズフリー対策の積極的導入
- 地域コミュニティの強化、ハード・ソフト対策の推進
- まちづくり計画と国土強靱化地域計画の連携強化
- 条件不利地域における対策強化
- 「半島防災・強靱化」等の推進

### (事業実施環境の変化への対応)

- 年齢や性別に捉われない幅広い人材活用
- 革新的技術による自動化・遠隔操作化・少人化
- 気象予測精度の向上と社会経済活動の計画的抑制
- 安全確保に伴う不便・不利益への社会受容性の向上
- フェーズフリーな仕組みづくりの推進
- 広域連携体制の構築、資機材仕様の共通化・規格化

## 第2章 計画期間 令和8年度から12年度までの5年間

## 第3章 計画期間内に実施すべき施策(全324施策)

○第4章の施策の他、施策の推進に必要な制度整備や関連計画の策定等の環境整備、普及啓発活動等の継続的取組、長期を見据えた調査研究等について、目標を設定して取組を推進

	防災インフラの整備・管理	ライフラインの強靱化	デジタル等新技術の活用	官民連携強化	地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個別避難計画作成の促進</li> <li>● 情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト</li> </ul> <p>→ 57施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 迅速な航路啓開のための体制の整備</li> <li>● 衛星通信システムに関する制度整備等の推進</li> </ul> <p>→ 107施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● マイナンバーカードを活用した避難所運営効率化等の横展開</li> <li>● 矯正施設のデジタル無線機の適正な稼働</li> </ul> <p>→ 55施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 病院における事業継続計画(BCP)の策定</li> <li>● 災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓発活動の強化</li> </ul> <p>→ 63施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方公共団体における災害時受援体制の構築の推進</li> <li>● 「世界津波の日」を含む防災への意識向上のための普及啓発活動</li> </ul> <p>→ 69施策</p>

## 第4章 推進が特に必要となる施策(全116施策(233指標))

※複数の柱に位置付けられた施策があるため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

### 1. 施策の内容

○施策の目標は、南海トラフ地震が30年以内に発生する確率(8割程度)等に鑑み、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、概ね20年から30年程度を一つの目安として、検討・設定。長期目標の達成に30年超の期間を要する施策においても、地域ごとに異なる災害リスクの実情や緊急性等を踏まえ、早期に効果を発揮できるよう、優先順位を検討の上、実施

	防災インフラの整備・管理	ライフラインの強靱化	デジタル等新技術の活用	官民連携強化	地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の充実</li> <li>○ 関係省庁の枠を超えた流域治水対策等の推進</li> <li>○ 障害者・高齢者・子ども・外国人等に配慮した災害情報提供の強化</li> <li>○ 発災後の残存リスクの管理</li> <li>○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換等</li> </ul> <p>→ 28施策(81指標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換</li> <li>○ 広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化</li> <li>○ 上下水道システムの耐震化を始めとした耐災害性の強化</li> <li>○ 送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用</li> <li>○ フェーズフリーな通信システムによる災害自立性の強化等</li> </ul> <p>→ 42施策(80指標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国の地方支分部局等の資機材の充実(警察・消防・自衛隊・TEC-FORCE等)</li> <li>○ 一元的な情報収集・集約・提供システムの構築</li> <li>○ フェーズフリーなデジタル体制の構築</li> </ul> <p>→ 16施策(24指標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化</li> <li>○ 密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進</li> <li>○ 保健医療福祉支援の体制・連携強化</li> <li>○ 立地適正化計画等と連携した国土強靱化施策の推進</li> <li>○ 国土強靱化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化等</li> </ul> <p>→ 14施策(18指標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善</li> <li>○ 国等によるプッシュ型支援物資の分散備蓄の強化</li> <li>○ 避難所や教育の現場となる学校の耐災害性強化</li> <li>○ 避難所等における自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築</li> <li>○ 発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備等</li> </ul> <p>→ 17施策(30指標)</p>

※1 施策(住宅・建築物の耐震化の促進)が「ライフラインの強靱化」と「官民連携強化」に位置付けられているため、各柱の施策の合計は全施策と一致しない。

### 2. 対策の事業規模

○「推進が特に必要となる施策」について、加速化・深化を図る観点から、追加的に必要となる事業規模は、今後5年間でおおむね20兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映

## 第5章 フォローアップと計画の見直し

- 毎年度の年次計画を通じたフォローアップの実施(「評価の在り方」を適用)
- 災害から得られた知見の継承、対策の課題・効果のとりまとめ・発信
- 実施に際し、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地域の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭におきつつ、事業の進捗と財源確保方策の具体的な検討を開始
- 巨大地震の被害想定地域や条件不利地域は、関連計画のフォローアップと連携
- 事業実施環境の整備に向けた取組の強力な推進、評価に必要なデータ収集の推進

## 第4章 推進が特に必要となる施策(例)

### (1) 国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

○ 国民の生命・財産・暮らしを守り、魅力あふれる多様な地域・国土を未来に引き継ぐため、長期的な視点に立ち、**防災インフラの整備・管理**や**老朽化対策**を着実に推進する。AI・ドローン等の最先端のデジタル等新技术の活用により、**インフラの管理・運用の高度化**や**住民避難の体制強化**を図るとともに、まちづくりとの連携強化やグリーンインフラの活用を図るなど、ハード・ソフト両面から対策を講じ、**次世代にわたり機能するインフラへの転換**を図る。

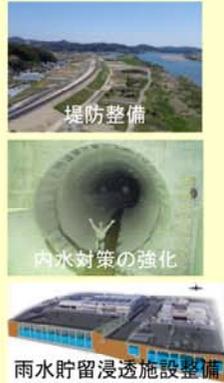
#### <中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実>

■**線状降水帯・台風、大規模地震・大規模噴火等に関する防災気象情報の高度化【国交】**  
◀目標▶次期静止気象衛星及び次々期静止気象衛星の整備(契約・基本設計審査・詳細設計審査・構成部品製造完了・統合作業・打上げ・運用開始の7工程)の進捗率  
7%【R5】→71%【R12】→100%【R16】  
火山観測施設の耐災害性強化(停電対策が必要な箇所:61箇所)の完了率  
7%【R5】→52%【R12】→100%【R15】

■**水災害リスク情報の充実・活用【国交】**  
◀目標▶土砂災害警戒区域(約699,100区域(令和5年度末時点))のうち、土砂災害ハザードマップの作成・公表が完了した区域の割合  
96%【R5】→100%【R12】

#### <関係省庁の枠を超えた流域治水対策等の推進>

■**流域治水対策(河川、砂防、下水道、海岸)【国交・農水】**  
◀目標▶気候変動の影響を考慮した河川整備計画へ変更した割合(国管理河川の全121計画)  
19%【R5】→64%【R12】→100%【R17】  
気候変動を踏まえた洪水に対応(必要な流出能力を確保)した国管理河川(約1,500万m<sup>3</sup>/s・km)の整備完了率  
31%【R5】→39%【R12】→100%【R62】  
浸水実績地区等(全国:約37万ha(令和5年度末時点))における下水道による気候変動の影響を踏まえた浸水対策完了率  
5%【R5】→12%【R12】→100%【R40】  
気候変動を踏まえた高潮・津波に対応(必要な堤防高を確保)した海岸堤防等(延長約2,700km)の整備完了率  
51%【R5】→58%【R12】→100%【R52】



■**防災重点農業用ため池の防災・減災対策の推進【農水】**  
◀目標▶全国の防災重点農業用ため池(約5.3万箇所(令和5年度末時点))のうち、防災対策の優先度の高い防災重点農業用ため池(防災工事等推進計画に位置付けのある約9,000か所(令和5年度末時点))における防災工事の完了率  
30%【R5】→83%【R12】→100%【R17】

※リアルタイム災害危険情報に基づく早期避難を促進するなど、対策の効果を最大限発揮できるようソフト対策との連携を強化するとともに、災害リスクを含む地域特性を踏まえた長期的な視点に立ち、地方公共団体の総合計画や立地適正化計画等のまちづくり計画との連携強化を計画段階から図りつつ、目標年度が長期に及ぶハード対策について着実に進める。

#### <障害者・高齢者・子ども・外国人等に配慮した災害情報提供の強化>

■**住民等の避難等に資する情報伝達手段の多重化・多様化の推進【総務】**  
◀目標▶市区町村(全国1,741市区町村)における防災行政無線等の多様な災害情報伝達手段(障害者や外国人等への配慮も含めた情報伝達手段)の整備完了率  
0%【R6】→100%【R12】

#### <発災後の残存リスクの管理>

■**河川管理施設・砂防施設等の戦略的な維持管理の推進【国交・農水】**  
◀目標▶国管理河川(約10,000km)における河川巡視の無人化に対応する環境整備(ドローンによる河川巡視のための通信環境の整備:約10,000km)の完了率  
0%【R6】→22%【R12】→100%【R15】

### (2) 経済発展の基礎となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

○ 大規模自然災害の発生時においても、**交通・上下水道・通信・電力・エネルギー等のライフライン機能**を可能な限り維持できるよう、**確実な点検・診断の実施**や**災害耐力の低下をもたらす致命的な損傷の早期解消**、**運営基盤の強化**等を推進し、**予防保全型メンテナンスへの早期転換**を図るとともに、**急所となる施設・設備**や**災害時の重要施設に接続するライフラインの耐災害性強化**を図る。  
○ 災害により損傷を受けた場合にも**早期に機能を発揮**できるよう、**関連施設の相互連携の強化**や**リダンダンシー確保**、**フェーズフリーな仕組みの活用**、**地域の実情を踏まえた自立分散型システムの導入**等を推進し、**次世代型ライフラインへの転換**を図る。

#### <予防保全型メンテナンスへの早期転換>

■**道路施設の老朽化対策【国交】**  
◀目標▶国及び地方公共団体が管理する道路における緊急又は早期に対策を講ずべき橋梁(約92,000橋(令和5年度末時点))の修繕措置(完了)率  
55%【R5】→80%【R12】→100%【R33】

■**上下水道施設の戦略的維持管理・更新【国交】**  
※「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」等の議論を踏まえ検討

#### <広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化>

■**道路橋梁等の耐震機能強化【国交】**  
◀目標▶緊急輸送道路(約110,000km)上の橋梁(約65,000橋(令和5年度末時点))の耐震化率  
81%【R5】→88%【R12】→100%【R38】

■**道路における防災拠点機能強化【国交】**  
◀目標▶道の駅における防災対策(防災上の位置付け(地域防災計画への位置付け)がある道の駅(約450箇所(令和5年度末時点))の建物の無停電化及び災害時も活用可能なトイレ)の完了率  
55%【R6】→68%【R12】→100%【R37】

■**港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発【国交】**  
◀目標▶全国の港湾(932港)のうち、大規模地震時に確保すべき港内の海上交通ネットワーク(港湾計画等に基づく耐震強化岸壁に加え、前面の水域施設、外郭施設、背後の荷さばき地や臨港交通施設等を含めた陸上輸送から海上輸送を担う一連の構成施設:464ネットワーク)の整備完了率  
35%【R5】→43%【R12】→100%【R33】

#### <上下水道システムの耐震化を始めとした耐災害性の強化>

■**上下水道施設の耐災害性強化【国交】**  
◀目標▶給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設(約25,000箇所)のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合  
15%【R5】→34%【R12】→100%【R36】

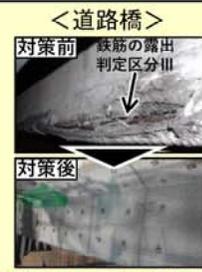
■**災害に強い合併処理浄化槽の整備促進【環境】**  
◀目標▶浄化槽整備区域内(単独処理浄化槽・合併処理浄化槽の総数:約370万基(令和5年度末時点))における合併処理浄化槽の割合  
68%【R5】→77.9%【R12】→100%【R27】

#### <フェーズフリーな通信システムによる災害自立性の強化>

■**携帯電話基地局強靱化対策事業【総務】**  
◀目標▶全国の携帯電話基地局約100万局(令和6年3月末時点)のうち、災害対策本部の周辺等、強靱化が求められる基地局における整備完了率  
0%【R6】→60%【R12】→100%【R16】

#### <送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用>

■**送電網の整備・強化対策【経産】**  
◀目標▶マスタープランを踏まえた送電網(増強運用容量:875万kW(広域系統整備計画策定時点))の整備完了率  
0%【R5】→100%【R12】



## 第4章 推進が特に必要となる施策(例)

### (3) デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化

- AIやドローン、衛星等の革新的なデジタル等新技術は、組合せや使い方の工夫次第で、国土強靱化の取組を飛躍的に進化させる可能性を秘めている。これらの革新的な技術を発災直後の過酷な環境下における初動対応から復旧・復興段階に至るあらゆる災害対応フェーズにおいて積極的に活用できるよう、平時も含めた運用体制の強化を図り、フェーズフリーな活用環境の整備を推進する。

#### <国の地方支分部局等の資機材の充実(警察・消防・自衛隊・TEC-FORCE等)>

##### ■災害用装備資機材の充実強化【警察】

◀目標▶広域緊急援助隊の災害時の救出救助活動に必要な資機材(近年の豪雨災害等への対応にあたり不足が確認された水難救助セット(ヘルメット、救命胴衣、ブーツ等):約2,500式)の更新整備の完了率  
0%【R6】→100%【R12】



##### ■緊急消防援助隊の車両整備等による災害対応力の強化【総務】

◀目標▶航空消防防災体制の充実のため、航空小隊(全77隊(令和7年3月時点))に特に必要な航空機・資機材(消防防災ヘリコプター(消防用ヘリコプター含む)、ヘリサット地球局、持込型機上装置)の整備完了率  
94%【R6】→100%【R12】

##### ■TEC-FORCE等に係る機能強化による災害対応力の強化【国交】

◀目標▶大規模氾濫等に対応(高揚程化による機能強化)する災害対策用車両(排水ポンプ車:約240台(令和6年度末時点))の整備完了率  
75%【R6】→83%【R12】→100%【R22】

#### <フェーズフリーなデジタル体制の構築>

##### ■自動施工技術を活用した建設現場の省人化対策【国交】

◀目標▶現場工種(盛土・掘削・積込み・運搬・押土・敷均し・締固めの7工種)における自動施工機械の技術基準の適用(基準整備、試行工事の実施)完了率  
0%【R6】→100%【R12】

### (5) 地域における防災力の一層の強化

- 自然災害の激甚化・頻発化に伴い長期化する災害対応に適應するため、自立と連携の両面から地域防災力の強化を図る。
- 被災地において被災者が安全・安心して生活できる避難所環境や支援者が最大限の力を発揮できる活動環境の整備を推進し、地域の災害時自立性の強化を図るとともに、長期に及ぶ避難生活や復旧・復興を持続的に支援できるよう、広域連携体制の強化を図る。
- なお、実施中期計画では、半島・離島等の条件不利地域における国土強靱化施策についても、その他地域において進める当該施策とあわせて全国的な施策として位置付けることとし、各地域特性を踏まえた目標の設定や当該目標の達成に向けた施策の実施については、半島・離島等の関連法に基づき別途策定される計画等の下で具体的に推進するものとする。

#### <スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善、国等によるプッシュ型支援物資の分散備蓄の強化>

##### ■避難所の生活環境改善対策とそのための備蓄の推進【内閣府】

◀目標▶キッチンカー・トレーラーハウス等の登録制度に登録された車両等の支援範囲に含まれる都道府県の割合  
0%【R6】→100%【R9】



#### <避難所や教育の現場となる学校等の耐災害性強化>

##### ■学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすための耐災害性強化(公立学校)【文科】

◀目標▶避難所等にもなる公立小中学校の体育館等(体育館、武道場:32,616室)における空調設備の設置完了率  
18.9%【R5】→68.1%【R12】→100%【R17】

### (4) 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化

- 激甚化・頻発化する大規模自然災害から国民の生命・財産・暮らしを守り、社会経済活動を維持・継続させていくためには、民の力を最大限発揮していく必要がある。
- 災害に強い社会構造への転換に向け、これまで国民一人一人が進めてきた住宅の耐災害性強化や民間企業が進めてきた施設の耐災害性強化、サプライチェーンの複線化、事業継続計画の策定等の取組に加え、地方創生や持続可能なまちづくりとの連携強化により、地域の実情に応じた創意工夫を官民連携で創出する取組を強力に推進する。

#### <生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化>

##### ■住宅・建築物の耐震化の促進【国交】

◀目標▶居住世帯のある住宅のストック総数のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震性が確保されているものの割合(住宅の耐震化率)  
90%【R5】→95%【R12】→耐震性が不十分なものをおおむね解消※【R17】  
※耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定

#### <立地適正化計画等と連携した国土強靱化施策の推進>

##### ■災害に強い市街地形成に関する対策【国交】

◀目標▶災害に強い市街地形成に関する対策を優先的に必要とする地域(569市区町村(令和5年度時点))のうち、対策(津波避難タワー等の整備、不燃化促進、緊急車両アクセス向上、防災機能強化等)が概成した割合  
9.0%【R5】→45%【R12】→100%【R25】



#### <保健医療福祉支援の体制・連携強化>

##### ■医療コンテナ活用検討【厚労】

◀目標▶可動性のある医療コンテナを有する三次医療圏(全52医療圏)の割合  
63%【R6】→100%【R12】※  
※災害時の利活用方法について厚生労働科学研究等を通じ検討を進めつつ、R12以降も各都道府県全体で各二次医療圏1基以上に相当する個数の医療コンテナ(災害時に利用可能な可動性を有するもの)保有を目指す等導入拡大を図る



#### <発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備>

##### ■災害ボランティア等の多様な主体との連携推進【内閣府】

◀目標▶都道府県域における災害中間支援組織の設置率  
45%【R5】→100%【R12】

#### <避難所等における再生可能エネルギーを活用した自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築>

##### ■避難施設等への自立分散型再生設備等の導入推進対策【環境】

◀目標▶指定避難所(約82,000箇所)等のうち、緊急に整備が必要な公共施設等(4,000箇所)における災害時に活用可能な再生可能エネルギー設備等の導入完了率  
21%【R5】→62.5%【R12】→100%【R17】

# 建設業の生産性向上と働き方改革 による魅力向上

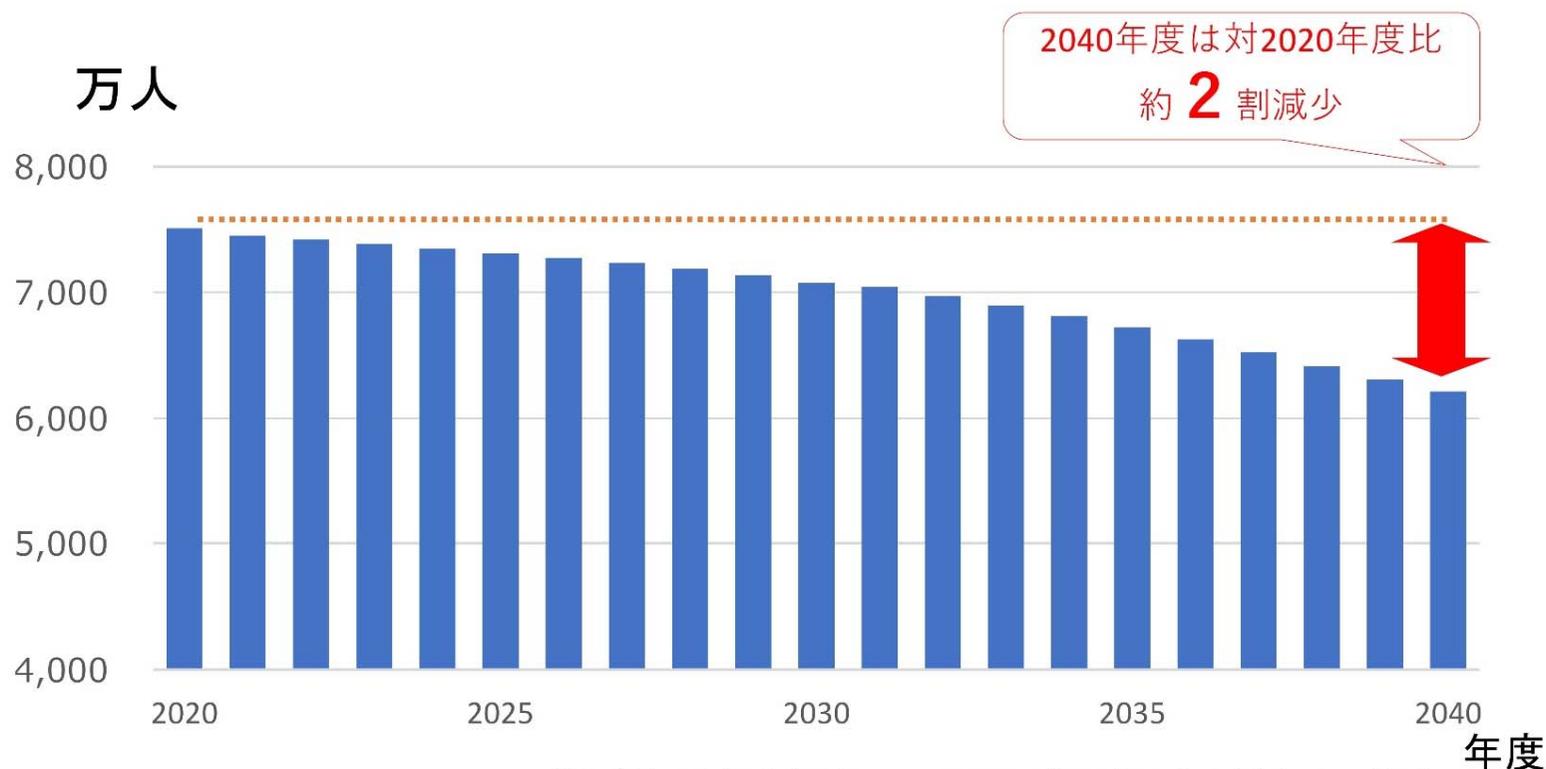
---

# 建設現場を取り巻く背景・課題—生産年齢人口の減少—

○ 生産年齢人口は2040年度には、対2020年度比で約2割減少と予測。

## 生産年齢人口の推移

2020年度 約7,509万人 ⇒ 2040年度 約6,213万人

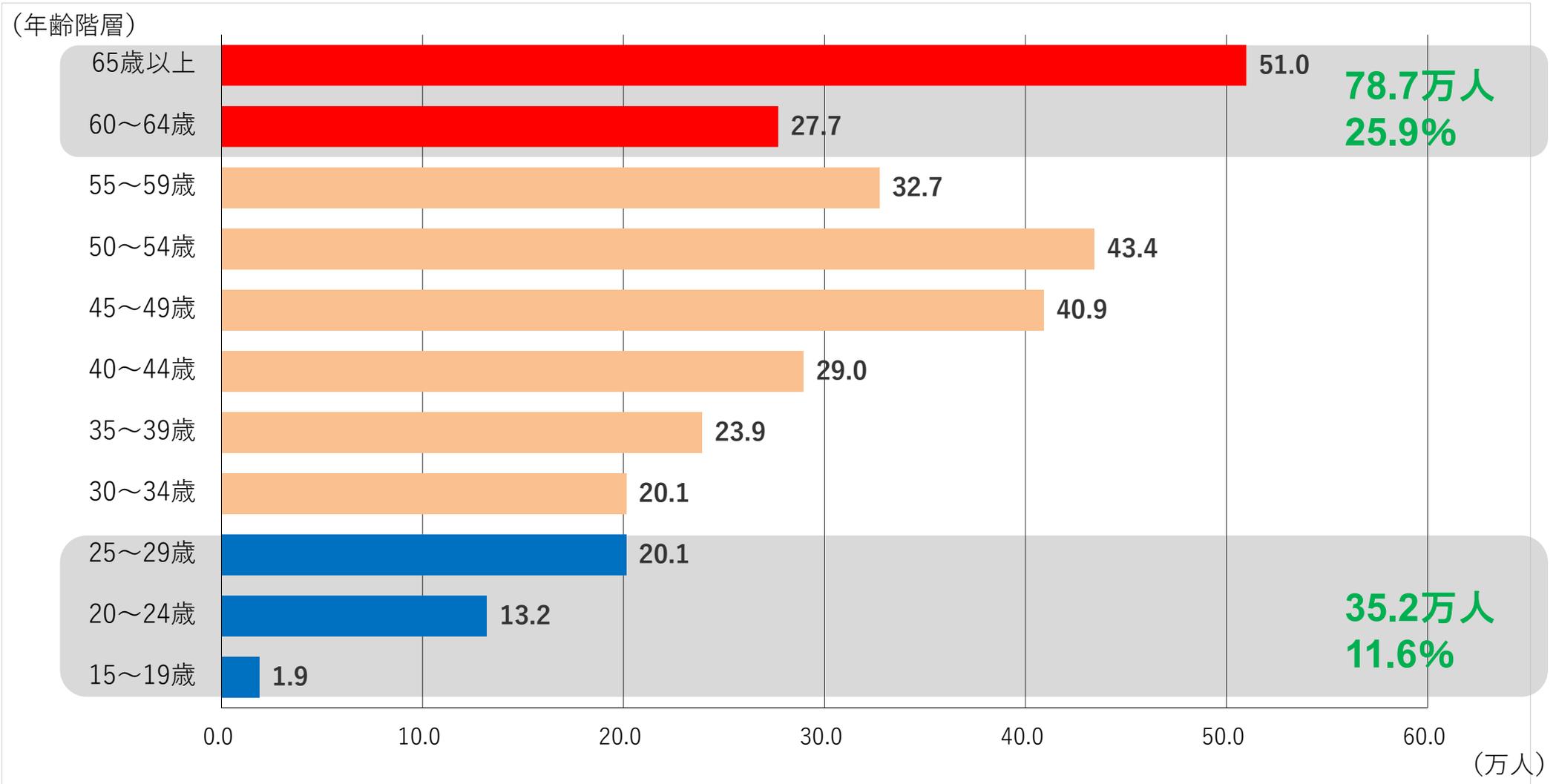


【出典】国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計 (令和5年度推計)」（出生中位(死亡中位)推計)

# 年齢階層別の建設技能者数

- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1(25.9%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

➡ **担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上**を一体として進めることが必要

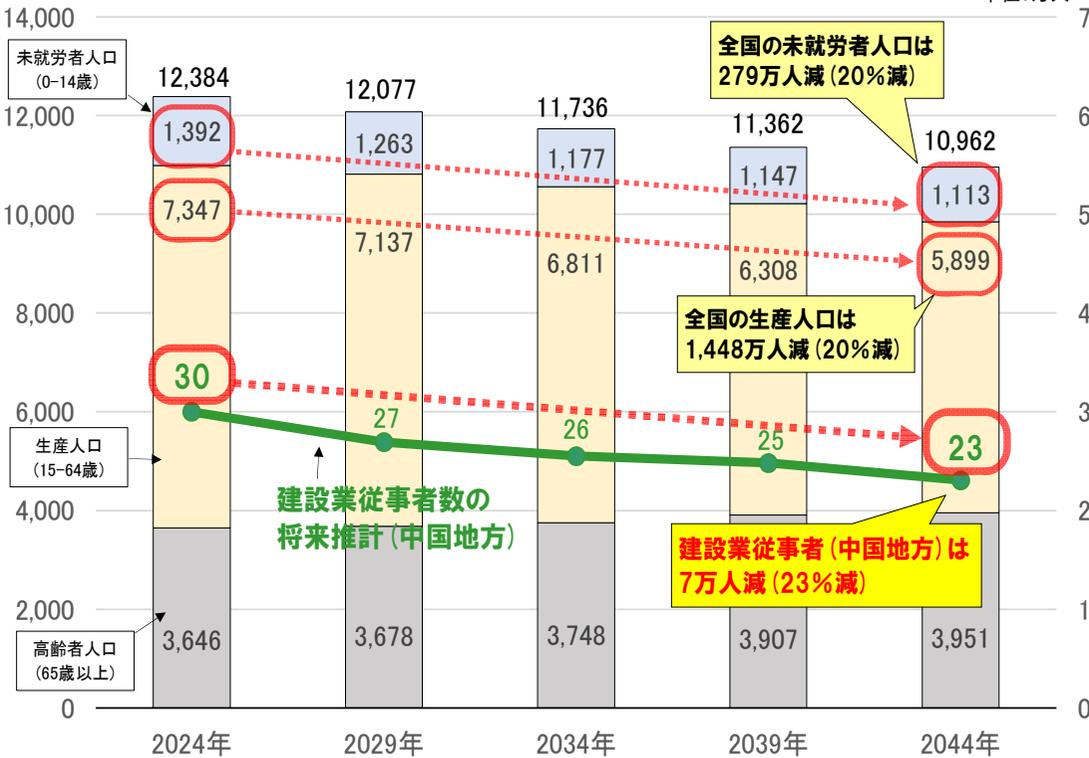


出所:総務省「労働力調査」(令和5年平均)をもとに国土交通省で作成

- 2044年の予測人口は2024年に対して20%の減少傾向。  
また建設業従事者数(全国)の生産人口も同様に20%の減少傾向。
- 一方、建設業従事者数(中国地方)は、全国よりも大きい**23%の減少傾向であり対策が必要**。
- 若者の従業者数の増加しない場合、中堅も横ばいで、退職者数が上回るため全体数は減少傾向

### 日本の人口と建設従事者(中国地方)の将来推計

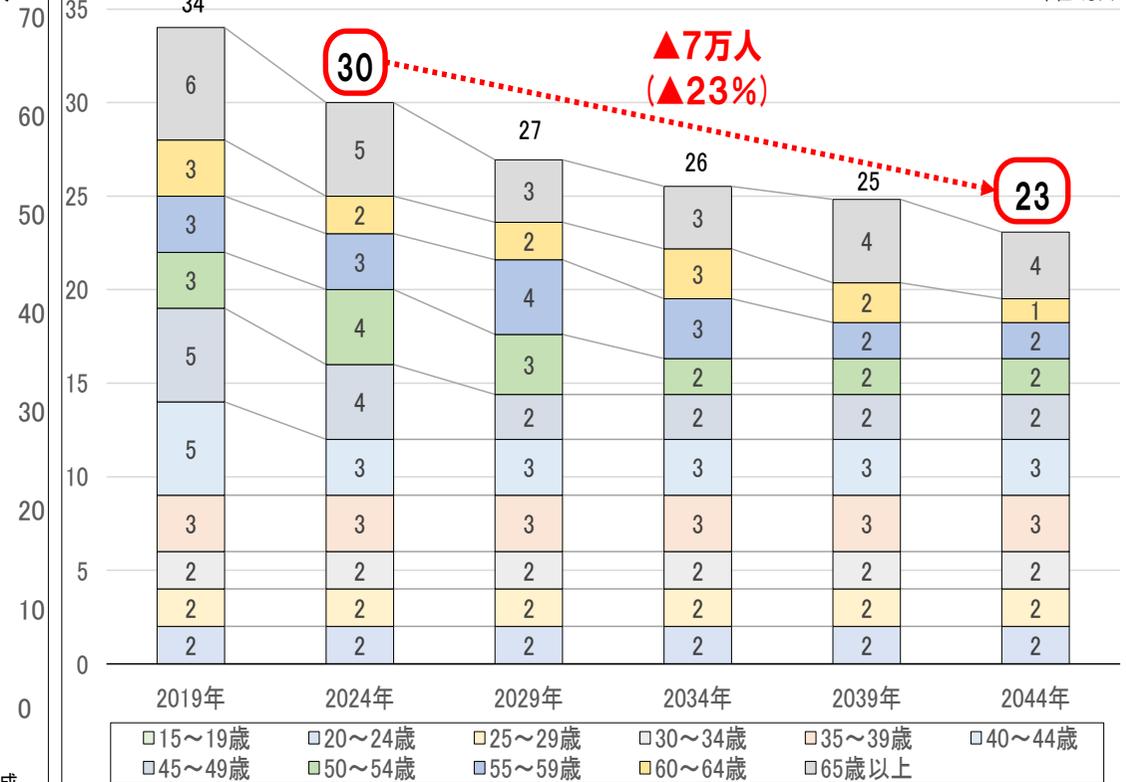
単位:万人



※1 日本の人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」を元に中国地方整備局が作成  
 ※2 建設業従事者数の将来推計は、総務省「労働力調査」を元に中国地方整備局が作成  
 ※3 まるめの関係で合計が合わない場合がある

### 建設業従事者数の将来推計(中国地方)

単位:万人



※1 総務省「労働力調査」を元に中国地方整備局が作成  
 ※2 まるめの関係で合計が合わない場合がある

※3 15~19歳、20~24歳は、2024年と同数を維持すると仮定

# 建設現場を取り巻く背景・課題—災害の激甚化・頻発化—

○ 毎年のように日本各地で自然災害が発生し、被害が激甚化・頻発化。

## 災害の激甚化・頻発化

【平成27年9月関東・東北豪雨】



①鬼怒川の堤防決壊による浸水被害  
(茨城県常総市)

【平成28年熊本地震】



②土砂災害の状況  
(熊本県南阿蘇村)

【平成28年台風第10号】



③小本川の氾濫による浸水被害  
(岩手県岩泉町)

【平成29年7月九州北部豪雨】



④桂川における浸水被害  
(福岡県朝倉市)

【平成30年7月豪雨】



⑤小田川における浸水被害  
(岡山県倉敷市)

【平成30年台風第21号】



⑥神戸港六甲アイランドにおける浸水被害  
(兵庫県神戸市)



【平成30年北海道胆振東部地震】



⑦土砂災害の状況  
(北海道勇払郡厚真町)

【令和元年房総半島台風】



⑧倒木・倒壊の状況  
(千葉県鴨川市)

【令和元年東日本台風】



⑨千曲川における浸水被害状況  
(長野県長野市)

【令和2年7月豪雨】



⑩球磨川における浸水被害状況  
(熊本県人吉市)

【令和3年8月豪雨】



⑪池町川における浸水被害  
(福岡県久留米市)

【令和4年8月の大雨】



⑫最上川における浸水被害  
(山形県大江町)

【令和5年7月の大雨】



⑬太平川における浸水被害  
(秋田県秋田市)



⑭能登半島地震  
(石川県輪島市) TEC-FORCE撮影



⑭令和6年9月20日からの大雨  
(石川県珠洲市) TEC-FORCE撮影

主な災害の発生状況

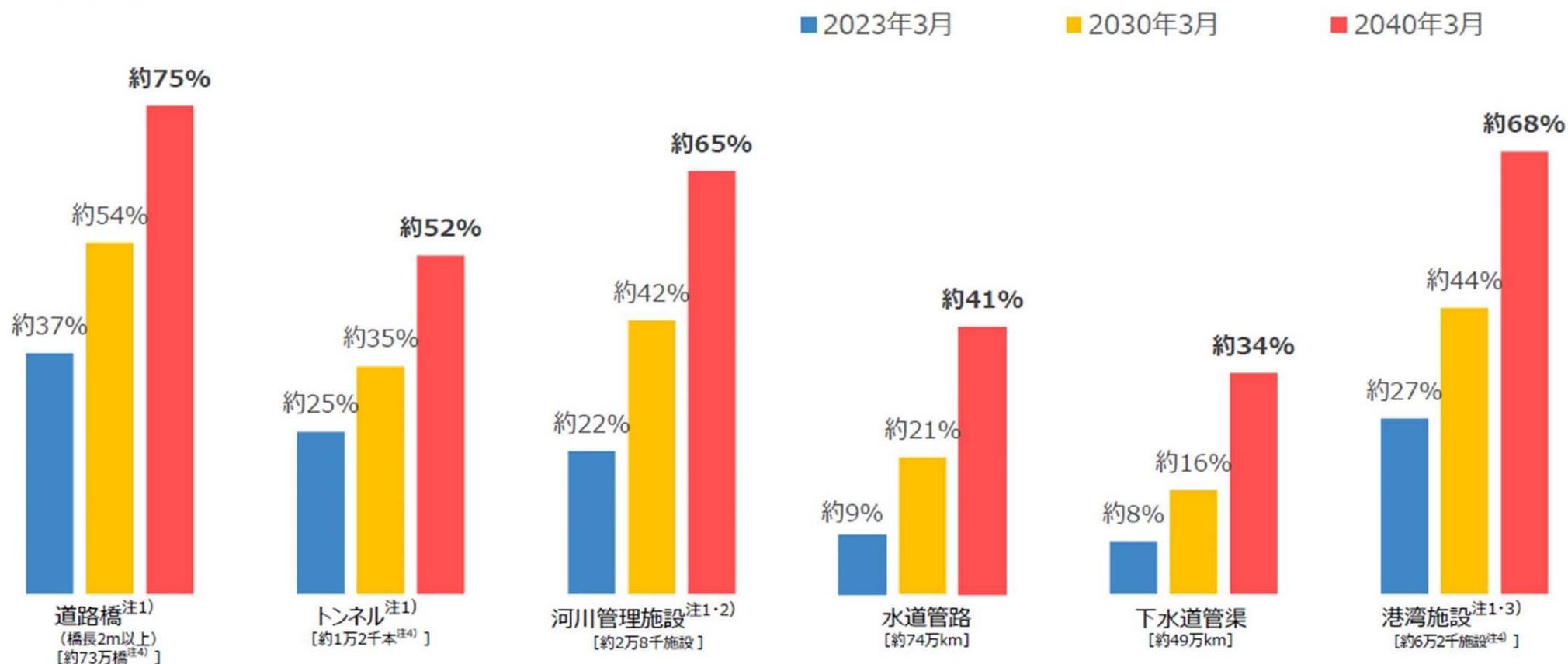
# 建設現場を取り巻く背景・課題—社会資本の老朽化—

○ 高度経済成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、水道、下水道、港湾等について、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる。

※施設の老朽化の状況は、建設年度で一律に決まるのではなく、立地環境や維持管理の状況等によって異なるが、ここでは便宜的に建設後50年で整理。

【建設後50年以上経過する社会資本の割合】（2023年3月時点）

[ ] : 各施設の総数（総延長）



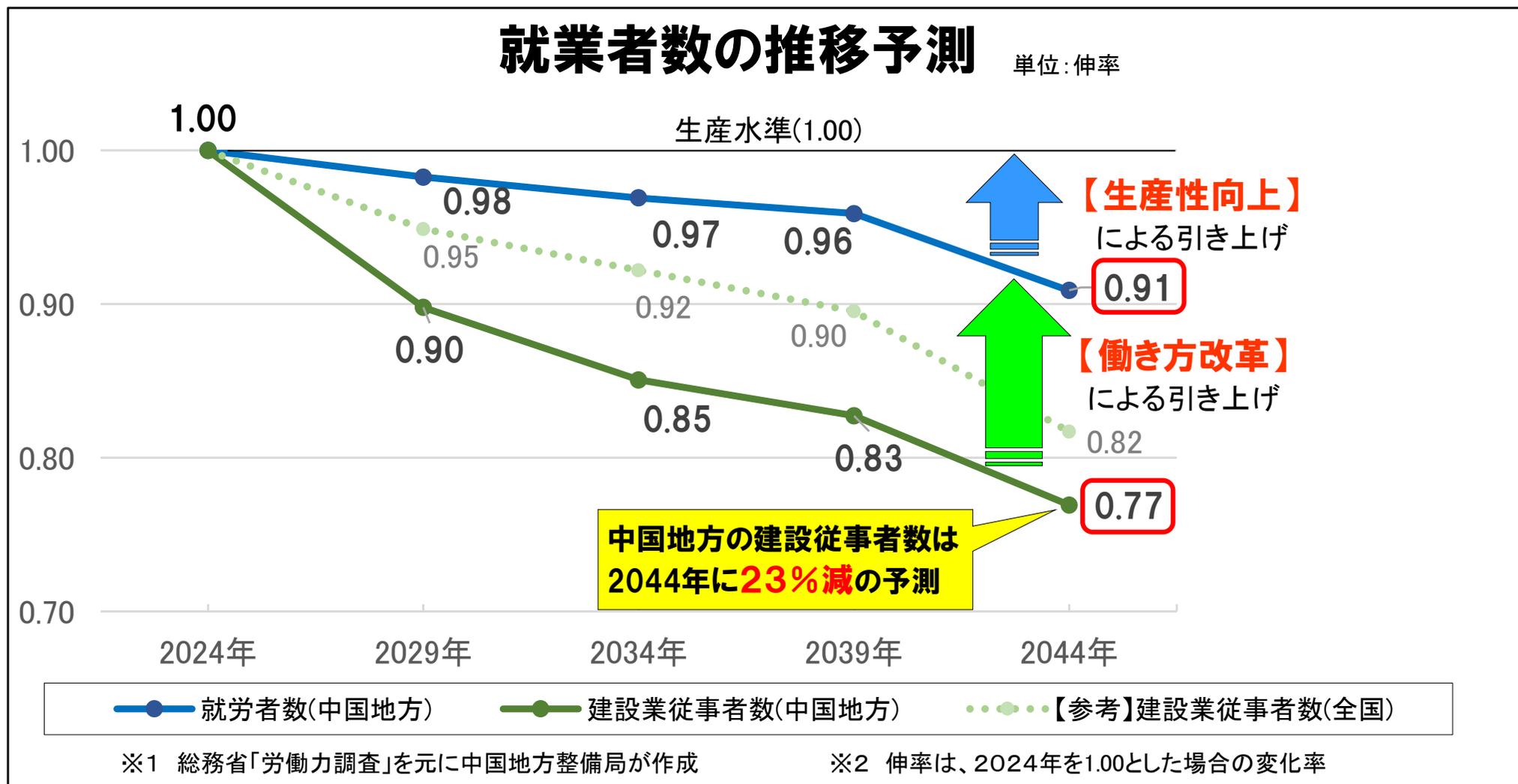
注1) 建設後50年以上経過する施設の割合については、建設年度不明の施設数を除いて算出。

注2) 国：堰、床止め、閘門、水門、揚水機場、排水機場、樋門・樋管、陸閘、管理橋、浄化施設、その他（立坑、遊水池）、ダム。独立行政法人水資源機構法に規定する特定施設を含む。  
都道府県・政令市：堰（ゲート有り）、閘門、水門、樋門・樋管、陸閘等ゲートを有する施設及び揚水機場、排水機場、ダム。

注3) 一部事務組合、港務局を含む。

注4) 総数には、建設年度不明の施設数を含む。

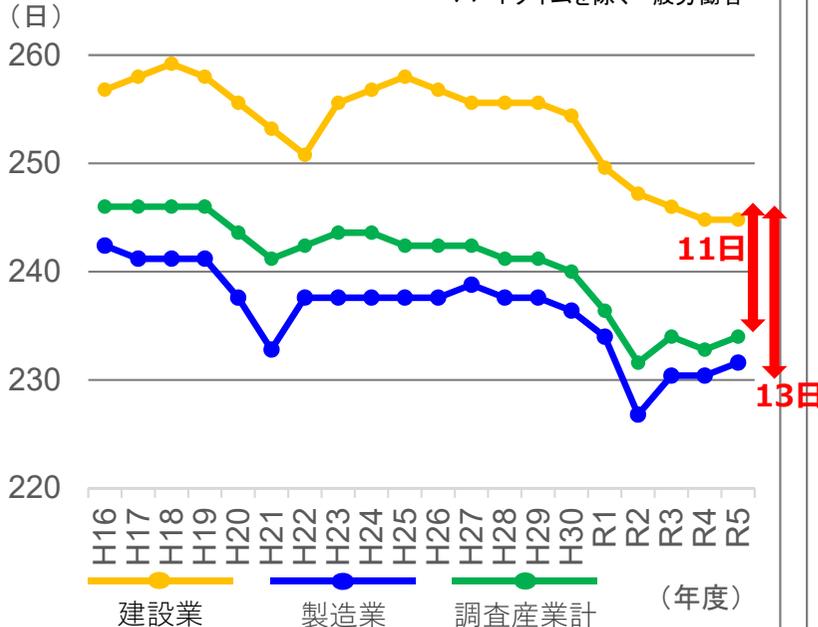
- 2044年の就労者数(中国地方)の予測は、2024年に比べ0.91倍で減少の傾向。
- うち建設業従事者数(中国地方)の予測は、**0.77倍と大きく減少**。
- このため、「**生産性向上**」、「**働き方改革**」による引き上げは重要。



# 建設産業における働き方の現状

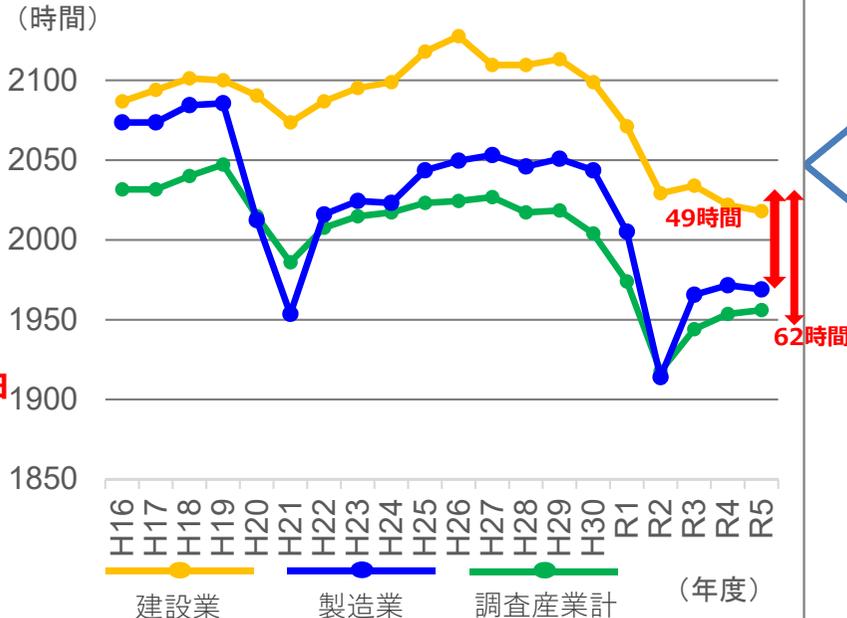
## 産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
パートタイムを除く一般労働者



## 産業別年間実労働時間

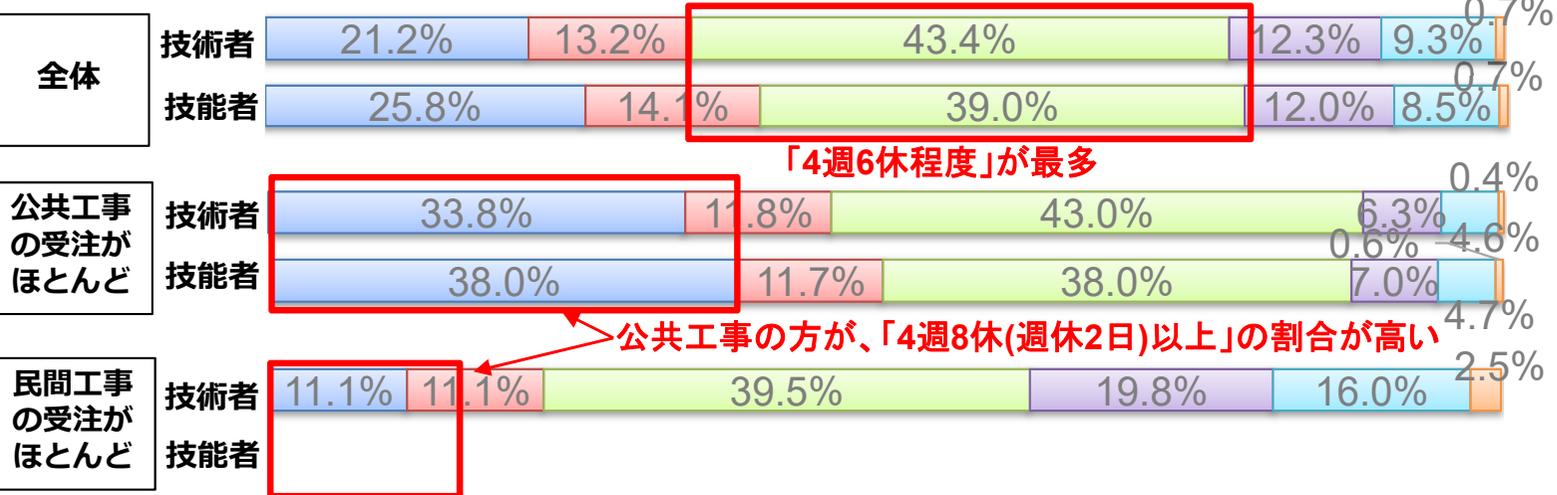
○厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
パートタイムを除く一般労働者



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて11日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて62時間長い。

出典: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
年度報より国土交通省作成

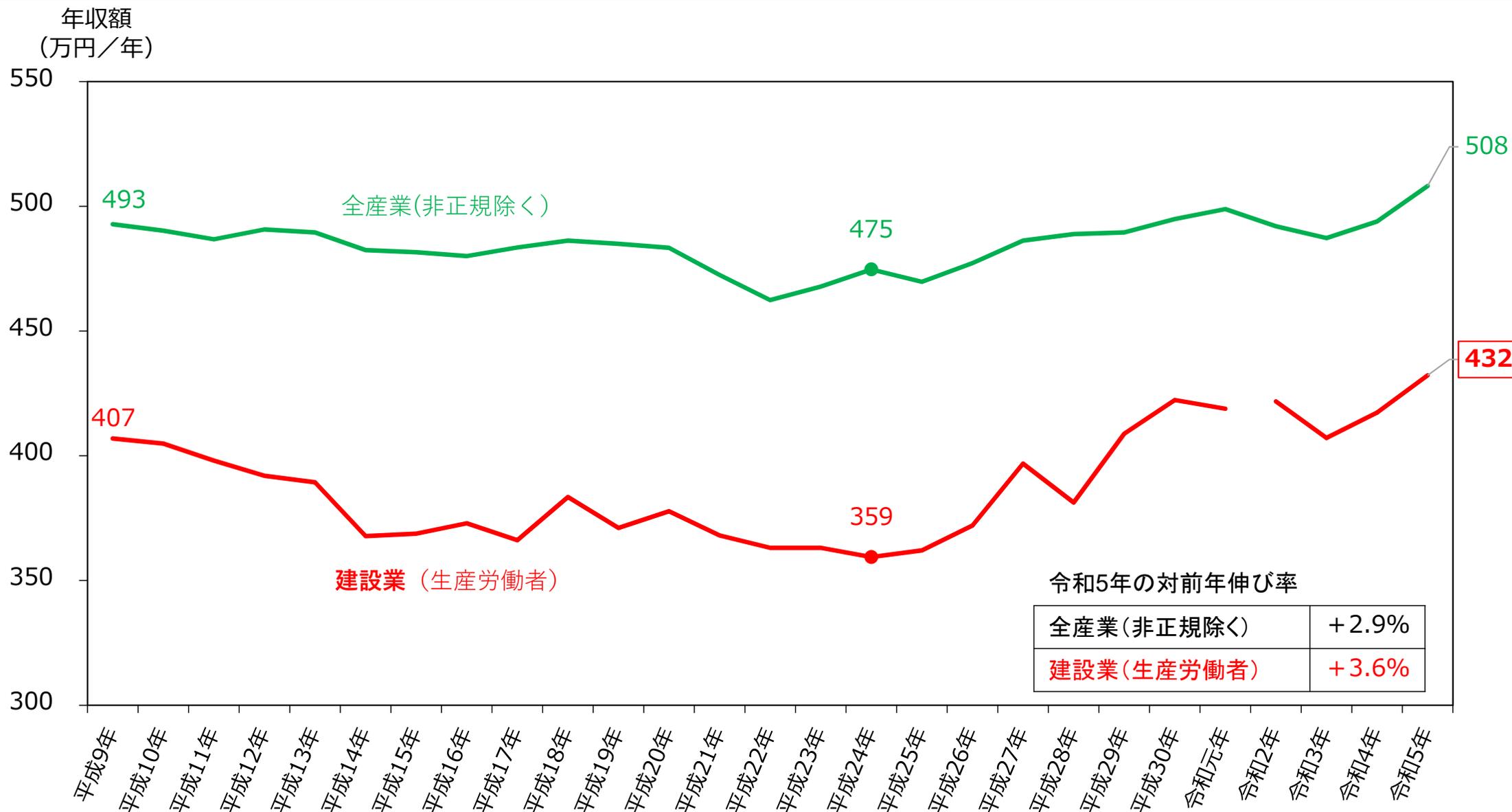
## 建設業における平均的な休日の取得状況



技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典: 国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」  
(令和6年8月6日公表)

# 建設技能者の賃金の推移



(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)

※ 年収額 = 所定内給与額 × 12 + 年間賞与 + その他特別給与額

- 全産業(非正規除く)のうちH9~H16は、毎月勤労統計調査の全産業(パートタイム労働者除く)における対前年比から推計。
- 建設業(生産労働者)とは、建設現場で直接建設作業に従事する労働者を指す。R2以降は、建設業の「建設・採掘従事者」、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して推計。

## 建設産業の役割

建設産業は、地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には、最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担う

### 【災害の応急対応】

#### 東日本大震災

(一社)仙台建設業協会  
地震発生直後より避難所の緊急耐震診断等を実施。同日18時には若林区にて道路啓開作業を開始。



#### 熊本地震

(一社)熊本県建設業協会  
地震発生直後より県との「大規模災害時の支援活動に関する協定」に基づいて支援活動を実施



通行不能の交差点での応急工事



道路啓開(倒木・土砂の撤去)

### 【インフラメンテナンスの必要性】

社会資本の老朽化による被害



米・ミシシッピ川の高速度道路橋の落橋  
(2007年) (出典: MN/DOT)



香川・徳島県境無名橋の落橋  
(2007年)

## 現下の建設産業の課題

### 【建設業の働き方改革の促進】

長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。

### 【建設現場の生産性の向上】

現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。

### 【持続可能な事業環境の確保】

地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。

中長期的なインフラの品質確保等のため、国土・地域づくりの担い手として、持続可能な建設産業の構築が課題

# 第三次・担い手3法(令和6年改正)の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、  
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手3法を改正**

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 賃金支払いの実態の把握、必要な施策</li> <li>● 能力に応じた処遇</li> <li>● 多様な人材の雇用管理の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 標準労務費の確保と行き渡り</li> <li>● 建設業者による処遇確保</li> </ul>
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スライド条項の適切な活用 (変更契約)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資材高騰分等の転嫁円滑化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 契約書記載事項</li> <li>- 受注者の申出、誠実協議</li> </ul> </li> </ul>
	働き方改革 ・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 休日確保の促進</li> <li>● 学校との連携・広報</li> <li>● 災害等の特別な事情を踏まえた予定価格</li> <li>● 測量資格の柔軟化【測量法改正】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 工期ダンピング防止の強化</li> <li>● 工期変更の円滑化</li> </ul>
生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ICT活用 (データ活用・データ引継ぎ)</li> <li>● 新技術の予定価格への反映・活用</li> <li>● 技術開発の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ICT指針、現場管理の効率化</li> <li>● 現場技術者の配置合理化</li> </ul>	
地域における対応力強化	地域建設業等の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 適切な入札条件等による発注</li> <li>● 災害対応力の強化 (JV方式・労災保険加入)</li> </ul>	<p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇公共工事品質確保法等の改正                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共工事を対象に、よりよい取組を促進 (トップアップ)</li> <li>・誘導的手法 (理念、責務規定)</li> </ul> </li> <li>◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間工事を含め最低ルールの底上げ (ボトムアップ)</li> <li>・規制的手法など</li> </ul> </li> </ul>
	公共発注体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発注担当職員の育成</li> <li>● 広域的な維持管理</li> <li>● 国からの助言・勧告【入契法改正】</li> </ul>	

## 背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

### 担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

### 地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

### 生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

### 公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、**将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現**

## 改正の概要

### 1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

#### 休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

#### 処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

#### 担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
- ※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

### 4. 公共工事の発注体制の強化

#### 発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

### 2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

#### 適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

#### 災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

### 3. 新技術の活用等による生産性向上

#### 新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

#### 技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

#### 入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

## 測量業の担い手確保

・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）

・測量業の登録に係る暴力団排除規定等

## 柱 生産性向上

### 目的

- 2025(令和7)年度までに**建設現場の生産性2割向上**を目指し、直轄及び自治体発注工事及び業務での、**ICT活用の実施拡大**や**BIM/CIM活用拡大等**を図る。

### ICT施工の拡大

- **ICT活用工事の拡大**
  - ICT施工の原則化(土工・河川浚渫工)
  - 適用工種の拡大
  - 発注方式の工夫 等
- **未経験企業へのICT活用工事の普及**
  - インセンティブ(表彰、実績評価、ICTサポート制度)
  - 普及啓発活動
  - 人材育成の充実 等
- **地方公共団体でのICT活用工事の拡大**
  - 目標設定とフォローアップ
  - 講習会等の継続 等
- **事業執行の効率化**
  - ICT施工ステージII等の試行

### BIM/CIM活用拡大

- **BIM/CIM業務・工事での活用拡大**
  - 適用数の拡大と活用の高度化
  - サポート制度の整備
  - フロントローディングの検討
  - 人材育成の充実 等

## 柱 働き方改革

### 目的

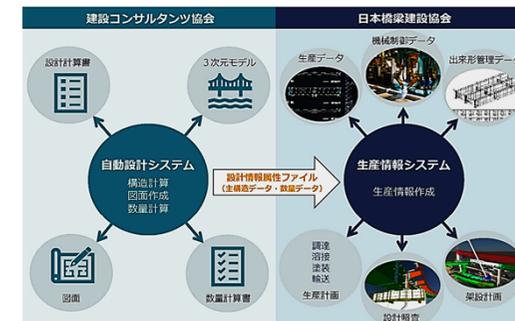
- 2024(令和6)年度からの労働基準法適用をふまえ、生産性向上策と合わせ、**建設業界全体の働き方を改革**するため、**工事・業務の平準化及び週休2日等の取組**を実施し、**労働環境改善**を図る。

### 働き方改革

- **平準化の更なる促進**
  - ロードマップに基づく確実な実施
  - 発注者協議会等でのフォローアップ 等
- **週休2日の質の向上**
  - 完全週休2日(土日)の導入
  - 発注者協議会等でのフォローアップ 等
- **工事書類の簡素化**
  - マニュアル・手引きの周知・徹底
  - 書類限定型工事検査の継続 等
- **ウィークリースタンスの徹底**
  - 工事・業務におけるウィークリースタンス徹底 等



施工管理効率化の取り組み  
 <砂防工事現場における4足歩行ロボットの活用>

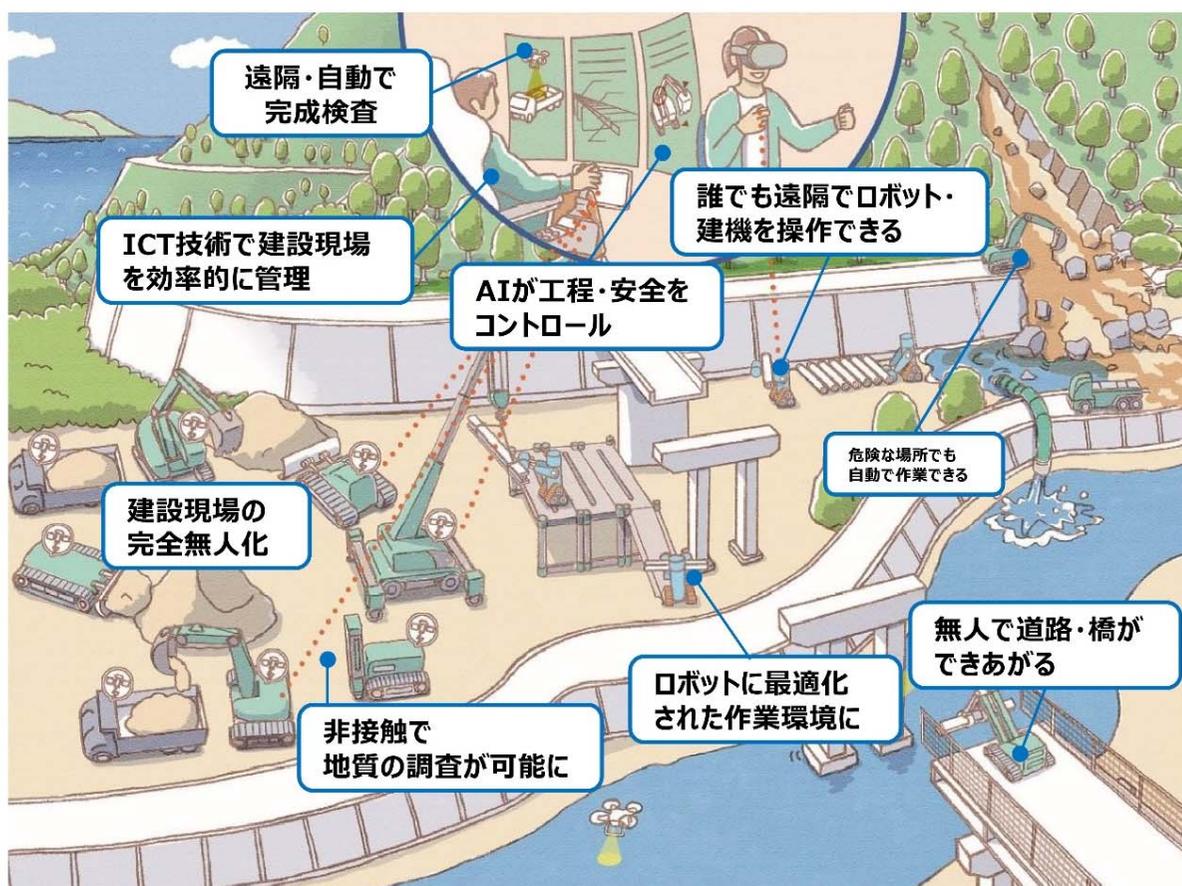


橋梁技術のデータ連携実装に関する取り組み  
 <鋼橋での試行工事における効果検証>

## 建設現場のオートメーション化の実現に向け

### **i-Construction 2.0** を開始！

～①施工②データ連携③施工管理を3本柱としてオートメーション化の取組を推進～



i-Construction 2.0で実現を目指す社会(イメージ)

## 2040年度までに 実現する目標

### 省人化

- ・持続可能なインフラ整備・維持管理体制の構築
- ・少なくとも**省人化3割、すなわち生産性1.5倍**を実現

### 安全確保

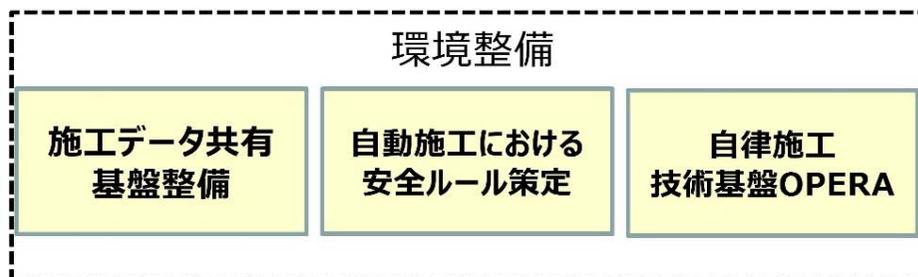
- ・建設現場の**死亡事故を削減**

### 働き方改革・新3K

- ・屋外作業の**リモート化・オフサイト化**

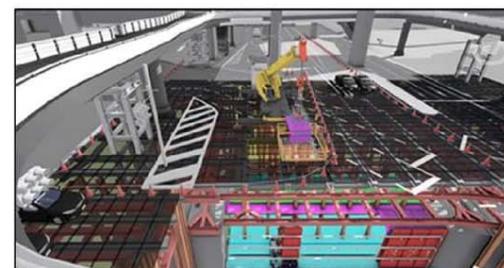
## 1. 施工のオートメーション化

- ・建設機械のデータ共有基盤の整備や安全ルールの策定など自動施工の環境整備を進めるとともに、遠隔施工の普及拡大やAIの活用などにより施工を自動化



## 2. データ連携のオートメーション化 (デジタル化・ペーパーレス化)

- ・BIM/CIMなど、デジタルデータの後工程への活用
- ・現場データの活用による書類削減・監理の高度化、検査の効率化



## 3. 施工管理のオートメーション化 (リモート化・オフサイト化)

- ・リモートでの施工管理・監督検査により省人化を推進
- ・有用な新技術等を活用により現場作業の効率化を推進
- ・プレキャストの活用の推進

建設現場のオートメーション化を実現

# i-Construction 2.0 (施工のオートメーション化)

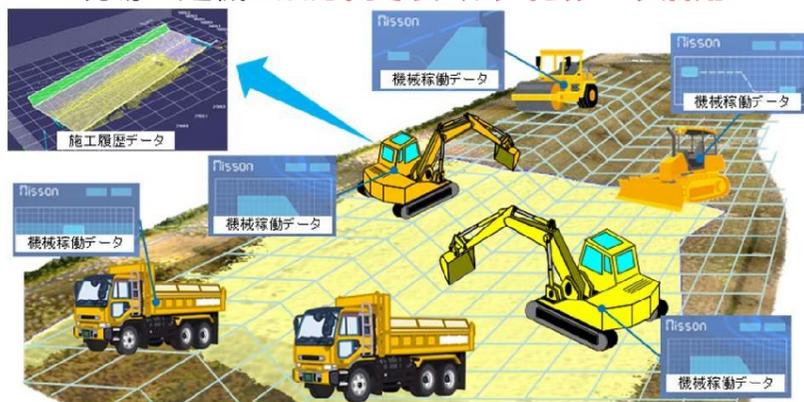
○ 建設現場をデジタル化・見える化し、建設現場の作業効率の向上を目指すとともに、現場取得データを建設機械にフィードバックするなど双方向のリアルタイムデータを活用し、施工の自動化に向けた取組を推進する。

【短期目標】現場取得データをリアルタイムに活用する施工の実現

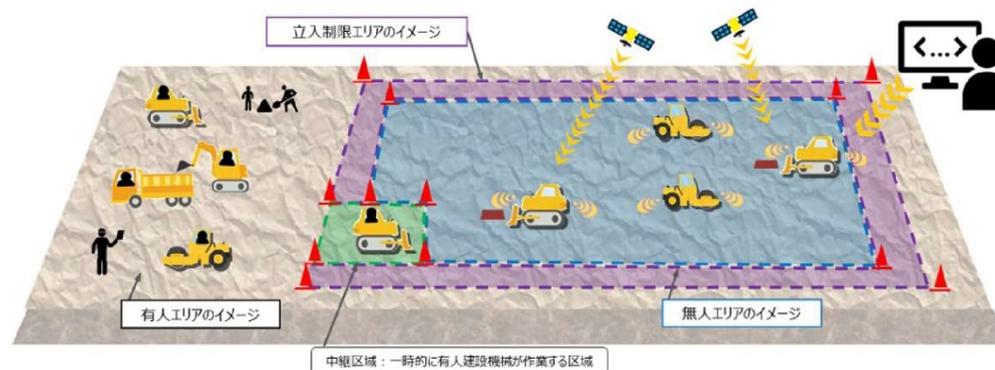
【中期目標】大規模土工等の一定の工種・条件下での自動施工の標準化

【長期目標】大規模現場での自動施工・最適施工の実現

現場↔建機の双方向でリアルタイムデータ活用



自動施工の導入拡大に向けた基準類の策定



## <ロードマップ>

	短期 (今後5年程度)	中期 (6~10年後程度)	長期 (11~15年後程度)	実現
自動施工	安全ルール、施工管理要領等の技術基準類の策定	ダム施工現場等での導入拡大	大規模土工現場での導入試行	大規模現場での自動施工の実現
遠隔施工	砂防現場における活用拡大	通常工事における活用拡大		
施工データの活用	データ共有基盤の整備 (土砂運搬など建機効率化)	施工データを活用した施工の最適化	AIを活用した建設現場の最適化	
				最適施工の実現

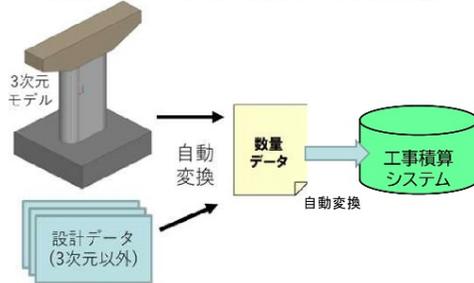
※今後の技術開発状況等に応じて適宜更新

○ 3Dデータの活用などBIM/CIMによりデジタルデータの最大限の活用を図るとともに、現場データの活用による書類削減(ペーパーレス化)・施工管理の高度化、検査の効率化を進める。

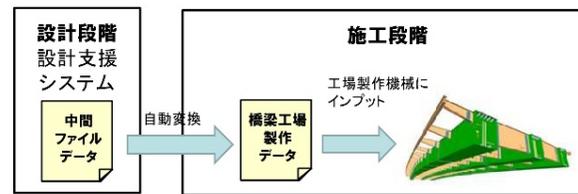
## 設計から施工へのデータ連携

## 施工管理、監督・検査でのデータ連携

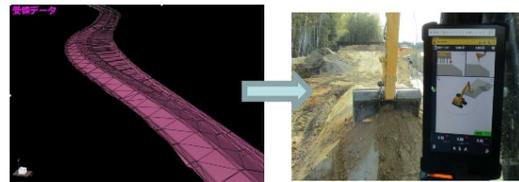
### 設計データの積算への活用



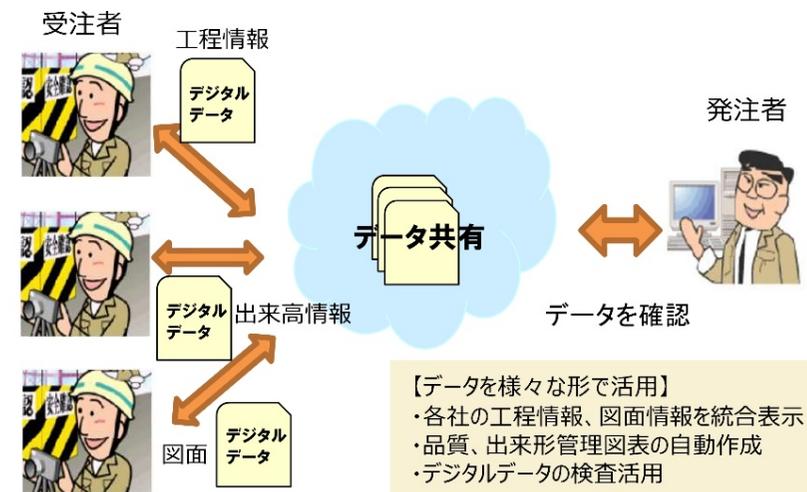
### 設計データの工場製作への活用



### 設計データのICT建機への活用



### 施工管理の高度化、検査の効率化のイメージ



## <ロードマップ>

	短期 (今後5年程度)	中期 (6~10年後程度)	長期 (11~15年後程度)	実現
3Dデータの標準化・共有基盤の整備	3D設計標準化(主要構造物)	3D設計標準化		建設現場のペーパーレス・シームレスなデータ共有・連携
デジタルツイン		BIM/CIM 属性情報の標準化		
データ共有基盤の整備	デジタルツインの施工計画		自動設計技術の開発促進・導入	
データ活用ツールの開発・実装	現場データ共有基盤	プロジェクト全体のデータ共有		
		施工管理・監督・検査のためのアプリケーションの開発・実装		
		BIツールでの監督・検査、書類削減(ペーパーレス化)		

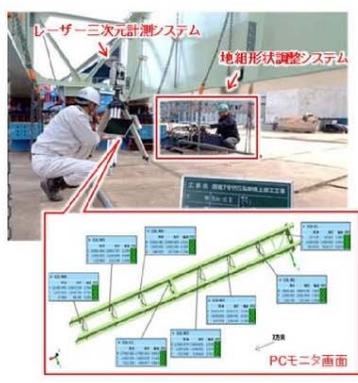
※今後の技術開発状況等に応じて適宜更新

- オートメーション化を進めてもなお、建設現場に人の介在は不可欠であり、働き方改革の推進が必須。
- プレキャスト部材の活用や施工管理、監督・検査等のリモート化を実現することで、現場作業を省力化するなど、建設現場のリモート化・オフサイト化を推進。

施工 施工管理、監督・検査



プレキャスト部材の活用



3次元計測技術の活用



リモートでの施工管理監督検査



最大限のデータ活用を可能とする高速ネットワーク整備

## <ロードマップ>

	短期 (今後5年程度)	中期 (6~10年後程度)	長期 (11~15年後程度)	実現
リモート施工管理 監督・検査	技術検証・実証	設備点検の一部リモート化		人の作業を 省力化 快適な オフィスでの 作業判断 を実現
高速ネットワーク整備	100Gbpsネットワーク整備	事務所・出張所までの高速化		
プレキャスト	プレキャストの活用促進	構造物の標準化・モジュール化		

※今後の技術開発状況等に応じて適宜更新

# 完全週休2日(土日)の実現に向けた取り組み

## ■ 中国地方整備局におけるR7取り組み方針

- 週休2日が定着したことを踏まえ、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け総力を挙げ取り組む。
- **令和7年度からは、完全週休2日(土日)の実現に向けた取組を実施**

### 週休2日工事の発注方針(案)



発注方式	週休2日の種類	完全週休2日(土日)	月単位	通期
			【補正係数】 ・労務費 1.02 ・共通仮設費率 1.02 ・現場管理費率 1.03	【補正係数】 ・労務費 1.02 ・共通仮設費率 1.01 ・現場管理費率 1.02
本官 発注者指定方式 <完全週休2日(土日)>		当初発注		
分任官 受注者希望方式 <完全週休2日(土日)>		当初発注	契約後に選択可	



# 受注者との情報共有、協議の迅速化

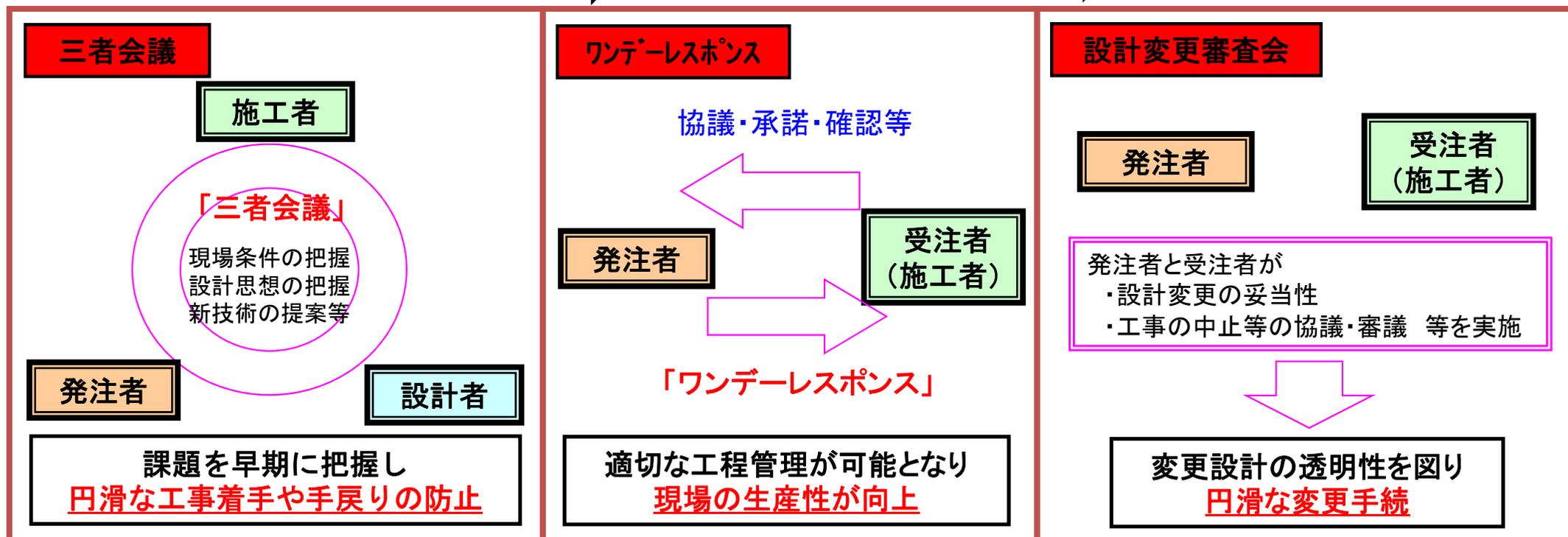
工事発注後の様々な課題を受発注者が一丸となって円滑かつ迅速に解決するため、以下の施策を継続して取り組む

- ・三者会議 : 発注者、設計者、施工者が一堂に会し、情報を共有し工事の円滑な着手、手戻りを防止
- ・ワンデーレスポンス : 施工者から質問等に対して、迅速な回答を実施し、施工者の手待ち時間を解消
- ・設計変更審査会 : 各種ガイドラインの活用を図り、設計変更の透明性を図り、円滑な設計変更の実施

工事着手時

施工中

変更設計



受注者の立場に立った取り組みとするため、特記仕様書に明示し契約内容の一部として実施。

構造物を主体とする工事などを中心に実施。  
また、当初対象にしていなくても、施工中に現場条件が大きく変化した場合や請負者からの申し出による開催も可。

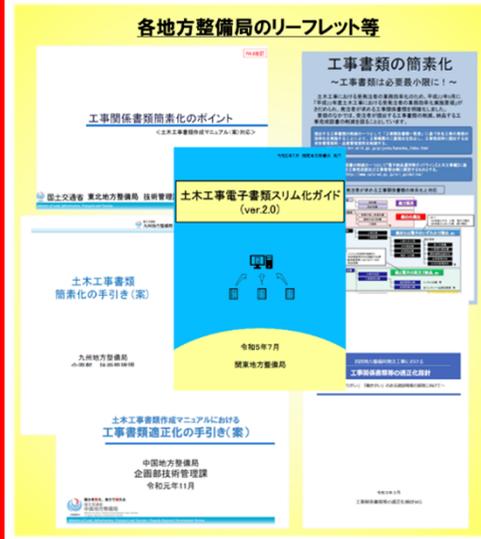
原則、全ての工事が対象

変更を伴う全ての工事が対象  
(数量精査等軽微な変更は除く)

# 【働き方改革】 工事書類の簡素化

R 6 年 4 月から時間外労働規制が建設業に適用されることを踏まえ、受注者（特に現場技術者）を対象に工事関係書類の削減に向けた5つの支援メニューを実施

## 「工事書類スリム化のポイント」の横展開

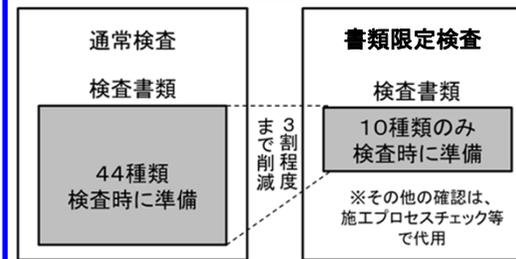


○「工事書類スリム化のポイント」等を盛り込んだ、ガイドライン・リーフレット等を作成し、受発注者の隅々まで展開

### 工事書類スリム化のポイント

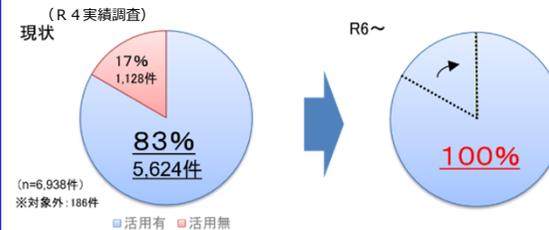
- 工事書類の原則電子化(ASP活用)
- 受発注者間で作成書類の役割分担を明確化
- 作成・添付不要な書類の明確化
- 書類の二重作成・提出防止
- 検査書類限定型工事の活用
- 遠隔臨場を活用し、段階確認、材料確認、立会の効率化

## 「書類限定検査」(44→10種類)の原則化



○完成工事における工事検査書類を44種類から10種類に限定する工事を「原則、実施」することとし、「書類限定検査」として標準化

書類限定検査のイメージ



直轄  
工事  
での  
取組

## 『2024働き方改革対応相談窓口(仮称)』の設置について

○各地方整備局のHP等に受注者等からの各種相談窓口『2024働き方改革対応相談窓口(仮称)』を設置

地域	相談窓口			
	名称	担当課	電話番号	URL
北海道	●相談窓口	●●部●●課	●●●●●	https://www.~
東北	●2024働き方改革相談窓口	...	...	https://www.~
関東	●ネット窓口	...	...	https://www.~
北陸	...	...	...	https://www.~
中部	...	...	...	https://www.~
近畿	...	...	...	https://www.~
中国	...	...	...	https://www.~
九州	...	...	...	https://www.~

各地整の2024働き方改革対応相談窓口(仮称)一覧(イメージ)

## 書類関係業務の積算計上

○工事実施に必要な書類関係業務の外注に要する経費等を令和5年度諸経費動向調査において調査項目に明示的に新設し調査した上で、積算の更なる適正化を推進

自治  
体と  
の連  
携

## 工事関係書類の標準様式の展開

- 国交省標準様式をHPで公表
- 都道府県・政令市との会議等を通じ、地域の実情を配慮した対応が図られるよう、九州沖縄ブロックの好事例の周知等、情報提供を行う



# 令和7年度 工事の入札・契約手続き等の主な改定内容

---

## (4月1日適用)

# 令和7年度の入札・契約見直し方針

## ■担い手確保

No.	項目	現状と課題等	見直し概要
1	地域要件の緩和 (広島県内事務所)	H30西日本豪雨により、広島県内事務所において不調不落が増加したため競争参加資格における地域要件を、地方生活圏から広島県内に拡大。	入札不調・不落など、災害前の状態に戻ったため、地域要件拡大の運用を終了する。
2	女性技術者活用促進型	・女性技術者を主任(監理)技術者、現場代理人又は担当技術者として配置する場合に、総合評価で加点。	女性技術者又は、若手技術者(満年齢29歳以下)の配置で評価を行う。 (若手・女性技術者活用促進型)
3	雇用の確認	R6年12月に健康保険証が廃止されたため、技術者の雇用確認方法を見直す。	資格者証の写し、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書の写し又はこれらに準ずる資料によって建設業者との雇用関係を確認する。

## ■働き方改革

No.	項目	現状と課題等	見直し概要
1	WLBの評価拡大	【対象工事】 ・一般土木工事A等級、B等級を対象とする工事 ・建築工事A等級、B等級を対象とする工事 ・技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約 ※B等級+C等級、C等級+B等級は対象外	【対象工事】 ・ワークライフバランス推進の更なる取り組み拡大のため、総合評価落札方式における全ての公共工事に適用する。

## ■品質確保

No.	項目	現状と課題等	見直し概要
1	ICT活用工事の評価対象工事	ICT活用実績のある企業・技術者は、ICT活用証明書により評価	ICT土工、ICT河川浚渫は、R7年度以降に公告する工事から原則化されるため、ICT土工、ICT河川浚渫工事は評価の対象としない。

◇R1～広島県内事務所の競争参加資格における地域要件を地方生活圏から県内に拡大。

## 緩和期間満了に伴い廃止

### 《地域設定の標準的な考え方》

・本支店営業所の所在地(参加資格要件)

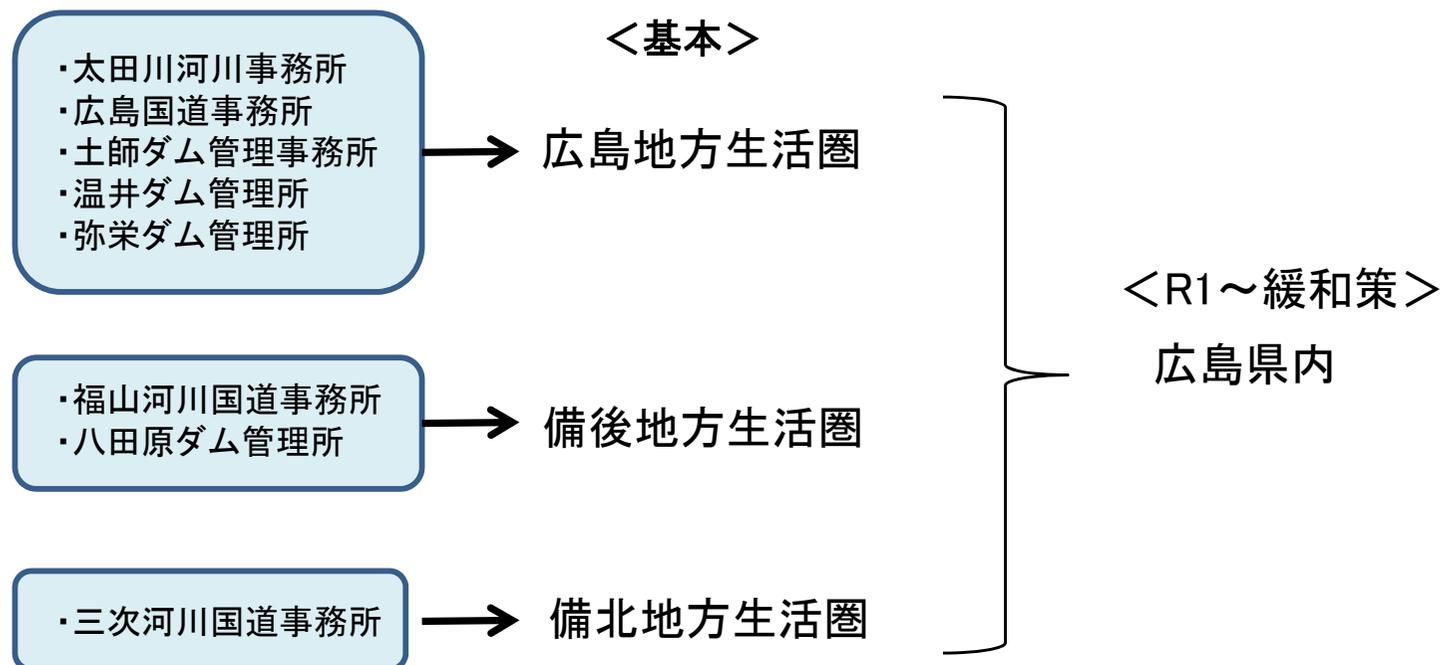
一般土木工事C ランク 及び 維持修繕工事

設定理由: 災害による要件緩和(不調・不落対策)

廃止理由: 災害前の発注状況に戻ったため

※地方生活圏については、各事務所において応札状況を踏まえ地域要件を設定

### 広島県内事務所



## ◇建設業への若手技術者・女性技術者促進を図るため、現場配置で加点評価

- 平成27年8月に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が成立、また、平成27年4月に、「次世代育成支援対策推進法」(時限立法)が令和7年度末まで延長されたところ。
- 上記の社会的情勢も踏まえ、各産業において若手や女性の進出・活躍が進んでいるが、建設業での若手や女性進出は横ばい傾向であり、他産業と比べ進出が進んでいない。
- 令和2年度より、建設業界における担い手の確保ならびに女性技術者の現場への進出・活躍推進を図るため、女性技術者を主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術者のいずれかに配置する場合、総合評価において加点評価する。
- 令和5年度より、若手技術者育成型の拡大のとあわせて、原則評価項目として設定する。
- 令和6年度より、女性技術者の定義を定め評価する。
- 令和7年度より、若手技術者(満年齢29歳以下)又は女性技術者の現場配置で評価

## ＜対象工事＞(営繕工事を除く)

- 技術提案評価型S型(WTO対象工事を除く) ■施工能力評価型I型・II型(チャレンジ型、企業能力評価型、地域防災担い手確保型を除く)

## ＜評価方法＞

- 主任(監理)技術者、現場代理人又は担当技術者として若手技術者又は女性技術者を配置する場合に、総合評価で加点。【1.0点】

※現場代理人、担当技術者として配置する場合、資格や同種実績の要件を求めない。

## ■女性技術者とは

・建設業法第7条第2号ハに示す資格(※)を有している者または国土交通省省令で定める学科(高校、高専、大学)の卒業者。

(※) 加点対象とする資格は建設業法に基づく技術検定合格者。(1級又は2級。種目は問わない。)とし、第一次検定合格者も資格として認めるものとする。

## ■若手技術者(満年齢29歳以下)とは

・建設業法第7条第2号ハに示す資格を有している者。(1級又は2級。種目は問わない。)

## ＜評価の担保＞

■受注者の責により、当初契約工期期間の全ての期間において、配置されていないと判断された場合、若手・女性技術者活用の加算点の満点に相当する点を工事成績評定から減点する。

※審査基準日以降、病休、妊娠、産前・産後休業、育児休業、介護休業、死亡、退職等により配置出来なくなり、発注者が認めた場合を除く。

やむを得ない理由により配置ができなくなった場合は、若手技術者、女性技術者のどちらかで交代することは可とする。(発注者が認めた場合)

※工場製作を伴う橋梁上部工事等について

若手・女性技術者の配置については、当初契約工期期間の全ての期間(工場製作・現場施工)に配置することとする。

ただし、工場製作時と現場施工時の若手・女性技術者については、それぞれ別の若手・女性技術者を配置することを認めるものとする。

# ワーク・ライフ・バランス(WLB)等推進企業を評価する取組の試行

## ◆背景

国土交通省では、平成28年3月22日に「すべての女性が輝く社会づくり本部」で決定された「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(以下「取組指針」という。)に基づき、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業(以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。)を評価する取組を試行的に導入。令和4年3月30日に、当該取組の実施状況や関係法令の改正を踏まえ、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」(以下「実施要領」)が改正された。

## 試行

○対象工事： **総合評価落札方式における全ての公共工事等**

### R7.3.31までに公告する工事

- ・一般土木工事A等級、B等級を対象とする工事
  - ・建築工事A等級、B等級を対象とする工事
  - ・技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約
- ※B等級+C等級、C等級+B等級は対象外

拡大

### R7.4.1から公告する工事

- ・総合評価落札方式における全ての公共工事等

## ○配点(例)

評価項目		評価基準	配点
企業の能力等	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定の有無	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等) ※1 ・次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業) ※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) ※3	1点 (0.5点)

● 一般土木A又はB(B+C、C+Bを除く)及び建築(A又はB)については「1点」、その他の工事は「0.5点」を設定。

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

## ○認定等の確認方法

- ・適合状況を明示する様式・認定通知書の写し

# ICT活用企業・技術者を評価

## ◇少子高齢化が進み生産性向上が急務となる中、ICT活用促進のため、企業のICT活用実績を評価

- これまでH27年度にICT工事の試行を行い、H28年度より一層の普及促進を図るため、発注方式を創設。
- また令和元年10月より、ICT活用実績のある技術者を、総合評価における技術者の能力等において加点を行ってきたところ。
- 令和2年度より、ICT普及の更なる取り組みを目的として、ICT活用実績のある企業を総合評価における企業の能力等において加点を行う。 ※ICT土工、ICT河川浚渫は、R7年度以降に公告する工事から、原則化されるため、ICT土工、ICT河川浚渫工事は評価の対象としない。

### ■ICT活用証明書発行対象工事

- ①H27以降に完成したICT活用工事 ※(ICT土工、ICT河川浚渫は、R7年度以降に公告する工事から原則化されるため、活用証明書発行の対象外とする)
- ②H30年度以降に完成した中国Light ICT活用工事

※ICT活用工事とは、3次元の「起工測量、設計データ作成、ICT建設機械施工、出来形等施工管理、納品」の5要件を実施する工事。(小型ICT建設機械施工含む)

※中国Light ICT活用工事とは、5要件の内、出来形等施工管理を必須とし、その他を任意で実施出来る工事。

### ■ICT活用証明書発行対象工事

企業の能力等・技術者の能力等  
においてそれぞれの証明書で3段階評価

技術者の能力等(最大1点)  
(技術者の証明書)

対象区分	評価
ICT活用工事証明 (小型ICT建機施工含む)	1.0
Light ICT活用工事証明	0.5
証明なし	0

企業の能力等(最大1点)  
(企業の証明書)

対象区分	評価
ICT活用工事証明 (小型ICT建機施工含む)	1.0
Light ICT活用工事証明	0.5
証明なし	0

### ■ICT活用証明書

令和●●年●●月●●日

〇〇〇〇建設(株)  
〇〇〇〇 様  
**技術者宛**

国土交通省  
中国地方整備局長 印

ICT活用工事証明書

当事務所発注の下記工事について、ICT活用工事の履行を証明します。

記

工事名: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事  
担当役職: 監理技術者  
契約日: 平成28年4月1日  
受注者: 〇〇〇〇建設(株)  
建設業許可番号 00-000000  
工 期: 平成28年4月2日 ~ 平成29年3月31日

令和●●年●●月●●日

〇〇〇〇建設(株) 御中  
**企業宛**

国土交通省  
中国地方整備局長 印

中国 Light ICT活用工事証明書

当事務所発注の下記工事について、中国 Light ICT活用工事の履行を証明します。

記

工事名: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事  
契約日: 平成28年4月1日  
受注者: 〇〇〇〇建設(株)  
建設業許可番号 00-000000  
工 期: 平成28年4月2日 ~ 平成29年3月31日

### ■ICT活用証明書による評価対象工事

- 中国地方整備局発注における全てのICT対象工事(WTO対象工事を除く)  
(技術提案評価型S I 型、S II 型、施工能力評価型 I 型・II 型)

### ■インセンティブ期間

- ・企業のICT活用証明書又はLightICT活用工事証明書発行後、1年間  
配点:最大1点加点(企業の能力等)
- ・技術者のICT活用証明書又はLightICT活用工事証明書発行後、2年間  
配点:最大1点加点(技術者の能力等)
- ・審査基準日(申請書の提出期限)で証明書の有効期限を確認

# 入札落札方式と工事種別毎の等級区分

- R3に新たな工事種別として「橋梁補修工事」を追加し、「造園」の等級区分を廃止。
- R6にWTO(政府調達協定対象)が8.1億円に変更。
- R7から、発注標準見直しにより、**等級区分の予定価格が変更。**

予定価格	R4~R5中国運用		R6~中国運用		負担行為 担当官	01一般土木		02アスファルト		07電気設備		その他 ※ランク無し	
	一般競争入札(政府調達協定対象)					05建築		08暖冷房 衛生設備		03鋼橋上部		04造園	
	<p>施工実績等の条件を付して公告し、条件を満足している企業は全て入札に参加</p>				本官 (局長)	Aランク		Aランク		Aランク		06木造建築	
	8.1億円					8.2億円 (R6:8.1億円)						09Co舗装	
	6.8億円				分任官 (事務所長) ただし官庁営繕に係るものは2.3億円未満	Bランク		Aランク		Bランク		10PC	
	一般競争入札					3.4億円 (R6:3.0億円)		3.4億円 (R6:3.0億円)		2.3億円 (R6:2.0億円)		11法面処理	
	<p>政府調達協定対象に対し、等級区分、地域要件、工事成績、その他地整局長が必要と認める事項を新たに追加した条件を付して公告し、条件を満足している企業は全て入札に参加</p>				Cランク		1.4億円 (R6:1.2億円)		Bランク		12塗装		
	0.6億円		0.6億円				Bランク		Cランク		13維持修繕		
	0.6億円		0.6億円								14しゅんせつ		
	原則、全て一般競争入札 (港湾空港関係を除く工事)		原則、全て一般競争入札								15グラウト		
											16杭打ち		
											17さく井		
											18プレハブ建築		
											19機械設備		
											20通信設備		
											21受変電設備		
											22橋梁補修		

# 令和7年度 土木工事積算基準改定概要

---

(4月1日適用)

# 令和7年度 土木工事積算基準等の改定内容

## 1. 直轄工事等における積算改定（働き方改革関係）

- 現場環境の改善費用の充実（熱中症対策・防寒対策）
- 完全週休2日（土日）の実現等の多様な働き方への支援
- 移動時間を踏まえた歩掛改定

## 2. 現場実態を踏まえた改定

- 土木工事標準歩掛の改定
- 施工パッケージ型積算関係の改定
- 鋼橋製作工の歩掛の改定
- ICT活用工事の拡大、積算の改定

## 3. その他

- 工事・業務の令和7年度積算基準の適用スケジュール

# 現場環境の改善費用の充実(熱中症対策・防寒対策)

- 従来、国土交通省直轄工事の積算では、ミストファン等の設備対応を共通仮設費(現場環境改善費)、経口保水液・空調服等の労務管理にかかる費用を現場管理費(真夏日の日数に応じて補正)にて計上。
- 工期設定では、猛暑日を考慮して設定。想定以上に猛暑日が確認された場合、適切に工期変更(延長)を行い、工期延長日数に応じて増加費用を計上。
- **令和7年度より、「現場環境改善費」(率計上)から避暑(熱中症対策)・避寒対策費を切り離し、熱中症対策・防寒対策にかかる費用を「現場環境改善費」(率計上)の50%を上限に、設計変更を実施。**

## <共通仮設費(現場環境改善費)>

現行

率計上費目	実施する内容(率計上分)
現場環境改善(仮設備関係)	1. 用水・動力等の供給設備 2. 緑化・花壇 他
現場環境改善(営繕関係)	1. 現場事務所の快適化 2. 労働宿舍の快適化 他
現場環境改善(安全関係)	1. 盗難防止対策 2. イメージアップ経費 3. <b>避暑(熱中症対策)・避寒対策</b>
地域連携	1. 見学会の開催 2. デザイン工事看板 他

※計上費目4項目から5つ選択(1項目重複)



今後

率計上費目	実施する内容(率計上分)
現場環境改善(仮設備関係)	1. 用水・動力等の供給設備 2. 緑化・花壇 他
現場環境改善(営繕関係)	1. 現場事務所の快適化 2. 労働宿舍の快適化 他
現場環境改善(安全関係)	1. 盗難防止対策 2. イメージアップ経費
地域連携	1. 見学会の開催 2. デザイン工事看板 他

※計上費目4項目から5つ選択(1項目重複)

**積み上げ計上費目(精算時の設計変更対象)**

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、設計変更。なお、積み上げ計上の場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される現場環境改善費の50%を上限。

# 完全週休2日(土日)の実現に向けた取り組み

## ■ 中国地方整備局におけるR7取り組み方針

- 週休2日が定着したことを踏まえ、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け総力を挙げ取り組む。
- **令和7年度からは、完全週休2日(土日)の実現に向けた取組を実施**

## 週休2日工事の発注方針(案)



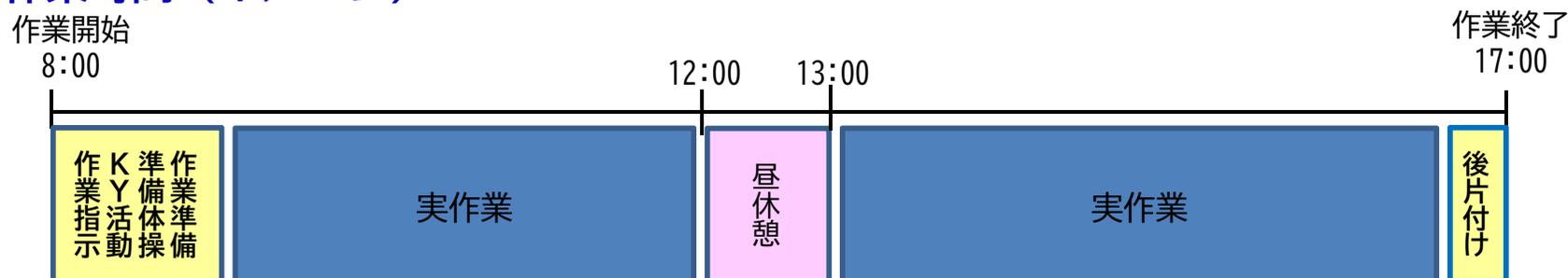
発注方式	週休2日の種類	完全週休2日(土日)	月単位	通期
			【補正係数】 ・労務費 1.02 ・共通仮設費率 1.02 ・現場管理費率 1.03	【補正係数】 ・労務費 1.02 ・共通仮設費率 1.01 ・現場管理費率 1.02
本官 発注者指定方式 <完全週休2日(土日)>		当初発注		
分任官 受注者希望方式 <完全週休2日(土日)>		当初発注	契約後に選択可	

# 移動時間等を踏まえた歩掛改定

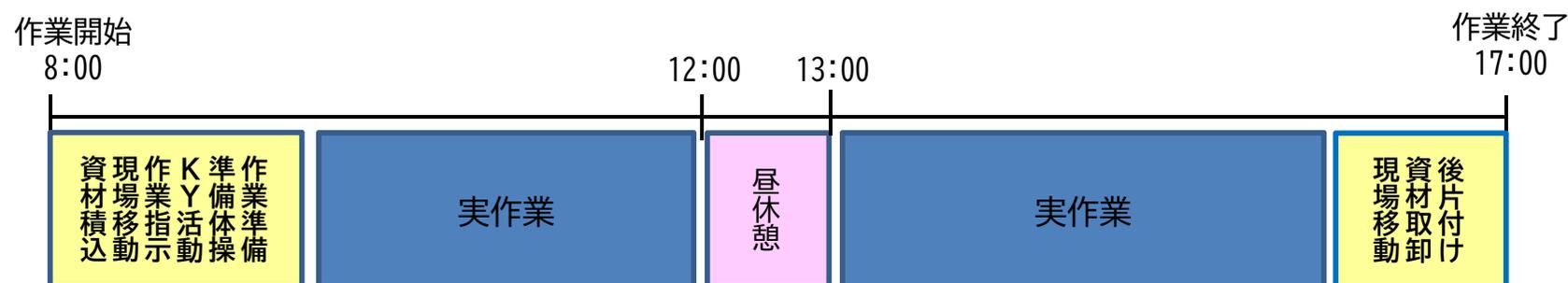
## 時間外労働の上限規制対応【移動時間を考慮した歩掛の改正】

- KY活動や準備体操、現場内の移動時間や後片付け等は一日の作業時間（就業時間）に含まれており、標準歩掛においても適切に反映されている。
- 路上工事など常設の作業帯が現場に設けられない工事において、別途設けられた資材基地から現場への移動時間を適切に反映できるよう、令和4年度に調査表の全面見直しを実施。
- 令和6年度は、路上工事だけでなく仮設工事においても同様の傾向が見られたことから、これを適切に反映。

### ■従前の作業時間（イメージ）



### ■移動時間を踏まえた作業時間（イメージ）



- 切削オーバーレイ工など10工種で、現場移動等により実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。 ⇒ R7年度歩掛改正に反映

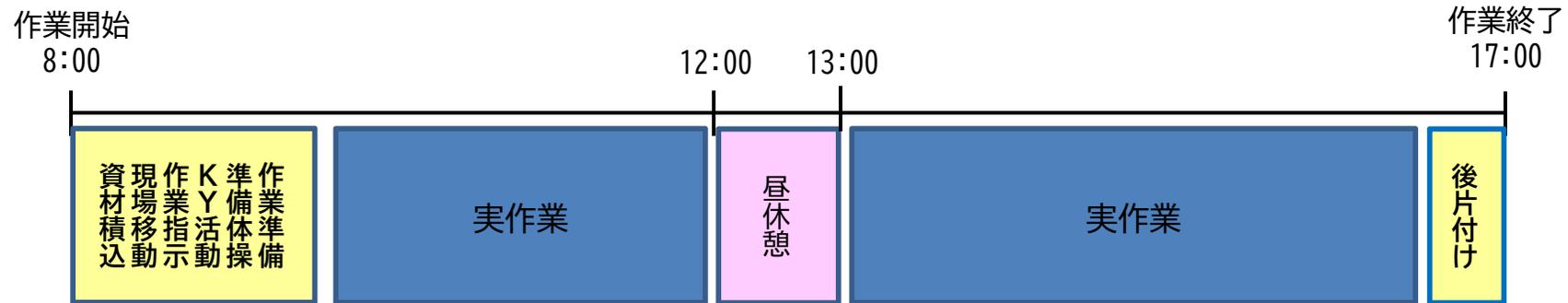
切削オーバーレイ工、構造物補修工（断面修復工）、油圧圧入引抜工、床版補強工、塵芥処理工、排水構造物工（暗渠排水管）、路盤工、路盤工（ICT）、透水性アスファルト舗装工、沓座拡幅工

# 移動時間等を踏まえた歩掛改定

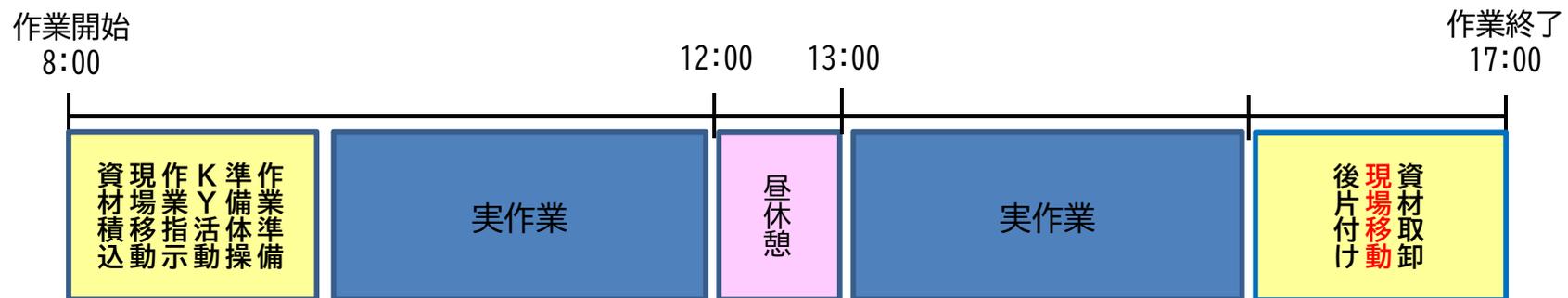
## 時間外労働の上限規制対応【建設機械の回送時間を考慮した歩掛の改正】

- 令和6年度は、建設機械を日々回送して使用する工種において、日当たり施工量に変動が見られたことから、これを適切に反映。

### ■従前の作業時間（イメージ）



### ■移動時間の増加により変化した作業時間（イメージ） ※日々回送する移動式クレーン



- 鋼橋架設のバント設備にかかる工種において、移動式クレーンが日々回送することで実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。 ⇒ 令和7年度歩掛改正に反映

鋼橋架設工（バント設備設置・撤去、バント基礎設置・撤去）

# 1. 土木工事標準歩掛 【令和7年度改定：14工種】

土木工事標準歩掛は、土木請負工事費の積算に用いる標準的な施工条件における単位施工量当たり、若しくは日当たりの労務、材料、機械等の規格や所要量について工種ごとにとりまとめたもので、「施工合理化調査等の実態調査」の結果を踏まえ、新規工種の制定及び既存制定工種を改定

## (1) 新規制定【3工種】

- ①排水材設置工（水平排水層）、②中層混合処理工（ICT）、③切削オーバーレイ工（ICT）



排水材設置工（水平排水層）



中層混合処理工（ICT）



切削オーバーレイ工（ICT）

## (2) 使用機械、労務等の変動による改定【6工種】

- ①スラリー攪拌工、②全回転オールケーシング工、③残存型砕工、④締切排水工、⑤雪寒仮囲い工、⑥大型土のう工

## (3) 移動時間を考慮した改定【4工種】

- ①構造物補修工（断面修復工）、②切削オーバーレイ工、③油圧圧入引抜工、④床版補強工

## (4) 建設機械の回送時間を考慮した改定【1工種】

- ①鋼橋架設工



大型土のう工



雪寒仮囲い工



鋼橋架設工



油圧圧入引抜工

## 2. 施工パッケージ関係歩掛 【令和7年度改定：10工種】

施工パッケージ型積算基準は、土木請負工事費の積算に用いる標準的な施工条件における機械経費、労務費、材料費を含む単位施工量当り「単価」を工種区分毎に設定したもので、「施工合理化調査等の実態調査」の結果を踏まえ、施工パッケージ型積算基準及び標準単価表を改定

### (1) 使用機械、労務等の変動により改定を行う工種 【4工種】

- ①発泡スチロールを用いた超軽量盛土工、
- ②護岸基礎ブロック据付工、③舗装版クラック補修工、
- ④消波根固めブロック工



発泡スチロールを用いた超軽量盛土工



護岸基礎ブロック据付工

### (2) 移動時間を考慮した工種 【6工種】

- ①排水構造物工（暗渠排水管）、 ②塵芥処理工、
- ③路盤工、④路盤工（ICT）、⑤透水性アスファルト舗装工、
- ⑥沓座拡幅工



路盤工（ICT）



排水構造物工（暗渠排水管）

### 「施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）」の公表

施工パッケージ型積算方式の理解向上に資するため、施工パッケージ標準単価の代表機労材規格のうち、**代表機械規格及び代表労務規格の参考数量（積算単位当りの労務の人工数や機械の運転日数等）**を「施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）」として、**国土技術政策総合研究所HPに掲載**（令和7年3月末公表）。

([https://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme\\_sekop.htm](https://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm))

○ 鋼橋製作工の歩掛について、製作現場の実態を踏まえ改定

● 製作費

鋼橋製作費 本体製作工  
加工組立工数(標準工数(人/個))

種別		現行	改定
丸型鋼橋脚	a1 大型	6.39	6.76
	a2 小型	0.54	0.57

鋼橋製作費 本体製作工  
仮組立て工数(標準工数(人/個))

種別		現行	改定
鋼床版鋸桁	c	3.61	4.17
アーチ	c	2.55	2.70

鋼橋製作費 付属物製作工数 伸縮継手(標準工数(人/t))

形式		現行	改定
フィンガー形式(J-1)	d	11.2	15.3
車道部はフィンガー形式 歩道部重ね合わせ(踏板)形式(J-2)	d	12.2	14.9

## 「ICT建設機械による施工」の積算における「保守点検」の廃止

○作業前後において、ICT建設機械は通常建設機械とは異なり、通信機器や表示モニター等の点検や確認に要する作業が別途必要となることから、保守点検費用として以下の算定式により費用を計上していた。

### 【保守点検】

$$\text{保守点検} = \text{土木一般世話役 (円)} \times 0.05 \text{ (人/日)} \quad \times \quad \frac{\text{施工数量 (m}^3\text{)}}{\text{作業日当り標準作業量 (m}^3\text{/日)}}$$

○実態調査の結果、点検・確認作業にかかる時間に差異が見られなかったことから、保守点検費用の別途計上を廃止。

### <通常建設機械の点検作業>

作動油チェック、残燃料確認、油漏れ・水漏れ目視点検、履帯緩み確認、グリス給脂、バックカメラ点検などを実施



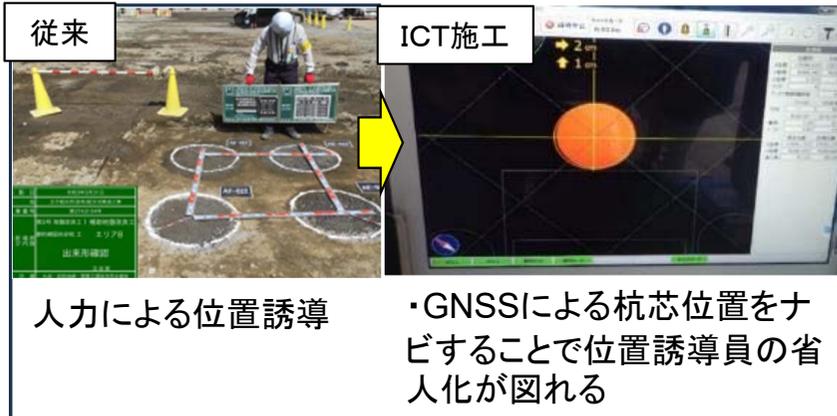
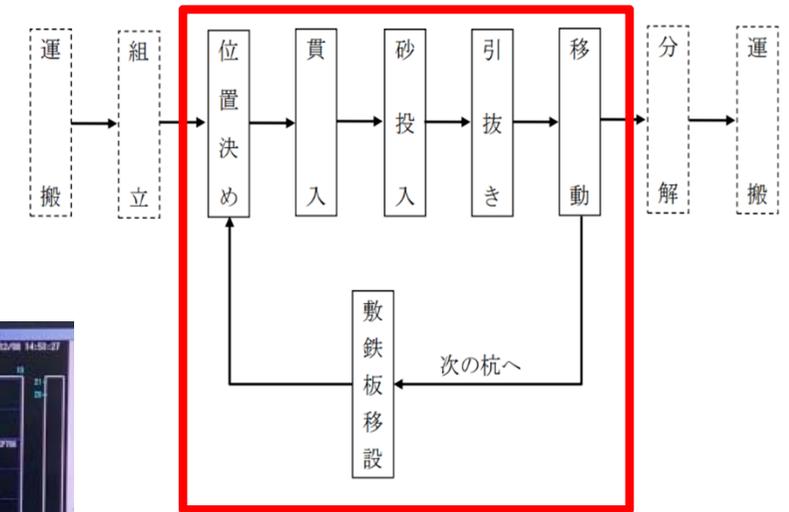
## 軟弱地盤処理工(サンドコンパクションパイル工)(ICT)の新規制定

### 【概要】

ICTを活用し、地盤改良が必要な箇所に建設機械を設置する位置決め作業や施工後の杭径、間隔、杭深の確認作業の効率化を図る工法。

また、取得データにより砂投入量も確認できるので、杭品質の向上も期待できる。

### 【施工フロー】



位置決め作業の効率化



計測データを用いた砂投入量の管理

### 【今回整備】

- ICT活用工事 実施要領
- ICT活用工事 積算要領
- 3次元計測技術を用いた出来形管理要領

# 【参考】 公共工事設計労務単価

---

# 令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について

## ポイント

- (1) 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 時間外労働の上限規制への対応に必要な費用を反映

## 全国

全 職 種 (24,852円)

令和6年3月比；+6.0%

主要12職種※ (23,237円)

令和6年3月比；+5.6%

※「主要12職種」は通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

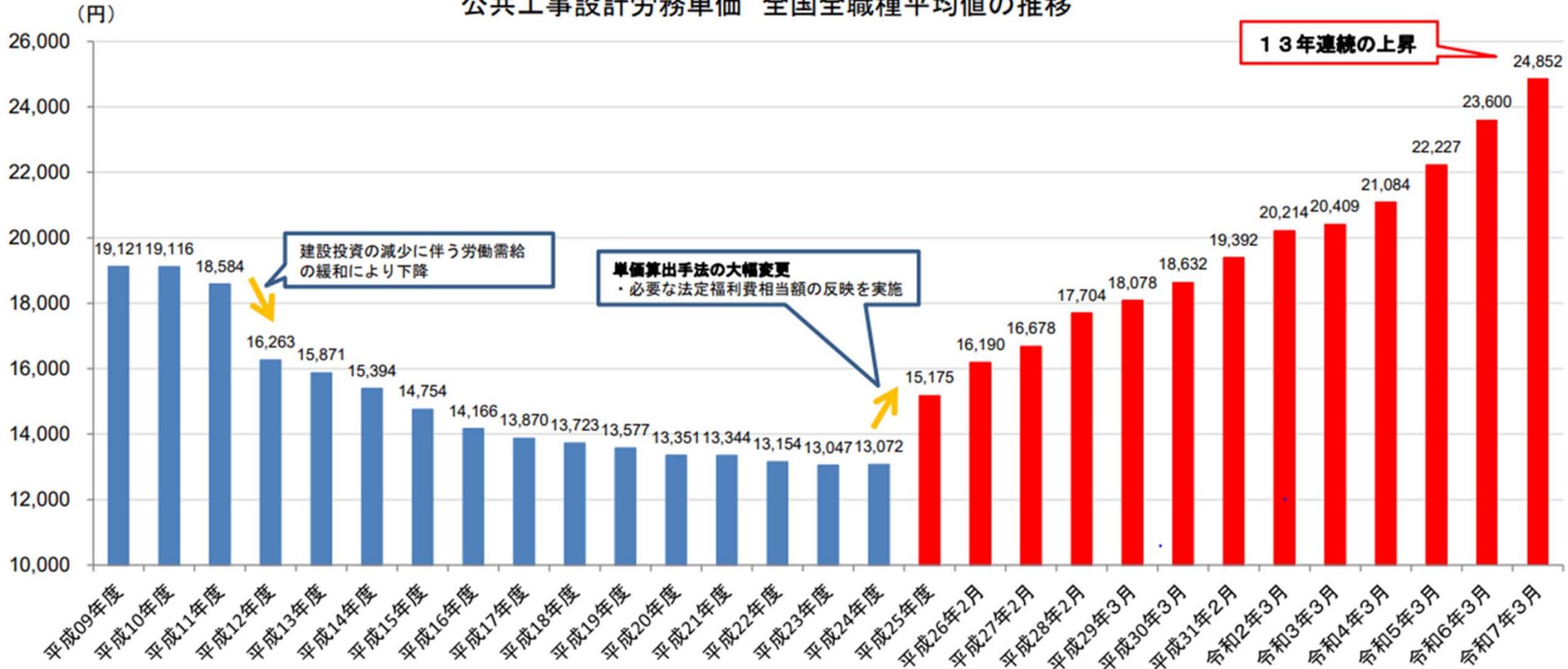
## 主要12職種

職種	全国平均値	令和6年度比	職種	全国平均値	令和6年度比
特殊作業員	27,035円	+5.6%	運転手（一般）	24,605円	+5.4%
普通作業員	22,938円	+5.3%	型わく工	30,214円	+5.1%
軽作業員	18,137円	+6.8%	大工	29,019円	+6.3%
とび工	29,748円	+4.8%	左官	29,351円	+6.8%
鉄筋工	30,071円	+5.9%	交通誘導警備員A	17,931円	+5.7%
運転手（特殊）	28,092円	+5.0%	交通誘導警備員B	15,752円	+5.7%

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

# 令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について

## 公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移



### 参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	H24比
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+6.0%	+85.8%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+5.6%	+85.6%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出した。

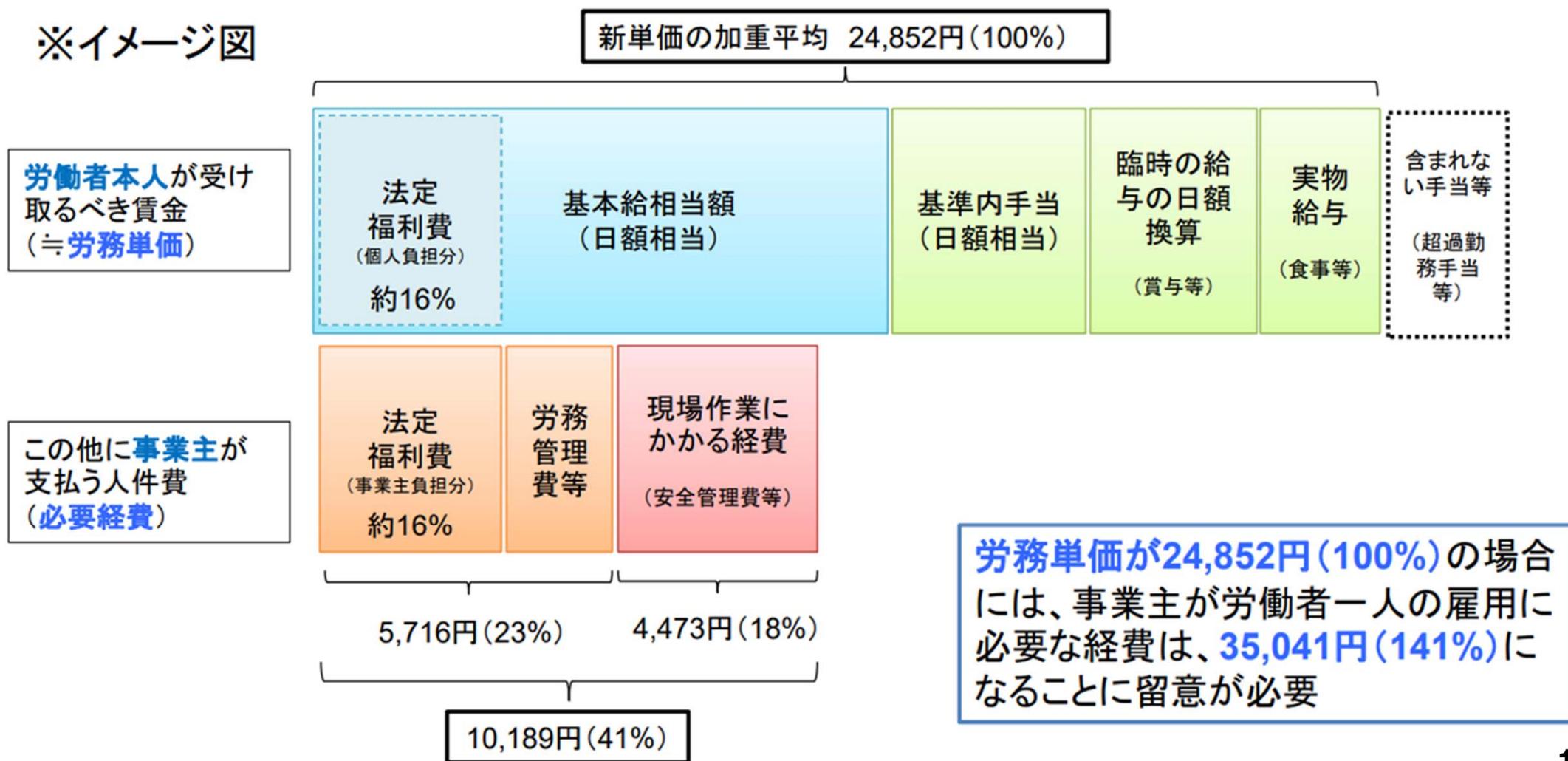
注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

# 「公共工事設計労務単価」と「雇用に伴う必要経費」の関係

- 労働者本人が受け取るべき賃金を基に、日額換算値(所定内労働時間8時間)として**労務単価を設定**  
⇒ 例えば、日給制の労働者が受け取る日当よりも広い概念。法定福利費も全額反映
- 労務単価には、**事業主が負担すべき必要経費(法定福利費、安全管理費等)**は含まれていない。
- 事業主が下請代金に**必要経費分を計上しない**、又は下請代金から**必要経費を値引く**ことは**不当行為**

## ※イメージ図



# 令和7年度 業務の入札・契約手続き等の主な改定内容

---

# 入札・契約方針（案） 主な取組と令和7年度の対応

区分	取組項目	R 7 対応		
		継続	変更	新規
競争性確保	入札契約方式（発注方式の選定）	○		
	W T O 基準額	○		
	海外業務実績の技術者評価	○		
	業務成績の評価	○		
品質確保	設計共同体の取扱い	○		
	低入札者対策（増員担当技術者の配置）	○		
	工事の設計サポート（建設コンサルタント）登録制度	○		
	民間資格の登録制度（国土交通省登録資格）	○		
働き方改革	一括審査方式の試行	○		
	加算点通知の試行（追加参考資料の提出）	○		
	賃上げ実施表明企業の評価	○		
	<b>技術提案簡素化型の試行</b>			○
生産性の向上	中国インフラ D X 表彰の評価	○		
担い手確保	<b>ワーク・ライフ・バランス等促進</b>		○	
	地域要件の設定	○		
	<b>業務チャレンジ型の試行</b>		○	
	地域企業参加型 J V の評価			
	地方自治体業務成績の評価	○		
	若手技術者の育成支援制度（管理補助技術者の配置）	○		
	手持ち業務量の制限（部分引渡し）	○		
	手持ち業務量の制限（当該年度完了業務）	○		



■企業の人材育成・定着に役立つ3つの認定制度(えるぼし・くるみん・ユースエール)の認定企業を評価することで、働きやすい職場環境整備を促進

◇業務の参加表明者評価において、厚生労働省が認定する3つの認定制度のいずれかの認定企業に対し、指名段階(技術提案書の提出者を選定するための評価)で0.5点の加点評価を行う。

◇令和7年度より、全ての業務を評価対象とする。

<参考>

- 女性の活躍推進に向けた公共調達の実施と、H28年度から物品役務の調達において、参加企業評価時に厚生労働省が認定する「くるみん」「えるぼし」の認定企業を加点評価する取組みがスタート。

<評価方法>

以下の認定企業に対し、指名段階(技術提案書の提出者を選定するための評価)で0.5点加点する。

- 女性活躍推進法に基づく認定【えるぼし認定、プラチナえるぼし認定】(※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る)
- 次世代法に基づく認定【くるみん認定・プラチナくるみん認定、トライくるみん認定】
- 若者雇用促進法に基づく認定【ユースエール認定企業】

	えるぼし認定	くるみん認定	ユースエール認定
根拠法令	女性活躍推進法	次世代育成支援対策推進法	若者雇用促進法
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の活躍推進に関する取組みの実施状況が優良な事業主は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕事と家庭の両立支援やワークライフバランスを進めるため「行動計画」を立てて実施し、一定の要件を満たした企業は、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受けることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業は、厚生労働大臣の認定を受けることができる。</li> </ul>
認定基準(一部抜粋)	男女別の採用における競争倍率(応募者数/採用者数)が同程度 ※評価基準の一部に一定期間(1年)が必要なものあり	男性の育児休業等の取得者が1人以上いること ※行動計画は2年以上5年以下	学卒求人など、若者対象の正社員の求人申込みまたは募集を行っていること ※卒業後3年以内の既卒者が応募可
認定マーク	<p>様々な企業や社会の中で活躍し、星のように輝く女性への「エール」と、そんな輝く女性が増えていくようにとの願いを込められている。</p>  <p>左のマークは3段階目 女性が活躍しています！ プラチナえるぼし 女性が活躍しています！</p>	<p>赤ちゃんが大事に包まれる「おくるみ」と「職場ぐるみ、会社ぐるみ」で仕事と子育ての両立支援に取り組もうという意味が込められている。</p>  <p>プラチナくるみん 2024年度認定 2024年度認定 2000年標準</p>	<p>若者がやる気に満ちあふれ、腕をふるう姿を、赤い丸はその活力を意味し、若い力で日本の活力を上昇させていくイメージを表現しています。</p>  <p>ユースエール 2000年標準</p>

## 【業務チャレンジ型】

- ・地域コンサルタントの技術力向上、育成を目的に国土交通省の業務実績がない企業の参加機会を確保するため、業務成績や表彰を評価項目とせず、災害協力や災害協定の締結などを評価する試行業務とし、令和元年度より、従来、価格競争で行っていた予定価格20百万円未満の業務を対象に適用可能として試行開始。令和5年度からは、金額による制限を撤廃。
- ・令和7年度からは、企業の新規参入の機会拡大を目的として、地域内における本店の有無を評価項目に加えるなどした「業務チャレンジ型(Ⅱ型)」を追加し、予定価格20百万円※未満の業務を対象として試行する。(これに伴い、従来型は「業務チャレンジ型(Ⅰ型)」とし、予定価格20百万円※以上の業務に適用。)  
※「予定価格20百万円」は目安とする。

## 【対象業務】

これまで価格競争で行っていた「測量業務」、「地質調査業務」、「土木関係建設コンサルタント業務」

## 【契約方式】

一般競争入札方式(総合評価落札方式) 価格点:技術点の割合 1:1

## 【競争参加資格要件】

- ・中国地方整備局における令和7・8年度測量業務(又は地質調査業務/土木関係建設コンサルタント業務)に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- ・中国地方整備局管内(又は〇〇県内/〇〇地方生活圏内)に本店(支店又は営業所)を有していること。
- ・平成27年度以降公示日までに完了した業務のうち、企業及び配置予定主任技術者(管理技術者)において、同種又は類似業務の実績を有すること。(発注機関は問わない)
- ・配置予定主任技術者(管理技術者)における公示日現在の手持ち業務量が、5億円未満かつ10件未満であること。
- ・本業務を履行する上で配慮すべき実施方針の記載が適切であること。

# 【参考】設計業務委託等技術者単価

---

# 令和7年3月から適用する設計業務委託等技術者単価

## 1. 設計業務委託等技術者単価とは

- ・ 国土交通省が発注する設計業務委託等（設計・測量・地質等）の積算に用いる全国一律の単価。
- ・ 毎年度実施している給与実態調査結果に基づいて、20職種（職階）の単価を設定。

## 2. 令和7年度技術者単価の概要

		対前年度比 (H24比)
<b>【全職種（職階）単純平均】</b>	<b><u>49,570円</u></b>	<b><u>+5.7%</u> (+58.6%)</b>
(内訳)		対前年度比
設計業務（7職階）	平均 59,643円	+5.2% (+55.6%)
測量業務（5職階）	平均 43,520円	+9.3% (+91.9%)
航空・船舶関係業務（5職階）	平均 44,480円	+3.2% (+46.6%)
地質調査業務（3職階）	平均 44,633円	+6.2% (+63.7%)

(参考)近10か年の伸び率(全職種(職階)平均)										
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
全職種:	+4.7%	+3.8%	+3.1%	+3.0%	+3.7%	+3.1%	+1.6%	+3.2%	+5.4%	+5.5%

**ご清聴ありがとうございました**